

Ota City Comprehensive Plan

第2次
太田市総合計画
2017 ▶ 2024



「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」 を目指して

私たちのまち「太田市」は、平成17年3月28日の1市3町による合併から、今年で13年目を迎えます。その間、新市として初めての総合計画となる「新生太田総合計画」に掲げた将来都市像「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を目指し、北関東随一の工業都市として、着実に発展を遂げてまいりました。

しかし、「新生太田総合計画」策定から10年が経過した現在、各自治体を取り巻く環境は大きく変動しています。経済活動のグローバル化や地球環境問題の深刻化など地域を超えた課題をはじめ、人口減少・超高齢化社会の到来といった社会構造的な課題、度重なる自然災害や高度経済成長期に整備したインフラの老朽化対策など、様々な課題に的確に対応し、将来にわたって都市の活力を維持していかなければなりません。

「第2次太田市総合計画」では、このような時代にあっても、本市のこれまでの取り組みの成果を活かし、諸課題に対応したまちづくりを進めていくため、「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現に取り組むこととしています。

今後は、限られた経営資源を最大限に有効活用するとともに、市民の皆様との連携と協働により、本計画を着実に推進し、次世代に誇れる太田市となるよう各種事業に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、たくさんのご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様、心から感謝申し上げます。

平成29年3月 太田市長

清水聖義

● 市章

かつて、この地域を治めていた新田氏の旗印である大中黒をベースに、右下に市名をひらがなで配置。大中黒に脈々と受け継がれる伝統と革新の精神を表現しています。



(平成17年6月28日制定)

マスコットキャラクター

● おおたん

太田市のアルファベット表記の頭文字「O」を基調にし、頭部の4つの丸は合併した4市町を表し、体の色(緑)は自然に恵まれた市をイメージしています。



(平成17年10月1日制定)

● 市のシンボル木・木・花 (平成17年10月1日制定)



シンボル木=マツ



市の木=モクセイ



市の木=カエデ



市の木=イチヨウ



市の花=キク



市の花=サルビア



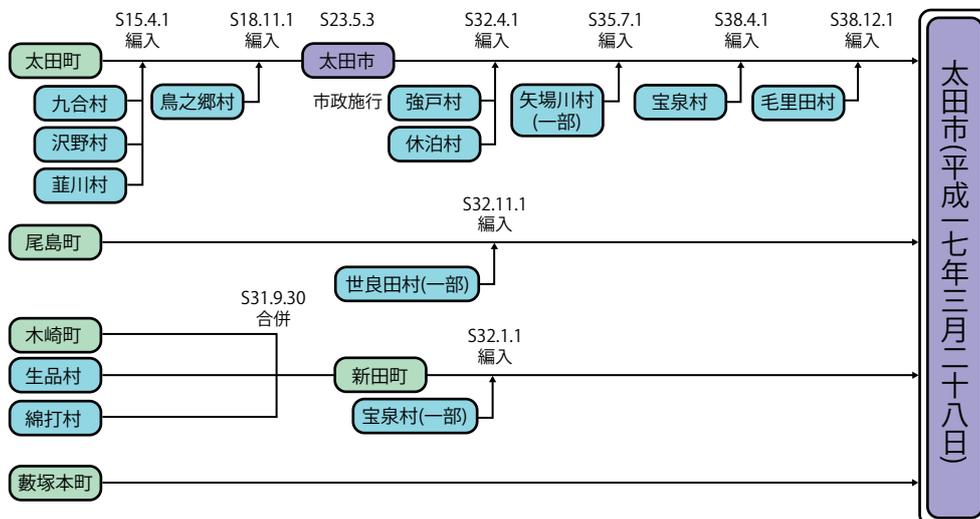
市の花=シュンラン



市の花=ツツジ

● 太田市のあゆみ

明治22年以降の市町村合併の経緯



目次

■ 序論

1	計画策定の趣旨	8
2	計画の構成と計画期間	9
3	市の概況と時代の潮流	10
4	市民の意識	18
5	計画策定の視点	22

■ 基本構想

1	基本構想の目的	26
2	将来都市像	26
3	まちづくりの基本理念	28
4	基本目標	30
5	人口の将来展望	36
6	土地利用の考え方	38

■ 行動計画

1	行動計画の目的	44
2	重点戦略	44
3	財政計画	46
4	分野別施策	47

基本理念Ⅰ 教育文化の向上

教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり

1	義務教育の推進	52
2	高校教育の充実	54
3	青少年の健全育成	56

生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり

4	スポーツの振興	58
---	---------	----

豊かな心と文化を育むまちづくり

- 5 生涯学習の推進 60
- 6 芸術文化の推進 62
- 7 文化財の保護活用 64

基本理念Ⅱ 福祉健康の増進

みんなで支える福祉のまちづくり

- 8 介護・高齢者福祉の推進 66
- 9 障がい者福祉の推進 68
- 10 地域福祉の推進 70

安心して子育てができるまちづくり

- 11 子ども・子育て支援の充実 72

健康で元気に暮らせるまちづくり

- 12 健康の増進 74
- 13 医療・保険制度の充実 76

基本理念Ⅲ 生活環境の整備

災害に強いまちづくり

- 14 防災対策の推進 78
- 15 消防・救急体制の充実強化 80
- 16 安全な居住環境の推進 82

日常生活の安全を向上させるまちづくり

- 17 防犯体制の強化 84
- 18 消費生活の安定 86
- 19 交通安全対策の推進 88

良好な環境を保全し向上させるまちづくり

- 20 環境政策の推進 90
- 21 生活環境の保全 92
- 22 廃棄物の適正処理 94

基本理念Ⅳ 産業経済の振興

活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

- 23 工業基盤の整備と産業支援 96
- 24 商業基盤の整備とにぎわいの創出 98
- 25 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化 100
- 26 観光事業の推進と交流人口の増加 102

基本理念Ⅴ 都市基盤の整備

安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり

- 27 道路網の整備…………… 104
- 28 交通体系の整備…………… 106

良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり

- 29 土地利用計画の策定・推進…………… 108
- 30 景観の保全…………… 110
- 31 公園・緑地の整備…………… 112
- 32 市街地の整備…………… 114
- 33 住環境の整備…………… 116
- 34 雨水排水路・下水道の整備…………… 118

基本理念Ⅵ 健全な行政運営の推進

市民が主体のまちづくり

- 35 地区住民活動の推進…………… 120
- 36 広報広聴体制の充実…………… 122

市民が個性と能力を発揮できるまちづくり

- 37 国内外交流の推進…………… 124
- 38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現…………… 126

効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

- 39 効率的で健全な行政経営の推進…………… 128

■ 附属資料

1	策定体制……………	132
2	策定経過……………	133
3	太田市総合計画審議会……………	138
4	第2次太田市総合計画特別委員会……………	146
5	分野別個別計画……………	148
6	目標指標一覧……………	150
7	太田市まちづくり基本条例……………	155
8	太田市市民憲章・太田市の歌……………	159

序 論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成と計画期間
- 3 市の概況と時代の潮流
- 4 市民の意識
- 5 計画策定の視点

1 計画策定の趣旨

本市では、まちづくりの基本方向を示す計画として総合計画を策定し、計画的にまちづくりを進めてきました。

現行の「新生太田総合計画」は、平成 17 年 3 月 28 日をもって太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が合併して新太田市が設置されたことに伴い、太田市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定されました。平成 19 年度を初年度とし、平成 28 年度を目標年度として「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を将来の都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めていますが、計画策定から 9 年が経過し、少子高齢化や人口減少のさらなる進行、経済成長の鈍化、市民参加型社会への移行など、本市を取り巻く状況も大きく変化しています。

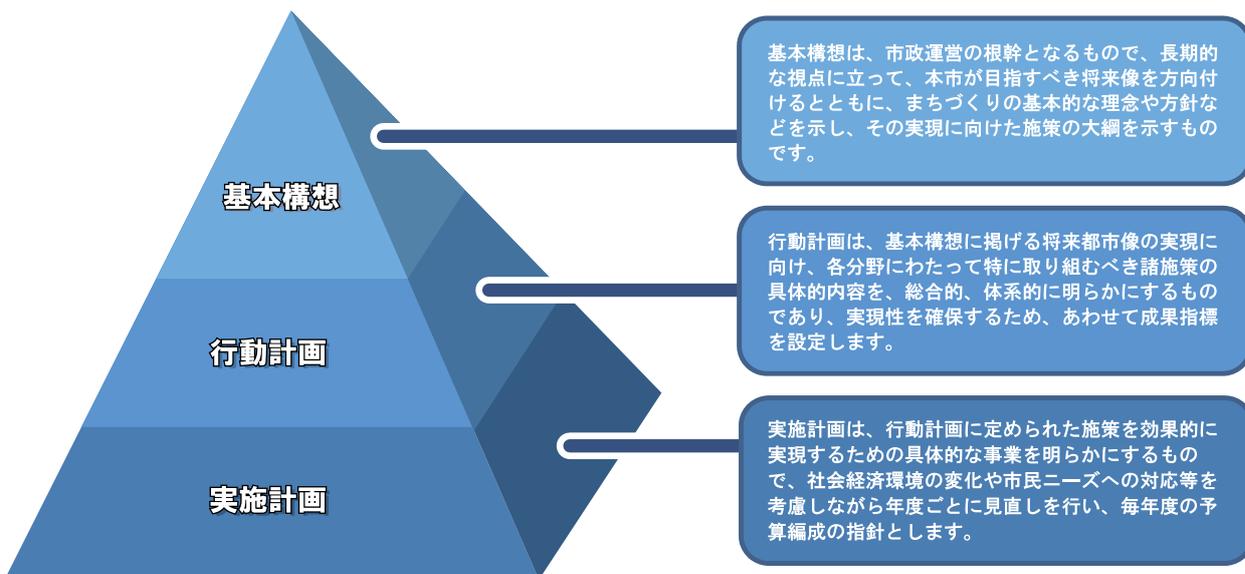
この総合計画は、こうした課題に的確に対応し、これからの時代にふさわしい魅力あるまちづくりを進めていくため、新生太田総合計画での取り組みの成果をふまえ、市民と行政のまちづくりの新たな指針として策定するものです。



2 計画の構成と計画期間

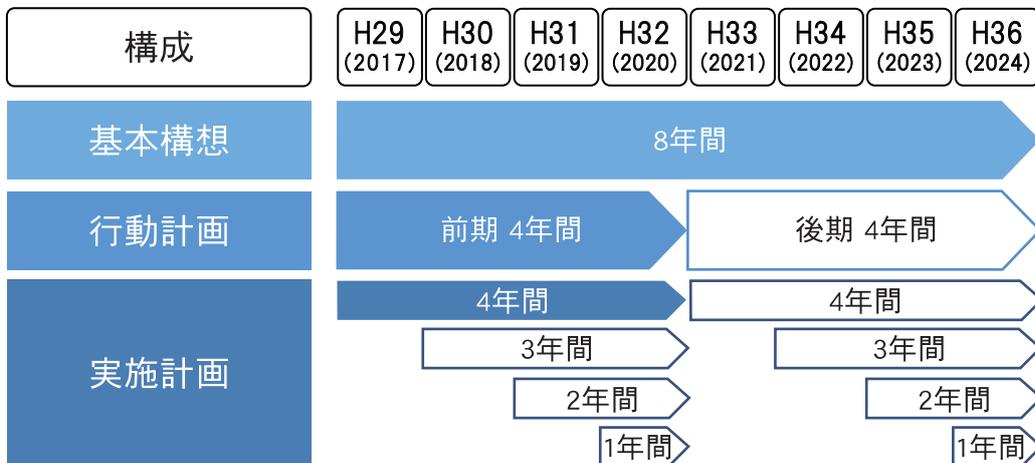
本計画は、「基本構想」と「行動計画」で構成します。さらに、総合計画に掲げる目標に向けた施策を具体的に推進するための「実施計画」をあわせて策定します。

●構成



●期間

- 基本構想：平成29年度から平成36年度までの8年間
- 行動計画：前期 平成29年度から平成32年度までの4年間
後期 平成33年度から平成36年度までの4年間
- 実施計画：4か年を単位期間とし毎年度見直し



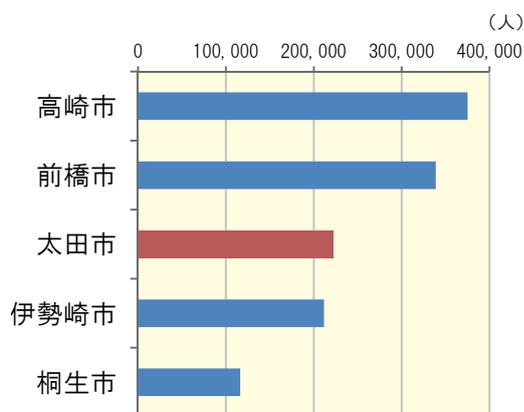
3 市の概況と時代の潮流

本市は、関東平野の北部、群馬県南東部に位置し（東経 139 度、北緯 36 度）、北は桐生市・みどり市に隣接しており、南は埼玉県深谷市・熊谷市、東は邑楽町・大泉町・栃木県足利市、西は伊勢崎市に面しています。また、東京から北西へ約 86 km の距離にあり、北関東自動車道が北部地域を通過して関越自動車道、東北自動車道と接続し、東武鉄道によって東京と接続しています。南部に利根川、北部には渡良瀬川が流れており、標高 239m の金山と八王子丘陵が北西部を走るほかは、概ね平坦な地形となっています。



市の西部を中心に肥沃な土地が広がっており、古くから農業を中心に栄えてきましたが、人口の増加等に伴い、住宅や商工業などの都市的な色彩を強め、現在では北関東有数の内陸型工業地帯として発展を遂げています。

市町村別人口



資料：平成27年国勢調査

本市の人口は、群馬県内では高崎市、前橋市に次ぐ県内第3位の人口規模となっています。東毛地域の中心的な都市として発展を続けていますが、こうした中であっても、本市を取り巻く社会・経済環境は、時代の流れとともに大きく変化しています。こうした変化は、まちづくりに様々な課題を提起し、行財政運営の各分野に大きな影響を及ぼすことから、ここでは、本市の概況と時代の潮流を整理します。

■人口を取り巻く状況

太田市の課題

- 0～64歳の人口が、平成22年(2010年)以降減少傾向にある
- 65歳以上の人口は、平成52年(2040年)まで増加傾向にある
- 出生数が減少し、平成24年(2012年)から自然減となっている
- 若年人口の減少がさらなる人口減少を招く

課題1 人口減少

課題2 出生数の低下

課題3 高齢化の進行

目標

- 人口構成の変化に対応できる社会づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 高齢者がいつまでも健康で活躍できるまちづくり

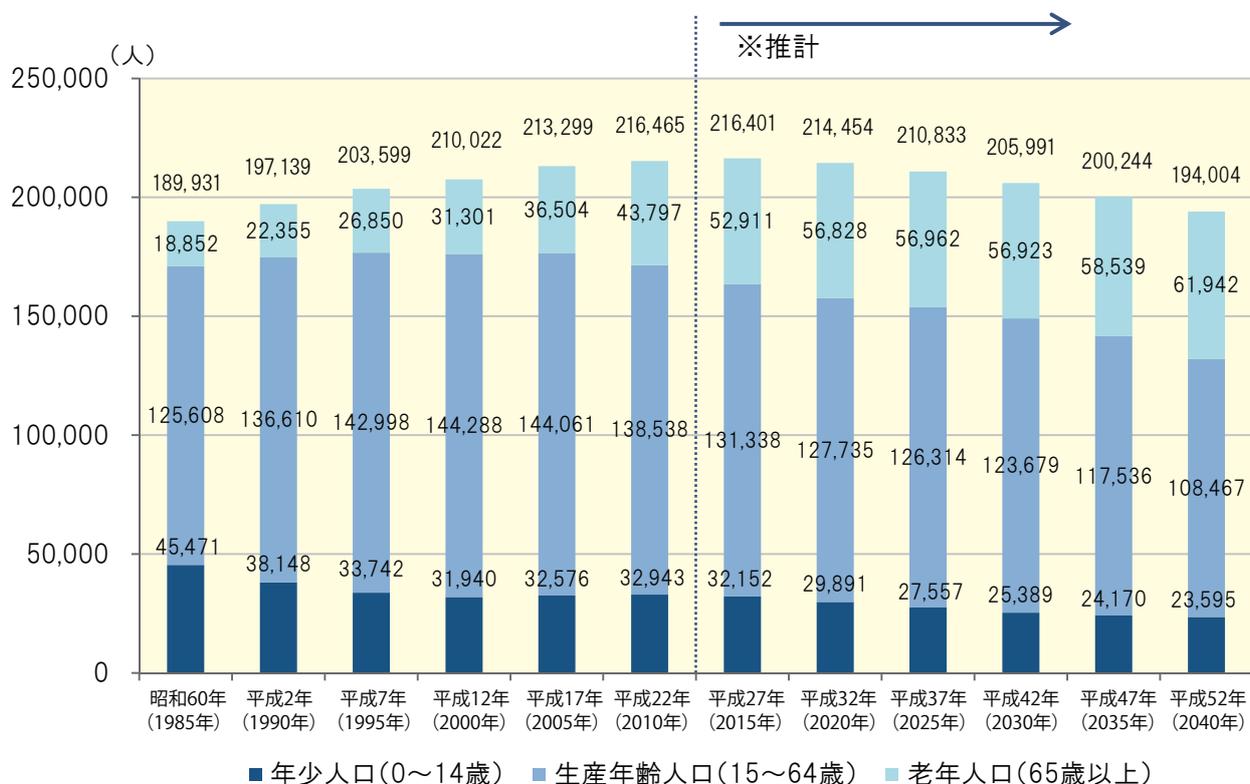
課題1

人口減少

本市の平成28年（2016年）3月末現在の住民基本台帳人口は223,030人となっており、現行の総合計画がスタートした平成19年（2007年）4月1日現在の人口218,185人と比較すると4,845人（2.2%）の増加となっています。

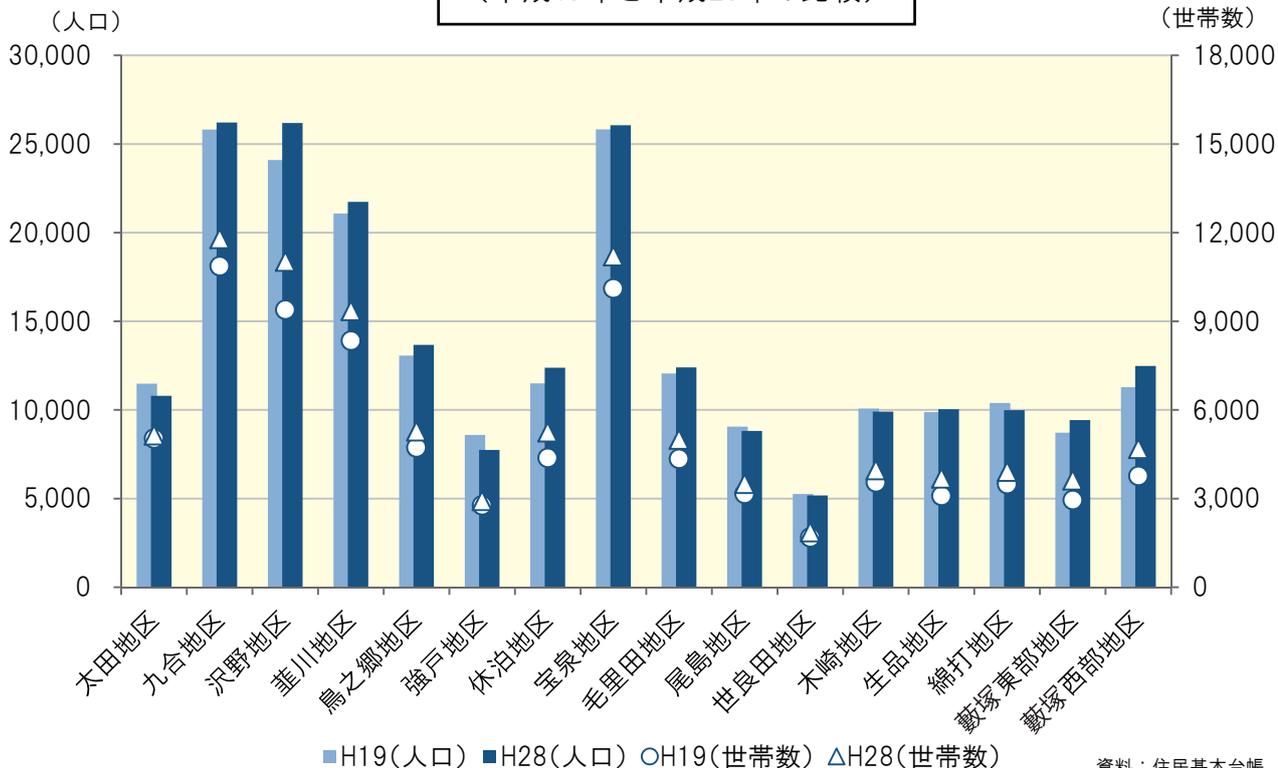
全国的に人口減少となる中であっても、本市の総人口は、これまで右肩上がりに増加を続けてきました。しかしながら、年齢3区分別に見てみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年（1985年）以降減少しており、子育て支援の強化などで平成12年（2000年）を底に微増に転じましたが、昭和60年（1985年）時点の年少人口数には至っていません。また、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年（1995年）以降横ばいでしたが、平成20年（2008年）のリーマンショックの影響による転出超過の影響もあり、平成22年（2010年）には減少に転じ、今後も少子化の影響から減少し続けることが予想されます。老年人口については増加傾向となりますが、こうした年齢構成などからみると本市においても、今後、人口減少が進むことが予想されています。

本市の人口の推移と見通し

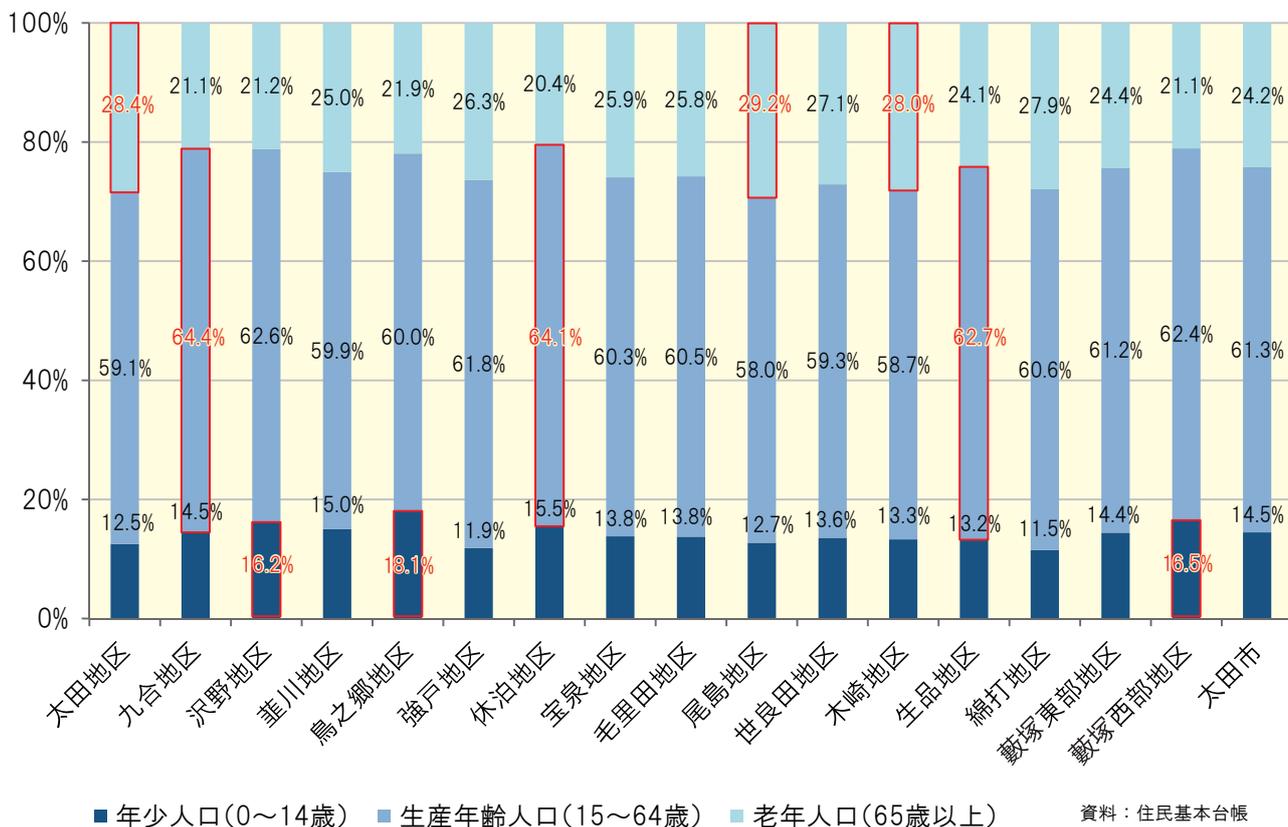


※2010年までは、総務省「国勢調査」から作成。2015年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基に作成。

地区別人口及び世帯数の増減
(平成19年と平成28年の比較)



地区別の年齢構成
(平成28年)



課題2

出生数の低下

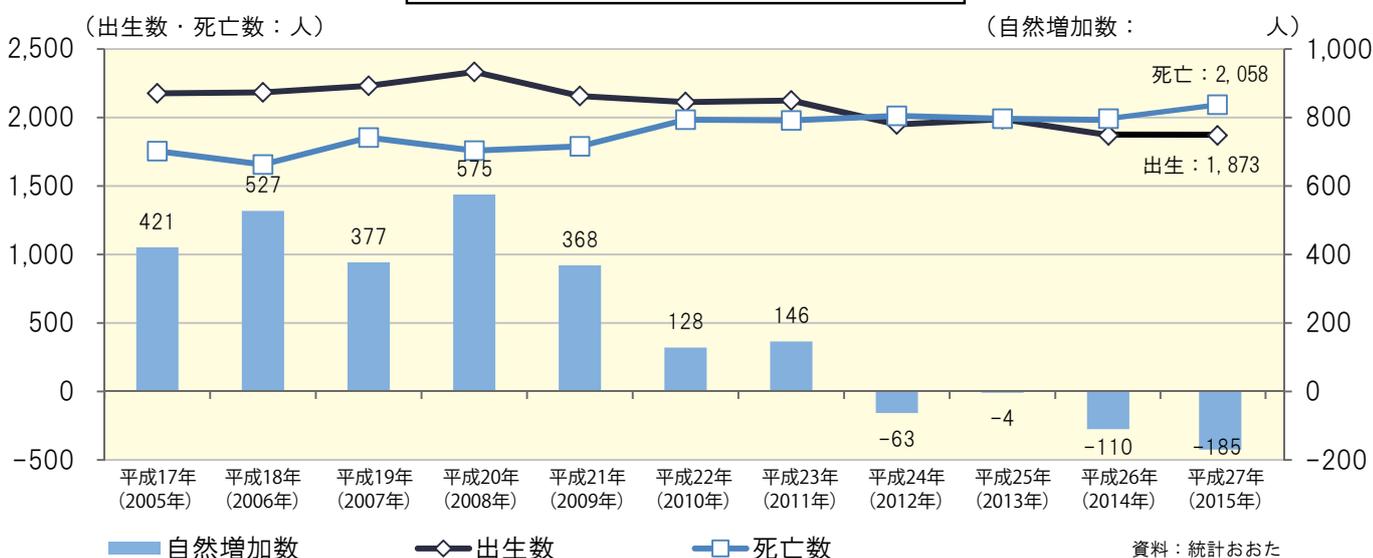
本市の出生数は、平成24年（2012年）から2,000人を割り込み、減少傾向にあります。全国的な問題である出生数減少の要因としては、母親世代の人口が減少しているという人口構造上の問題に加え、未婚率の上昇や晩婚化等が考えられます。

本市における将来の経済活動や社会的機能の担い手を一定の規模で保持していくためには、人口構造の若返りが必要であり、そのためには生まれてくる子どもの数を増やしていくことが必要です。そのためにも、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

本市の出生数と合計特殊出生率の推移



本市の自然動態（出生・死亡）の内訳



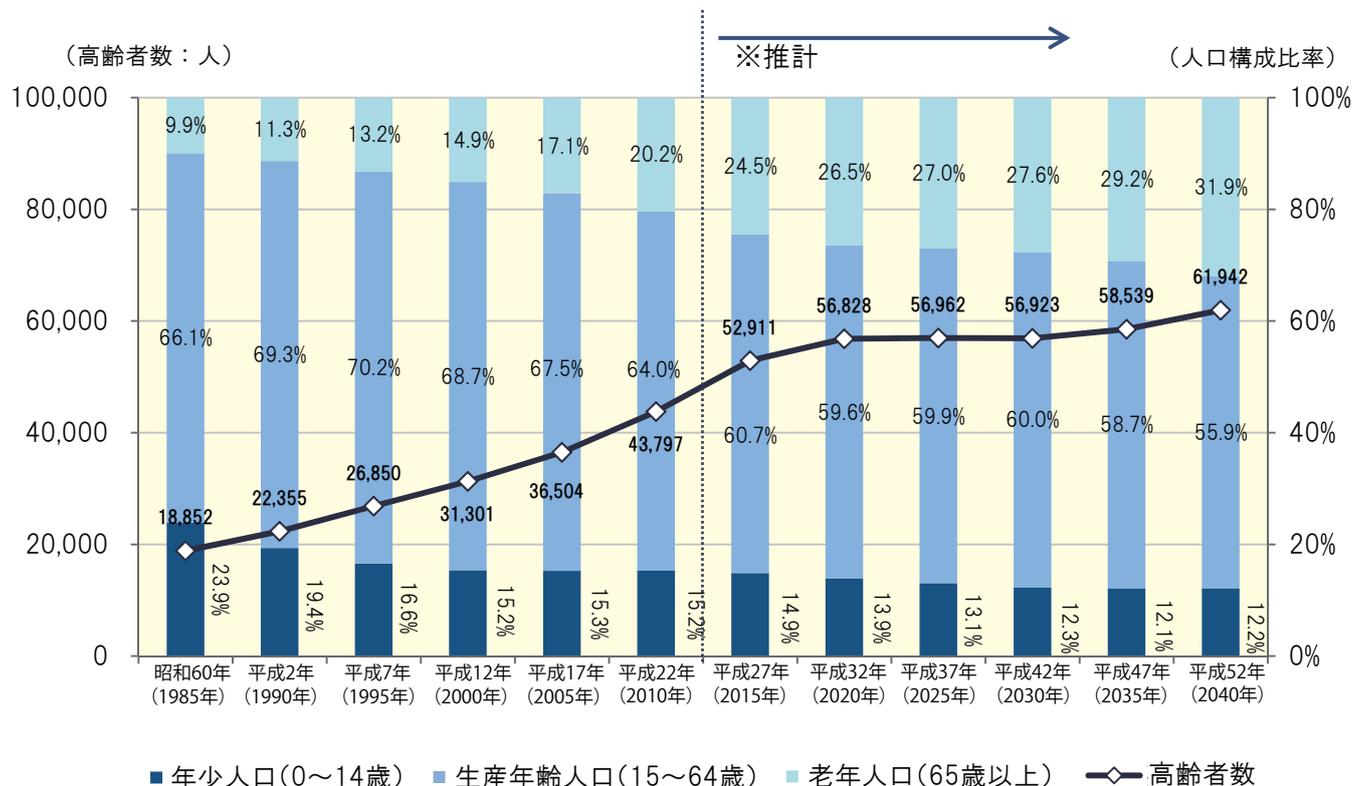
課題3

高齢化の進行

本市の老年人口（65歳以上）は、増加が続いています。これは、平均寿命の延伸や第2次ベビーブーム世代が老年人口世代に加わることで主な要因となりますが、総人口に占める老年人口（高齢化率）は、平成52年（2040年）には31.9%に達し、その後も上昇していくと推計されます。

高齢化によって、地域活動を支える人材の不足や単身の高齢世帯数の増加、介護や入院が必要となる高齢者が増加することが予想されます。これらの課題に対応するためには、高齢者がいつまでも健康で活躍でき、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めることが重要です。

本市の高齢者数の推移と見通し



※2010年までは、総務省「国勢調査」から作成。2015年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基に作成。

■ 産業・経済を取り巻く状況

太田市の課題

- 生産年齢人口の減少により労働力が不足していく
- 人口減少や人口構成の変化により、市場規模が縮小していく
- 主要産業のピラミッド型構造によるリスクが潜在する
- 空き店舗の増加により、まちなかのにぎわいが失われつつある

目 標

- 市外に対して稼げる産業を支援するとともに、地域に根差したローカル経済圏の活力向上を図り、市内の「働く場」を確保していく
- 元気な高齢者や女性など多様な人材が活躍できる社会づくり

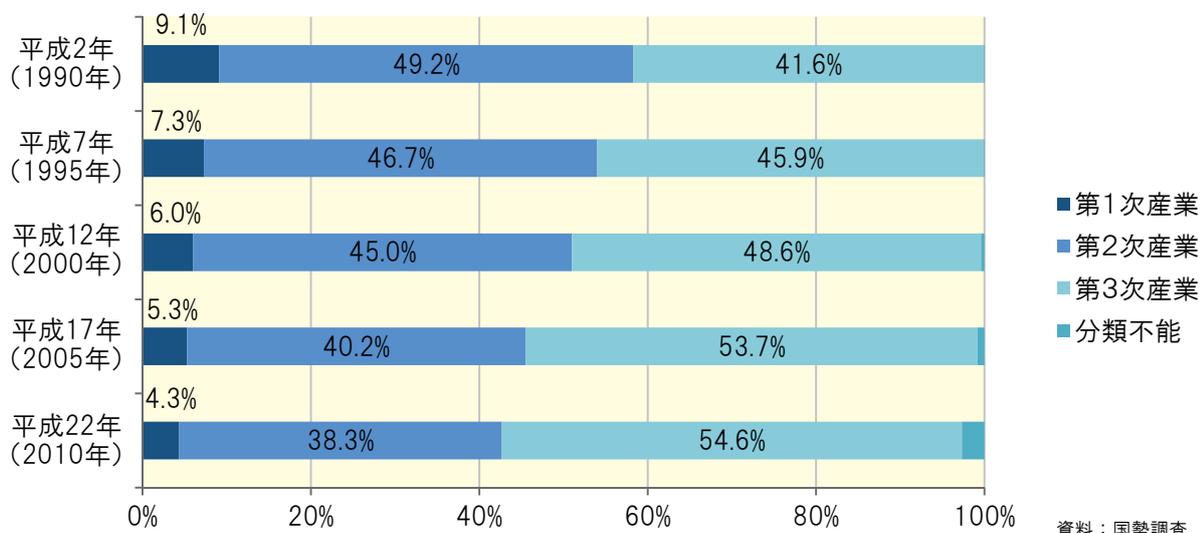
平成 22 年（2010 年）の国勢調査における本市の産業別就業者数の割合は、第 1 次産業の従事者数が 4.3%、第 2 次産業の従事者数が 38.3%、第 3 次産業の従事者数が 54.6%となっており、第 3 次産業の構成率が年々増加しています。

第 2 次産業の中では、特に製造業に従事している人数が多く、比率では全体の 33%、男性の約 44%を占めています。本市は全国でも有数の工業都市として、市内をはじめ周辺地域の経済や雇用を支えています。グローバル競争が厳しさを増していく中、主要産業のピラミッド型構造は、振れ幅の大きい需要変動に直面した場合などに、これに連動した大きなリスクをはらみ、市に与える影響が大きくなるなどの課題もあります。

また、本市は、2015 年世界農林業センサスによると県内で 2 番目の経営耕地面積を有しています。地域で採れた新鮮な農産物を地域で消費出来る環境にあるといえますが、一方で生産年齢人口の減少などを背景とした後継者不足や高齢農業者の引退等により、耕作放棄地が増えるなど課題が表面化しつつあります。

年間商品販売額についても高い数値を示し、バランスのとれた産業形態となっていますが、総人口の減少や人口構成の変化によって、地域内の消費の減少や地域経済への悪影響が懸念されます。経済の低迷は、まちの活力低下や雇用環境の悪化を招くことに繋がります。本市が持続的に発展するためには、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業（グローバル産業）を支えるとともに、地域の経済循環を促進する産業（ローカル産業）についても活性化を図っていくことが重要となります。

本市の産業 3 分類別従業者率の推移



4 市民の意識

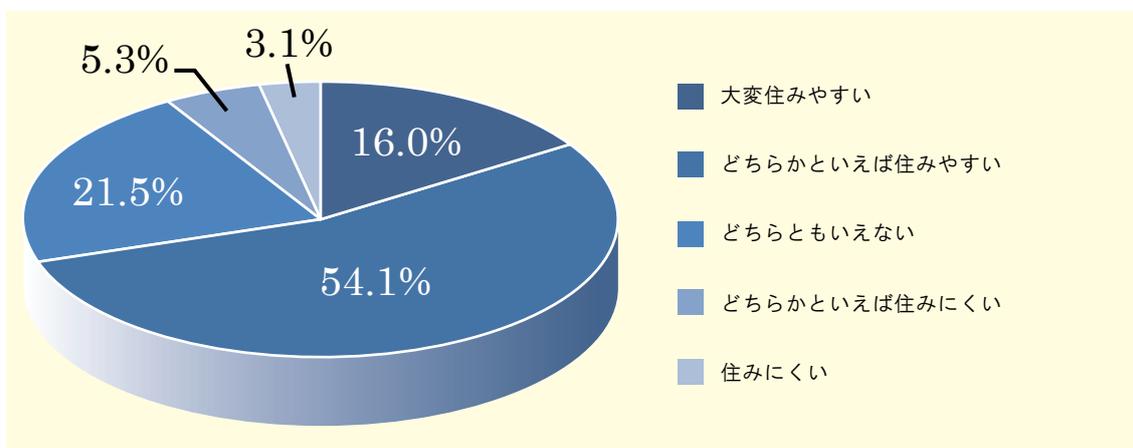
■ 平成 27 年度市民意識アンケート

本市在住の18歳以上の市民から3,000人（無作為抽出）を対象に、本市の住みやすさや市が目指すべきまちづくりの方向性などに関するアンケート調査を実施しました。

（附属資料 P. 134より抜粋）

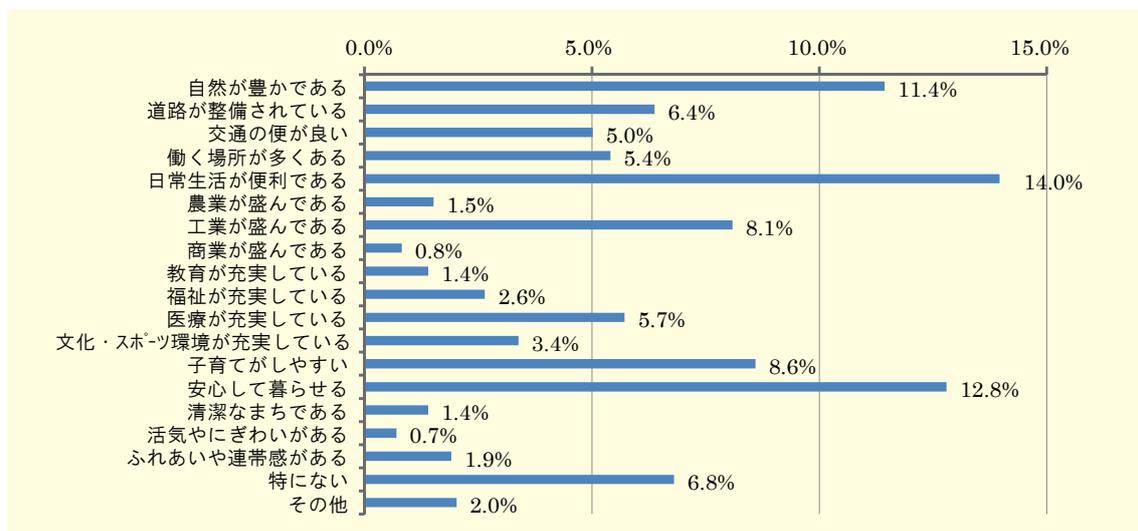
1 住みやすさについて

「大変住みやすい」が16.0%、「どちらかといえば住みやすい」が54.1%、あわせて約70%が住みやすいまちと回答しています。



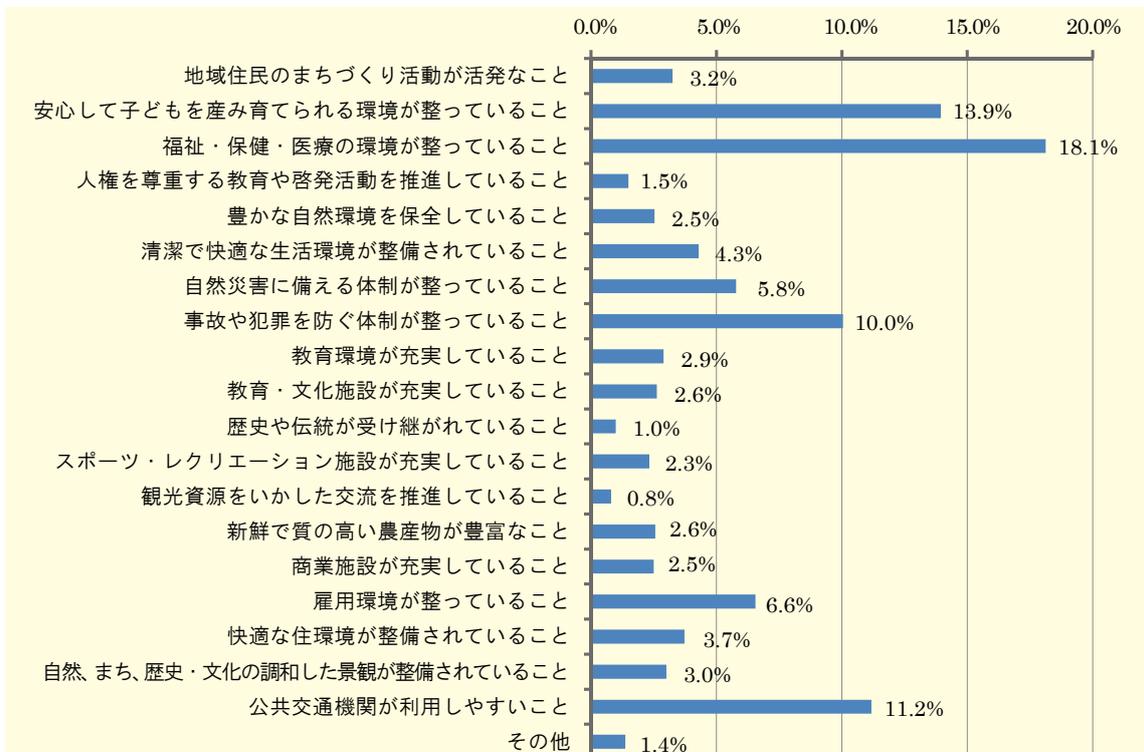
2 太田市の魅力について

魅力を感じる点については、「日常生活が便利である」、「安心して暮らせる」、「自然が豊かである」、「子育てがしやすい」、「工業が盛んである」といった項目が挙げられています。



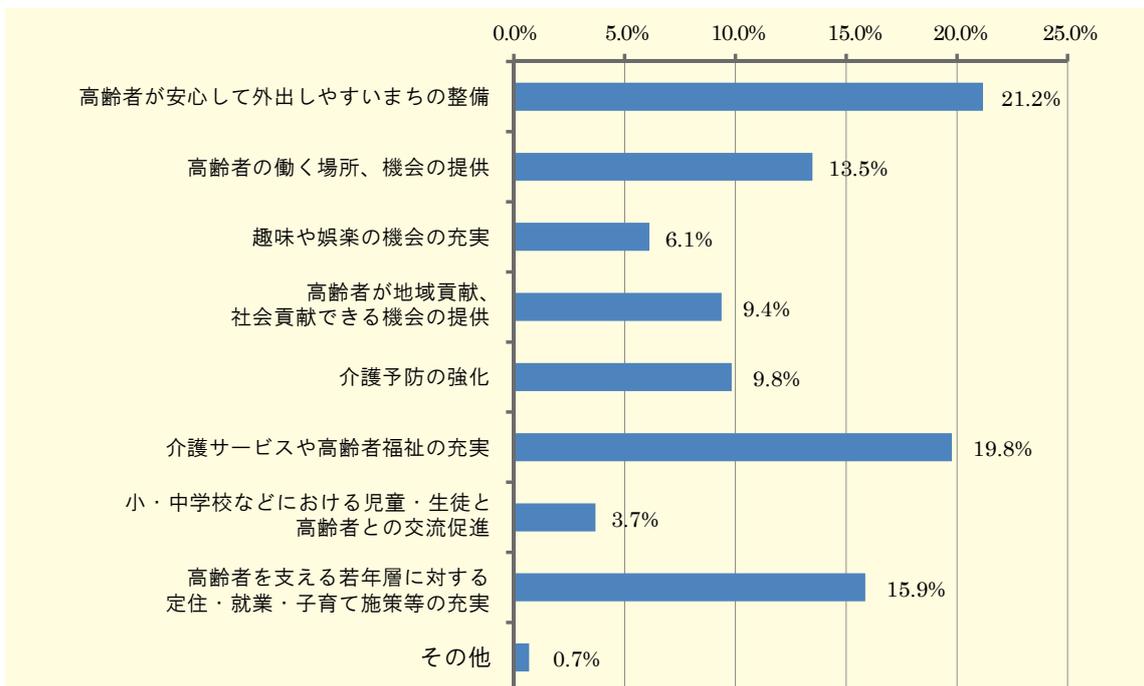
3 太田市が目指すべきまちづくりの方向性について

これから目指すべきまちづくりに重要と考える点については、「福祉・保健・医療の環境が整っていること」、「安心して子どもを産み育てられる環境が整っていること」、「公共交通機関が利用しやすいこと」、「事故や犯罪を防ぐ体制が整っていること」、「雇用環境が整っていること」といった項目が挙げられています。



4 高齢化社会に対し市がやるべきことについて

本格的な高齢社会の到来に向けて、市が優先して行うべきことについては、「高齢者が安心して外出しやすいまちの整備」、「介護サービスや高齢者福祉の充実」、「高齢者を支える若年層に対する定住・就業・子育て施策等の充実」、「高齢者の働く場所・機会の提供」、「介護予防の強化」といった項目が挙げられています。



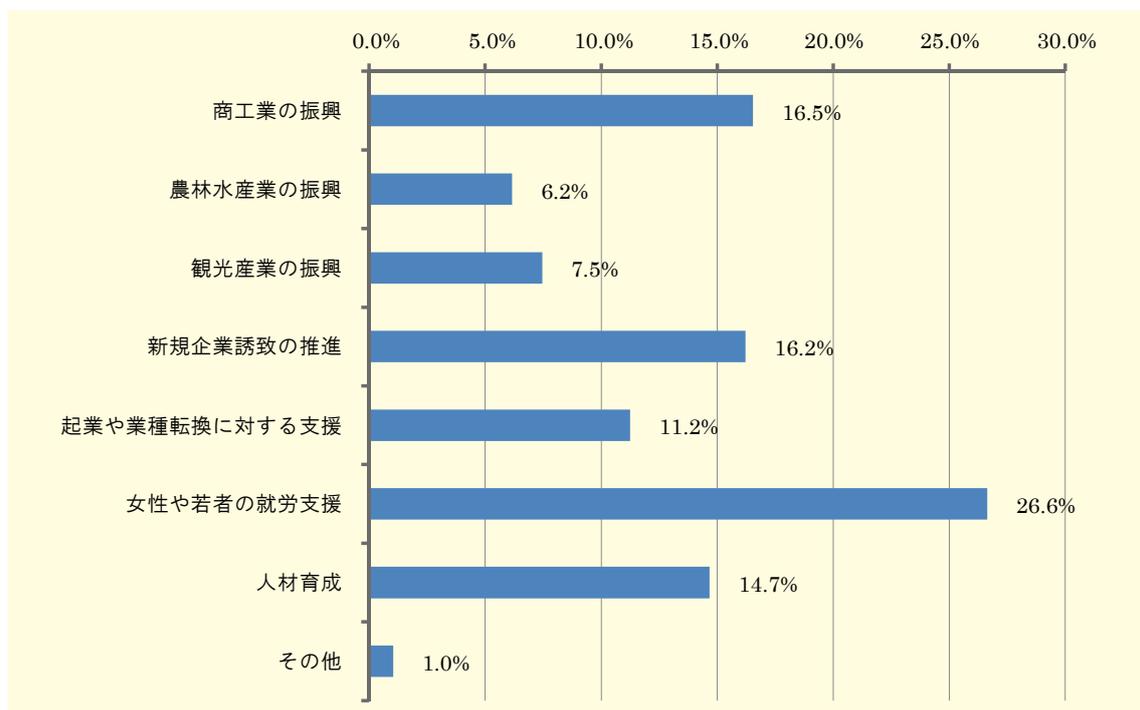
5 少子化・人口減少に対し市がやるべきことについて

少子化・人口減少に対して、市が優先して行うべきことについては、「若者の就業選択肢や安定的な所得の確保」、「出産・育児に対する支援の充実」、「保育サービスの充実」、「結婚の促進に向けた支援」、「まちなかの活性化」といった項目が挙げられています。



6 まちの活力維持を目指した「働く場の確保」のために市がやるべきことについて

「働く場の確保」に向けて、市が優先して行うべきことについては、「女性や若者の就労支援」、「商工業の振興」、「新規企業誘致の推進」、「人材育成」、「起業や業種転換に対する支援」といった項目が挙げられています。



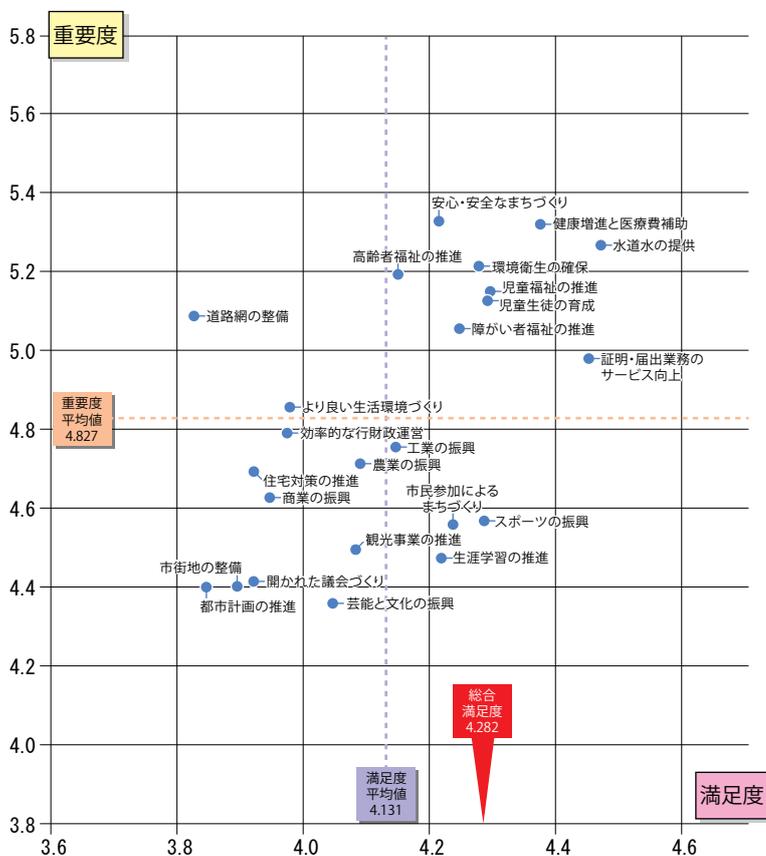
■市民満足度アンケート

客観的に現状の行政サービスについて市民がどう感じているかを捉えることで、今後の行政サービス改善の基礎資料とするため、本市在住の20歳以上の市民から3,000人（無作為抽出）を対象に、太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケートを毎年度実施しています。

平成28年度調査における各施策項目における満足度は、「水道水の提供」がもっとも高く、次いで「証明・届出業務のサービス向上」、「健康増進と医療費補助」、「児童福祉の推進」、「児童生徒の育成」と続いています。一方、満足度の低い分野では、「道路網の整備」については、慢性的な交通渋滞や道路の補修状況への不満が数多く挙げられています。また、「市街地の整備」と「都市計画の推進」については、太田駅周辺、特に南口の景観への不満や駅周辺の治安に対しての不安意見が多くみられます。

重要度では「安心・安全なまちづくり」がもっとも高く、次いで「健康増進と医療費補助」、「水道水の提供」、「環境衛生の確保」、「高齢者福祉の推進」と続いています。市民の生命・財産に直接かかる項目が上位となる一方、「市街地の整備」、「都市計画の推進」、「芸術と文化の振興」といった項目が下位となっています。「市街地の整備」、「都市計画の推進」については、「自分に関わりがない」という意見が散見され、「芸術と文化の振興」については、新市民会館や太田市美術館・図書館の建設といった事業が現在進行中のため、ある程度の充足感があることの表れではないかと考えられます。

満足度・重要度の散布図(全項目)



資料：平成28年度 市民満足度アンケート

5 計画策定の視点

計画策定にあたっては、以下の点に留意することとします。

① 人にやさしい計画

わが国が直面する少子高齢化や人口減少問題は、本市においても同様であり、戦後一貫して増加してきた人口もピークを迎え、これからは人口減少時代になると予測されます。人口減少は、生産年齢人口の減少や経済規模の縮小をもたらすことから、重要かつ緊急の取組課題となっています。

少子化対策を総合的に実施し、安心して出産や子育てができる環境づくりを推進するとともに、人口が減少しても快適で安全な生活を維持することを目指し、高齢者や障がい者が生きがいをもち、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する計画とします。

② 環境にやさしい計画

本市は北関東随一の工業都市であるとともに、農業産出額でも県内トップクラスを誇っています。また、自然的環境として金山や八王子丘陵、渡良瀬川や利根川など市内には豊かな山や川があり、市民アンケートでも「自然が豊かである」ことが市の魅力の一つとして挙がっています。工業都市というイメージが強い本市であるからこそ、産業の発展と自然環境の保全の調和をさらに推し進めていくことが求められています。

豊かな自然を次の世代に引き継ぎ、環境にやさしいまちをつくるために、山林や農地の保全、水源かん養に取り組むとともに、資源循環型社会の形成を推進する計画とします。

③ 安全・安心の確保

本市は穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし、地球温暖化などの影響とされる集中豪雨や大規模な地震災害など全国各地で自然災害が相次いでいることから、市民の防災や減災の関心は高まっています。また、市民アンケートでは、まちの治安に不安を抱く市民も多く、暮らしの安心感を高めていく取り組みが求められています。

地域社会の中で、誰もが快適で安全・安心に暮らすことができる社会づくりを推進する計画とします。

④ 市民参画と協働

まちづくりの主役は市民であることから、市民の参画と協働によるまちづくりを進めます。

安全・安心に暮らせる、個性的で魅力のあるまちをつくるため、市民と行政をはじめ、多様なまちづくりの担い手がまちづくりの目標を共有し、それぞれの役割を果たし、実践することができる計画とします。

⑤ わかりやすい計画

総合計画は市民の意見を反映したものであるとともに、市民の目線でわかりやすく実効性のある計画でなければなりません。

市民にわかりやすいまちづくりを進めるため、将来都市像や基本目標を明確に示し、その目標をどれだけ達成したかを客観的に計る指標を設定し、計画の進捗状況や取組の成果を把握することで、市民サービスの向上などが見えやすい計画とします。

基本構想

- 1 基本構想の目的
- 2 将来都市像
- 3 まちづくりの基本理念
- 4 基本目標
- 5 人口の将来展望
- 6 土地利用の考え方

■ 基本構想

1 基本構想の目的

基本構想は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 36 年度（2024 年度）までの 8 年間における本市のまちづくりの基本的な方向（将来都市像、将来人口、基本理念）と、その実現に向けた基本目標を示すものです。

2 将来都市像

第 2 次太田市総合計画では、新生太田総合計画において取り組んできた「市民の誰もがお互いを思いやり、いきいきと元気に暮らせる社会」、「循環型社会や緑豊かで美しい生活空間の形成」を引き続き目指し、まちづくりを進めます。

我が国が直面する少子高齢化や人口減少問題は、本市も例外ではなく、現在急速に進行しつつある少子化は、やがて生産人口の減少と高齢者人口の増加により人口構成の歪みを生じます。



こうした中にあっても、本市が未来への輝きを失わないために、太田の都市個性をより一層明確にし、多くの市民が「住み続けたいまち」と感じ、また多くの人が「訪れたい、住みたいまち」と感じるよう「まち」の魅力を高めるとともに、市民が誇りを持てる「まちとしての品格」を高めていく必要があります。

そこで、わたしたちは、8 年間の計画期間において目指す都市像として、次のとおり定めます。

将来都市像

「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」

人にやさしく

安心して子どもを育てることができ、高齢者はもとより全ての市民がお互いを思いやり、いきいきと健康に暮らせるまちづくりを目指します。

自然にやさしく

金山に代表される本市の豊かな自然を次世代に伝えることができるよう、循環型社会の構築や豊かな自然と美しい生活空間を大切にするまちづくりを目指します。

品格のあるまち

まちの個性である歴史や伝統、文化を大切に守り、磨き、まちの品格を高めるとともに、市民が愛着と誇りを持てるまちづくりを目指します。

3 まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本理念を定めます。

(Ⅰ) 教育文化の向上

人口減少社会であっても、魅力と活力にあふれる地域づくりを行うためには、生きる力と豊かな心を持つ「人づくり」が重要です。

子どもたちに対して変化の激しい社会をたくましく拓く確かな学力と豊かな心を持つ人材を育む教育が行われるとともに、年齢を問わず市民の誰もが自主的に学び交流する学習やスポーツの機会があり、文化が育まれるまちをつくります。

(Ⅱ) 福祉健康の増進

人口減少と高齢者数の増加による人口構成の変化が見込まれる中、市民の健康と福祉の向上のために、自立の支援、予防対策及び地域密着を基本とする地域が一体となった支え合い助け合うまちづくりが重要となります。

すべての市民が健やかに生活することができ、また、安心して子どもを産み育てられるまちをつくります。

(Ⅲ) 生活環境の整備

市民が住み続けたいと思うまちづくりを進めていくためには、すべての人にやさしい快適な生活環境の整備を推進する必要があります。

環境負荷の低減など、環境にやさしい循環型のまちづくりを推進するとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などを充実させることで、安全・安心な市民生活が確保されるまちをつくります。

(IV) 産業経済の振興

活力のあるまちづくりの基礎として、工業・商業・農業といった各種産業の振興を通じた雇用の創出と地域経済の活性化が必要です。

活力ある産業を育てるとともに、企業誘致や起業促進を図ることで多くの人々にとって働く場があり、また、商店街の活性化や地域観光資源を生かした交流人口拡大を図ることでにぎわいに満ちたまちをつくります。

(V) 都市基盤の整備

市民が愛着を持ち、住みやすいとすることができる生活基盤の整備を推進するとともに、産業の発展を支える機能的な役割も踏まえた都市基盤の整備を推進する必要があります。

住環境や道路整備などの都市基盤の充実により、誰もが快適に暮らせるまちをつくります。

(VI) 健全な行政運営の推進

少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、ますます厳しい財政状況や社会の変化が見込まれます。

こうした中、本市の明るい未来を創造していくため、市民と行政が協働してまちづくりを実践するまち、効率的・効果的な行財政改革の推進により健全な行政運営を持続できるまちをつくります。

4 基本目標

本市が目指すべきまちの方向性を6つの基本理念としました。この基本理念を実現するため15の基本目標を掲げ、それぞれの基本目標を達成するために基本施策を設定し、総合的にまちづくりを進めていきます。

(I) 教育文化の向上

基本目標 ① 教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり

- 基本施策 1 義務教育の推進
- 基本施策 2 高校教育の充実
- 基本施策 3 青少年の健全育成

基本目標 ② 生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり

- 基本施策 4 スポーツの振興

基本目標 ③ 豊かな心と文化を育つまちづくり

- 基本施策 5 生涯学習の推進
- 基本施策 6 芸術文化の推進
- 基本施策 7 文化財の保護活用

(II) 福祉健康の増進

基本目標 ④ みんなで支える福祉のまちづくり

- 基本施策 8 介護・高齢者福祉の推進
- 基本施策 9 障がい者福祉の推進
- 基本施策 10 地域福祉の推進

基本目標 ⑤ 安心して子育てができるまちづくり

- 基本施策 11 子ども・子育て支援の充実

基本目標 ⑥ 健康で元気に暮らせるまちづくり

- 基本施策 12 健康の増進
- 基本施策 13 医療・保険制度の充実

(Ⅲ) 生活環境の整備

基本目標 ⑦ 災害に強いまちづくり

- | | |
|---------|--------------|
| 基本施策 14 | 防災対策の推進 |
| 基本施策 15 | 消防・救急体制の充実強化 |
| 基本施策 16 | 安全な居住環境の推進 |

基本目標 ⑧ 日常生活の安全を向上させるまちづくり

- | | |
|---------|-----------|
| 基本施策 17 | 防犯体制の強化 |
| 基本施策 18 | 消費生活の安定 |
| 基本施策 19 | 交通安全対策の推進 |

基本目標 ⑨ 良好な環境を保全し向上させるまちづくり

- | | |
|---------|----------|
| 基本施策 20 | 環境政策の推進 |
| 基本施策 21 | 生活環境の保全 |
| 基本施策 22 | 廃棄物の適正処理 |

(Ⅳ) 産業経済の振興

基本目標 ⑩ 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

- | | |
|---------|---------------------|
| 基本施策 23 | 工業基盤の整備と産業支援 |
| 基本施策 24 | 商業基盤の整備とにぎわいの創出 |
| 基本施策 25 | 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化 |
| 基本施策 26 | 観光事業の推進と交流人口の増加 |

(V) 都市基盤の整備

基本目標 ⑪ 安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり

基本施策27 道路網の整備

基本施策28 交通体系の整備

基本目標 ⑫ 良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり

基本施策29 土地利用計画の策定・推進

基本施策30 景観の保全

基本施策31 公園・緑地の整備

基本施策32 市街地の整備

基本施策33 住環境の整備

基本施策34 雨水排水路・下水道の整備

(VI) 健全な行政運営の推進

基本目標 ⑬ 市民が主体のまちづくり

基本施策35 地区住民活動の推進

基本施策36 広報広聴体制の充実

基本目標 ⑭ 市民が個性と能力を発揮できるまちづくり

基本施策37 国内外交流の推進

基本施策38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現

基本目標 ⑮ 効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

基本施策39 効率的で健全な行政経営の推進

序論

基本構想

行動計画

附属資料

■ 計画の体系

第2次太田市総合計画

基本構想

将来都市像

「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」

基本理念

- | | |
|-------------|---------------|
| I 教育文化の向上 | IV 産業経済の振興 |
| II 福祉健康の増進 | V 都市基盤の整備 |
| III 生活環境の整備 | VI 健全な行政運営の推進 |

基本目標

- ① 教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり
- ② 生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり
- ③ 豊かな心と文化を育むまちづくり
- ④ みんなで支える福祉のまちづくり
- ⑤ 安心して子育てができるまちづくり
- ⑥ 健康で元気に暮らせるまちづくり
- ⑦ 災害に強いまちづくり
- ⑧ 日常生活の安全を向上させるまちづくり
- ⑨ 良好な環境を保全し向上させるまちづくり
- ⑩ 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり
- ⑪ 安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり
- ⑫ 良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり
- ⑬ 市民が主体のまちづくり
- ⑭ 市民が個性と能力を発揮できるまちづくり
- ⑮ 効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

行動計画

分野別施策

基本目標	基本施策
教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり	1 義務教育の推進 2 高校教育の充実 3 青少年の健全育成
生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり	4 スポーツの振興
豊かな心と文化を育つまちづくり	5 生涯学習の推進 6 芸術文化の推進 7 文化財の保護活用
みんなで支える福祉のまちづくり	8 介護・高齢者福祉の推進 9 障がい者福祉の推進 10 地域福祉の推進
安心して子育てができるまちづくり	11 子ども・子育て支援の充実
健康で元気に暮らせるまちづくり	12 健康の増進 13 医療・保険制度の充実
災害に強いまちづくり	14 防災対策の推進 15 消防・救急体制の充実強化 16 安全な居住環境の推進
日常生活の安全を向上させるまちづくり	17 防犯体制の強化 18 消費生活の安定 19 交通安全対策の推進
良好な環境を保全し向上させるまちづくり	20 環境政策の推進 21 生活環境の保全 22 廃棄物の適正処理
活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり	23 工業基盤の整備と産業支援 24 商業基盤の整備とにぎわいの創出 25 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化 26 観光事業の推進と交流人口の増加
安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり	27 道路網の整備 28 交通体系の整備
良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり	29 土地利用計画の策定・推進 30 景観の保全 31 公園・緑地の整備 32 市街地の整備 33 住環境の整備 34 雨水排水路・下水道の整備
市民が主体のまちづくり	35 地区住民活動の推進 36 広報広聴体制の充実
市民が個性と能力を發揮できるまちづくり	37 国内外交流の推進 38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現
効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり	39 効率的で健全な行政経営の推進

5 人口の将来展望

新生太田総合計画では平成 25 年（2013 年）を人口のピークと予測し、その数を 216,300 人としていましたが、平成 28 年 3 月 31 日時点での太田市人口は約 223,000 人となり、予測を上回る推移をしました。しかし、日本全体が少子高齢化などを背景とした人口減少社会へ転じていく中で、太田市においてもこれまでのような右肩上がりの人口増加は望めません。国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」を基に、本市の人口動向を分析し目指すべき将来の方向性を提示するため策定した「太田市人口ビジョン」では、目標年次である 2040 年に 20 万人を確保することを目標としています。そこで、本計画では、計画の最終年である平成 36 年（2024 年）での太田市人口ビジョンにおける本市の総人口 213,400 人を人口の将来展望とします。

第 2 次太田市総合計画では、人口の減少抑制のための各種取り組みを織り込むとともに、今後の人口減少見込みを踏まえた総合的なまちづくりを推進するものとします。

太田市人口ビジョンの概要

【現状のまま推移すると】

平成 52 年（2040 年）に 19.4 万人に減少

※国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値

【目指すべき将来】

平成 52 年（2040 年）に人口 20 万人を維持

①合計特殊出生率向上による人口の維持

1.54（平成 26 年（2014 年）） ⇒ 1.80（平成 52 年（2040 年））

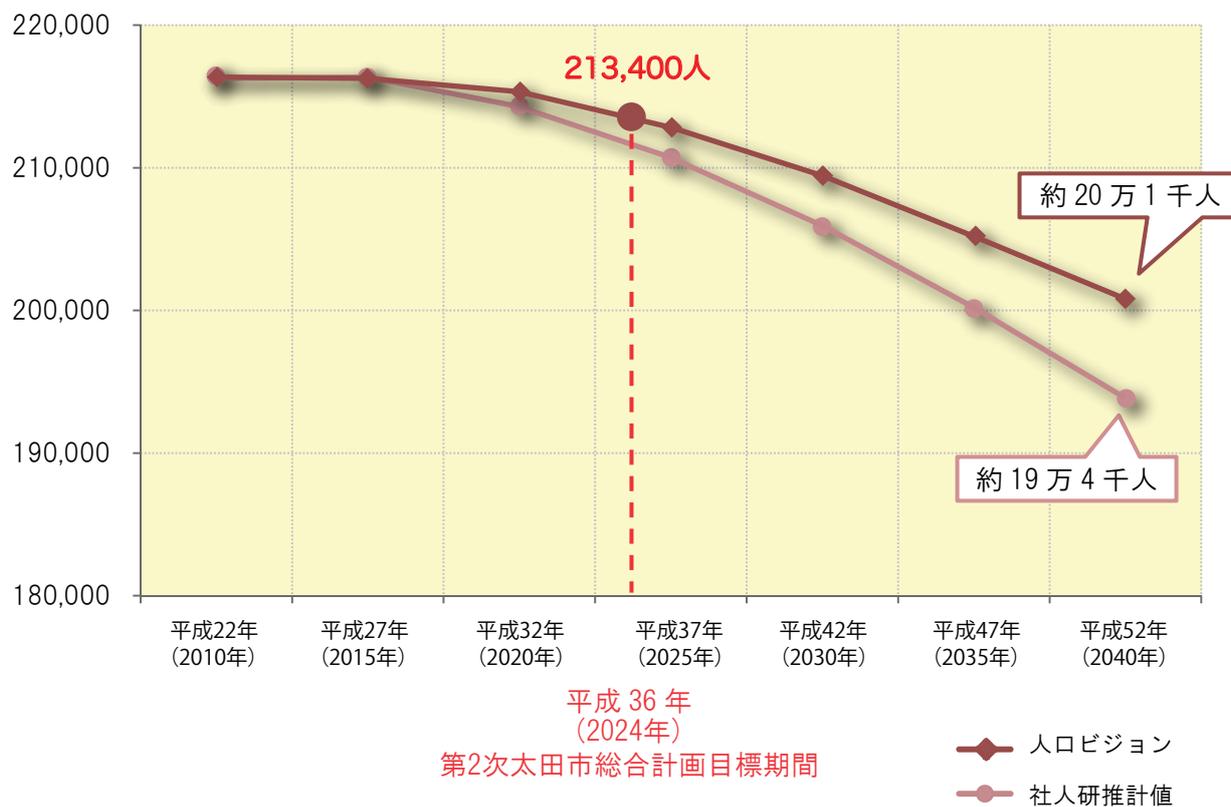
②生産年齢人口・年少人口の転入増加

国立社会保障・人口問題研究所の推計値より 100 人/年増加

平成 36 年 (2024 年)
将来目標人口

213,400 人

本市の人口の将来展望



6 土地利用の考え方

本市は、多様な特性を備えた地域によって構成されています。これまで進めてきた自然や歴史と生活文化とが共存する都市を引き続き維持するため、各地域の特性を活かしながら、活力ある産業の振興や快適な生活環境の確保が図られるような土地利用に努めます。

無秩序な市街地の進展を防ぎ、適切な土地利用の誘導を図るため、本市のまちづくりの基本となる土地利用の考え方を、次のように定めます。

土地利用の基本方針

土地は、市民が生活したり生産活動を行ったりするうえで基盤となるものですが、限りある資産でもあります。将来都市像の実現に向け、金山に代表される自然環境やこれまでの都市基盤の整備状況、産業の集積、土地利用の状況等を総合的に考慮し、社会経済情勢の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に行っていく必要があります。本市は北関東随一の工業都市であるとともに、県内でも有数の農業産出額を誇っています。こうした本市の地域特性を活かし、また、さらなる発展につながるよう都市機能の集積と適正な居住の誘導を行うとともに農地を効果的に配置するなど、都市的機能と自然環境とが調和する土地利用を目指します。

日本の人口が減少に転じる中、将来的には土地需要の減衰が見込まれます。都市が持続的に発展していくためには、地域の拠点となる集約型都市構造（コンパクトシティ）を適正に形成するなど土地を有効に利用するとともに、各拠点を結ぶ交通ネットワークの整備充実による多極ネットワーク型コンパクトシティを形成していくことが求められます。本市においても、こうした取り組みを推進するとともに、定住人口の増加に繋がる魅力的な土地利用を図ります。

各地域の基本方向

本市における自然環境や歴史的・文化的な条件を考慮し4つの地域を設定します。

地域名	構成地区
東部地域	太田、九合、沢野、葦川、休泊の5つの地区
西部地域	鳥之郷、宝泉、木崎、生品、綿打、尾島、世良田の7つの地区
北西部地域	藪塚東部、藪塚西部の2つの地区
北東部地域	強戸、毛里田の2つの地区



■基本構想

(1) 東部地域

地域の現状

- 中心部については、市街地の空洞化による衰退傾向が見られます。一方で、周辺部については、集落や農地の混在した土地利用が見られます。
- 東武鉄道や北関東自動車道、国道などの交通網により本市における広域交通の要衝地となっています。
- 地域北部には、金山や大光院といった豊かな自然や貴重な文化・歴史資産があります。

地域の整備方針

- 中心部においては、多様な都市機能の集積など土地の高度利用を促進し、にぎわいと活力に満ちた都市軸を形成するとともに、定住人口の回復を図ります。
- 周辺部においては、計画的な土地利用の規制・誘導による良好な住環境整備に努めるとともに、農地の集約化を促進するなど、計画的な土地利用を通じて優良農地の確保に努めます。
- 金山や大光院は、自然と歴史が調和した本市のシンボルとして、将来に向けて継承していきます。

(2) 西部地域

地域の現状

- 豊かな田園地帯が広がる中で、交通の利便性を活かした大規模工業団地やその周辺に住宅地、小規模店舗の立地が見られます。
- 多くの歴史的遺産や樹林地、利根川をはじめとした河川緑地など歴史と自然が調和した原風景が残されています。
- 警察署や消防署などの官公庁施設や関東学園大学及び市立太田高校などの教育・研究施設、救急医療拠点となる太田記念病院など、地域の拠点となり得る施設を多数有しています。

地域の整備方針

- 良好な自然環境に配慮しながら工業団地の整備や企業誘致を進め、自然や歴史的資源の豊かな原風景と産業環境の調和を図ります。
- 地域拠点の整備及び周辺地域からのアクセス向上により、地域全体の生活機能の向上を図ります。
- 農業生産基盤の整備を進め、農業の生産力拡大に努めます。

(3) 北西部地域

地域の現状

- 区域区分（線引き）を行っておらず、市街地、農地、工業地、住宅地などが混在した土地利用が見られます。
- 比較的平坦な地形を活かした農業を中心とした地域で、施設園芸等を主力に首都圏の生鮮野菜の供給地となっています。
- 北関東自動車道の開通により地域間交通が強化され、産業系及び住居系における開発需要が高まっています。

地域の整備方針

- 区域区分（線引き）の指定を行い、都市化の進展に対応した合理的な土地利用、良好な市街地の形成に努めます。
- 北関東自動車道インターチェンジを活かした産業・農業・観光拠点の形成を図ります。
- 八王子丘陵や岡登用水などの自然環境の保全を図るとともに、優良農地・遊休農地の保全・活用を図ります。

(4) 北東部地域

地域の現状

- 国道、主要地方道沿線に産業拠点の立地が見られます。
- 金山や八王子山系、渡良瀬川河川緑地などの豊かな自然環境と優良農地が介在しています。
- 北関東自動車道に新たにパーキングエリア及びスマートインターチェンジの整備が計画されており、周辺の自然環境に配慮した整備が課題となっています。

地域の整備方針

- 優良農地や自然環境の保全を図りながら、新たな工業団地を造成するなど産業業務拠点としての強化を進め、自然環境と産業拠点の調和を図ります。
- 八王子山系や菅塩沼、金山周辺の山林、渡良瀬川河川緑地などの豊かな自然を、将来に向けて良い状態で継承していきます。
- 既存のインターチェンジ周辺に加え、新たに整備が予定されている北関東自動車道パーキングエリア及びスマートインターチェンジ周辺の幹線道路網や生活基盤の整備により、新たな産業・農業・観光拠点の形成を図ります。

行動計画

- 1 行動計画の目的
- 2 重点戦略
- 3 財政計画
- 4 分野別施策

1 行動計画の目的

行動計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けた基本施策や施策の柱を分野別に体系化して示すものであり、実現性を確保するため、あわせて目標指標を設定します。

前期4か年、後期4か年に分け策定します。前期行動計画は、平成29年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とします。

2 重点戦略

市は、基本構想に掲げた将来都市像と基本目標の実現に向け、行動計画に掲げる分野別施策を推進していきますが、その中でも特に重点的、戦略的に取り組むべき施策について「重点戦略」とし、横断的かつ多面的に推進していきます。

未来を担う子どもを育む戦略

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。我が国の人口減少が始まり、少子高齢化が急速に進む中、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の我が国の担い手育成の基礎となる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。出産前からの支援、母子健康医療、育児、教育、地域との連携など安心して子育てができるよう総合的な子育て支援を推進します。



太田市総合戦略

本市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度を初年度とし平成31年度までの5年間で取り組むべき施策等についてまとめた「太田市総合戦略」を策定しています。

太田市総合戦略の概要

【基本目標①】

しごと

市内の雇用、特に若者・女性の働く場を確保する

【基本目標②】

ひと

子育て世代の定着や新たな人口転入を図る

国の総合戦略は、まち・ひと・しごと創生の視点から、①しごとづくり、②ひとの流れ、③結婚・出産・子育て及び④まちづくりの各分野を幅広くカバーする施策を展開しておりますが、固有の地域資源を有効活用した地域活性化という「地方創生」の考えをもとに、本市では「しごと」と「ひと」に重きを置き、「若者・女性の働く場の確保」及び「子育て世代の定着や新たな人口転入」に関する施策を推進していきます。

太田市総合戦略は、本計画に記載した内容のうち、「若者・女性の働く場の確保」及び「子育て世代の定着や新たな人口転入」に係る分野を、より具体的に企画、立案したものとなります。



3 財政計画

【歳入】

(単位：千円)

区 分	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	平成32年度 予算額
市税	38,671,220	39,924,289	40,244,226	40,661,703
地方譲与税	720,001	720,001	720,001	720,001
利子割交付金	35,000	35,000	35,000	35,000
配当割交付金	150,000	150,000	150,000	150,000
株式等譲渡所得割交付金	130,000	130,000	130,000	130,000
地方消費税交付金	4,100,000	4,100,000	4,100,000	5,400,000
ゴルフ場利用税交付金	44,853	45,000	45,000	45,000
自動車取得税交付金	130,000	130,000	60,000	0
地方特例交付金	150,000	150,000	150,000	150,000
地方交付税	820,000	2,464,000	1,417,000	600,000
交通安全対策特別交付金	50,000	50,000	50,000	50,000
分担金及び負担金	1,379,196	1,380,000	1,380,000	1,380,000
使用料及び手数料	1,992,283	1,978,000	1,937,000	1,937,000
国庫支出金	10,299,910	9,079,000	9,220,000	9,280,000
県支出金	5,821,274	5,568,000	5,712,000	5,711,000
財産収入	57,227	57,000	57,000	57,000
寄附金	80,003	80,003	80,003	80,003
繰入金	5,767,208	2,855,000	4,755,000	5,055,000
繰越金	100,002	100,002	100,002	100,002
諸収入	3,648,785	3,650,000	3,650,000	3,650,000
市債	3,541,100	5,087,300	6,140,300	3,015,800
合 計	77,688,062	77,732,595	80,132,532	78,207,509

【歳出】

区 分	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	平成32年度 予算額
人件費	12,678,565	12,632,122	12,404,860	12,466,232
物件費	14,290,484	14,433,389	14,644,544	14,924,631
維持補修費	316,711	326,212	335,999	346,079
扶助費	18,827,170	19,122,290	19,423,313	19,730,356
補助費等	6,918,677	7,610,975	8,080,155	8,150,733
公債費	7,660,109	7,628,670	7,598,728	7,942,693
積立金	9,860	10,000	10,000	10,000
投資・出資金	5	5	5	5
貸付金	2,322,090	2,322,000	2,322,000	2,322,000
繰出金	6,128,841	6,180,466	6,242,261	6,304,675
普通建設事業費	8,424,177	7,361,466	8,965,668	5,905,106
予備費	111,373	105,000	105,000	105,000
合 計	77,688,062	77,732,595	80,132,532	78,207,509

4 分野別施策

第2次太田市総合計画前期行動計画施策体系図

(1) 教育文化の向上

① 教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり

1. 義務教育の推進 (P52～53)

- 学力の向上と心身の健全育成
- 学校施設の適切な維持管理

2. 高校教育の充実 (P54～55)

- グローバル人材の育成
- 部活動を通じた心身の健全育成
- 教育環境の整備

3. 青少年の健全育成 (P56～57)

- 青少年活動の推進
- 地域ぐるみ健全育成運動の推進
- 青少年教育施設の運営・管理

② 生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり

4. スポーツの振興 (P58～59)

- スポーツ活動の推進
- スポーツ施設の運営・管理

③ 豊かな心と文化を育むまちづくり

5. 生涯学習の推進 (P60～61)

- 生涯学習機会の充実
- 生涯学習環境の整備
- 図書館業務の推進

6. 芸術文化の推進 (P62～63)

- 芸術文化活動の推進
- 芸術文化施設の運営・管理

7. 文化財の保護活用 (P64～65)

- 文化財の保護・活用
- 文化財施設の運営・管理

(2) 福祉健康の増進

④ みんなで支える福祉のまちづくり

8. 介護・高齢者福祉の推進 (P66～67)

- 高齢者福祉サービスの提供
- 介護保険制度の適正な運営
- 介護サービス基盤等の充実

9. 障がい者福祉の推進 (P68～69)

- 支援体制の充実
- 社会参加の促進

10. 地域福祉の推進 (P70～71)

- 生活保障と自立支援
- 地域福祉活動の支援

⑤ 安心して子育てができるまちづくり

11. 子ども・子育て支援の充実(P72～73)

- 就学前教育・保育の充実
- 子育て支援の充実
- 安全・安心な活動場所の確保
- 母子父子福祉の推進

⑥ 健康で元気に暮らせるまちづくり

12. 健康の増進 (P74～75)

- 救急医療体制の充実強化
- 乳幼児の健やかな成長支援の充実
- 健康寿命の延伸

13. 医療・保険制度の充実 (P76～77)

- 後期高齢者の健康増進
- 福祉医療制度の推進
- 国民健康保険の健全育成

(3) 生活環境の整備

⑦ 教育災害に強いまちづくり

14. 防災対策の推進 (P78～79)

- 災害に備える取組みの推進
- 地域互助の促進

15. 消防・救急体制の充実強化(P80～81)

- 消防力の強化
- 救急体制の充実
- 消防団の充実強化

16. 安全な居住環境の推進 (P82～83)

- 建築物安全対策の推進
- 狭あい道路整備事業の推進
- 空家等対策の推進

⑧ 日常生活の安全を向上させるまちづくり

17. 防犯体制の強化 (P84～85)

- 防犯設備の充実と維持
- 防犯意識向上の推進

18. 消費生活の安定 (P86～87)

- 相談業務の充実
- 消費者意識の啓発
- 販売事業者に対する立入検査の充実

19. 交通安全対策の推進 (P88～89)

- 交通安全意識の普及・啓発
- 交通安全施設の整備

⑨ 良好な環境を保全し向上させるまちづくり

20. 環境政策の推進 (P90～91)

- 環境政策の推進
- 環境保全への意識醸成

21. 生活環境の保全 (P92～93)

- 地域環境保全の推進
- 斎場・墓園の運営・管理

22. 廃棄物の適正処理 (P94～95)

- ごみの減量・再資源化の推進
- し尿の適正処理

(4) 産業経済の振興

⑩ 活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり

23. 工業基盤の整備と産業支援(P96～97)

- 企業誘致
- 産業支援
- 創業支援
- 就労支援

24. 商業基盤の整備と
にぎわいの創出 (P98～99)

- 年間商品販売の促進
- 中心市街地の活性化

25. 農業生産基盤の整備と
農業経営基盤の強化(P100～101)

- 農業生産基盤の整備
- 農地の有効活用と多様な担い手の確保・育成
- 地産地消の推進
- 野生鳥獣・森林病害虫被害対策の推進

26. 観光事業の推進と
交流人口の増加 (P102～103)

- 観光誘客の推進
- 観光施設の管理

(5) 都市基盤の整備

⑪ 安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり

27. 道路網の整備 (P104～105)

- 都市計画道路の整備促進
- 生活道路の整備促進
- 高速道路へのアクセス機能強化
- 道路維持の推進

28. 交通体系の整備 (P106～107)

- 公共交通の利便性向上
- 市営駐車場・駐輪場の整備

⑫ 良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり

29. 土地利用計画の策定・推進(P108～109)

- 都市計画の推進

30. 景観の保全 (P110～111)

- 景観形成の推進

31. 公園・緑地の整備 (P112～113)

- 公園・緑地の整備
- 公園・緑地の維持管理

32. 市街地の整備 (P114～115)

- 中心市街地の整備
- 周辺市街地の整備

33. 住環境の整備 (P116～117)

- 市営住宅の整備
- 市営住宅の健全な維持管理
- 住環境の改善支援

34. 雨水排水路・下水道の整備(P118～119)

- 排水路の整備促進
- 排水路の維持管理
- 効率的な下水道の整備・管理

(6) 健全な行政運営の推進

⑬ 市民が主体のまちづくり

35. 地区住民活動の推進 (P120～121)

- 地区住民活動の推進
- 地区住民活動の拠点整備

36. 広報広聴体制の充実 (P122～123)

- 広報活動の充実
- 広聴機能の強化

⑭ 市民が個性と能力を発揮できるまちづくり

37. 国内外交流の推進 (P124～125)

- 多文化共生の推進
- 国内外交流の推進

38. 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現(P126～127)

- 男女共同参画社会の実現
- 人権擁護・意識の高揚と啓発

⑮ 効率的で健全な行財政運営を目指すまちづくり

39. 効率的で健全な行財政運営の推進 (P128～129)

- 健全な財政運営の堅持
- 市有財産の管理と利活用
- 人材育成と組織の活性化
- 広域連携の推進

基本理念

基本理念Ⅰ 教育文化の向上

基本目標

教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり

基本施策

1 義務教育の推進

現状と課題

近年、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、不登校や発達障がいなど個別に支援が必要となる課題を抱えた児童生徒が増加傾向にあります。一人ひとりが社会的自立に向け、確かな学力や自他の生命を尊重する豊かな人間性を身につけ、主体的な健康づくりを行うなどバランスの取れた「生きる力」を育てる教育が求められています。

学校施設については、耐震化（構造体）の計画的な実施により、安全・安心な建物は確保されましたが、非構造部材の耐震化や給排水設備などの老朽化対策が急務となっております。

現状と課題
施策を取り巻く社会情勢や課題などを記述しています。

基本的方向

- 児童生徒に対するきめ細やかな指導を充実させることにより、学習意欲の向上や自己の健全育成を図ります。
- 国際化や情報化などの社会の変化に対応した教育の充実を図るとともに、社会的課題に対する取り組みを推進します。
- 学校施設について適切な維持管理と計画的な更新を実施します。

基本的方向
課題解決などのために、施策が目指す基本的な方向を記述しています。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
学力検査における正答率	全国平均と同程度	すべて +1.0
大規模改修(校舎)の実施率	0 %	5
給食施設の改修実施率	63.2 %	9

目標指標
施策の進捗状況を図るため、指標を設定しています。現状値と平成32年度における目標値を掲載しています。

施策の柱と主な実施事業

基本的方向を受けて、施策を推進するための取り組みを記述しています。

施策の柱と主な実施事業

学力の向上と心身の健全育成

- 児童生徒に「確かな学力」が確実に定着するよう、学習指導要領の趣旨を活かした教育課程の確実な実施や充実した授業実践等に努めます。
- 少人数学級化を推進し、児童生徒の学力向上と心身の健全育成を目指します。また、個別に支援が必要な児童生徒に対し、必要とされる適切な指導や支援を行います。
- 国際化の進展を踏まえ、児童生徒の英語力の向上に努めるとともに、定住化傾向にある外国人児童生徒の就学に向けた初期指導の充実に努めます。

主な実施事業

- ・おおた教育プロジェクト推進事業(30人程度学級)
- ・生徒指導充実事業(おおたん教育支援隊)
- ・外国語指導助手設置事業
- ・外国人児童生徒日本語指導事業

学校施設の適切な維持管理

- 老朽化した学校施設を計画的に更新します。また、屋外環境の整備をはじめ、学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、ランニングコストの低減を目指します。
- 安全・安心な給食を提供する取り組みを進めるとともに、施設・設備を計画的に更新します。

主な実施事業

- ・小中特別支援学校大規模改修事業
- ・小中特別支援学校屋外環境整備事業
- ・小中学校給食施設改築事業

関連する個別計画

- ・太田市教育大綱(太田市教育振興基本計画:平成29年度～平成32年度)
- ・太田市教育行政方針

関連する個別計画

施策に関連する計画を記述しています。

1 義務教育の推進

現状と課題

近年、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中で、不登校や発達障がいなど個別に支援が必要となる課題を抱えた児童生徒が増加傾向にあります。一人ひとりが社会的自立に向け、確かな学力や自他の生命を尊重する豊かな人間性を身につけ、主体的な健康づくりを行うなどバランスの取れた「生きる力」を育てる教育が求められています。

学校施設については、耐震化（構造体）の計画的な実施により、安全・安心な建物は確保されましたが、非構造部材の耐震化や給排水設備などの老朽化対策が急務となっております。

学校規模の適正化に合わせた施設の整備や屋外環境の整備とともに計画的な事業執行が必要となっています。

学校給食については、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導などの役割を担います。食の安全・安心の確保、給食の円滑な運営管理のため、老朽化した給食室を改築する必要があります。

基本的方向

- 児童生徒に対するきめ細やかな指導を充実させることで、学力の向上と心身の健全育成を図ります。
- 国際化や情報化などの社会の変化に対応した教育を推進するとともに、いじめや不登校などの社会的課題に対する取り組みを推進します。
- 学校施設について適切な維持管理と計画的な改修を行い、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
学力検査における正答率	全国平均と同程度	すべての教科において +1.0ポイント以上	太田市正答率－全国正答率 (%) (%)
大規模改修 (校舎)の実施率	0 %	51.6 %	$\frac{\text{改修済棟数}}{\text{改修予定棟数}} \times 100$
給食施設の 改修実施率	63.2 %	97.4 %	H32年度に建設後30年を経過する給食室のうち改修・改築済の給食施設の率

施策の柱と主な実施事業

学力の向上と心身の健全育成

- 児童生徒に「確かな学力」が確実に定着するよう、学習指導要領の趣旨を活かした教育課程の確実な実施や充実した授業実践等に努めます。
- 少人数学級化を推進し、児童生徒の学力向上と心身の健全育成を目指します。また、個別に支援が必要な児童生徒に対し、必要とされる適切な指導や支援を行います。
- 国際化の進展を踏まえ、児童生徒の英語力の向上に努めるとともに、定住化傾向にある外国人児童生徒の就学に向けた初期指導の充実に努めます。

主な実施事業

- ・おおた教育プロジェクト推進事業(30人程度学級)
- ・生徒指導充実事業(おおたん教育支援隊)
- ・外国語指導助手設置事業
- ・外国人児童生徒日本語指導事業

学校施設の適切な維持管理

- 老朽化した学校施設を計画的に更新します。また、屋外環境の整備をはじめ、学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、ランニングコストの低減を目指します。
- 安全・安心な給食を提供する取り組みを進めるとともに、施設・設備を計画的に更新します。

主な実施事業

- ・小中特別支援学校大規模改修事業
- ・小中特別支援学校屋外環境整備事業
- ・小中学校給食施設改築事業

関連する個別計画

- ・太田市教育大綱(太田市教育振興基本計画:平成29年度～平成32年度)
- ・太田市教育行政方針

2 高校教育の充実

現状と課題

太田市立太田高等学校は、昭和 39 年に開校し、平成 26 年には開校 50 周年となりました。その間、太田地区の商業高校として、多くの人材を太田市や近隣地域に輩出してきましたが、進学を希望する生徒が 7 割を超え、平成 24 年からは中高一貫校として中学校が併設され、平成 27 年に普通科を新設し、「太田市立太田高等学校」として校名を変更しました。

目指す学校像の大きな柱にグローバル人材の育成を掲げ、産官学が連携したキャリア教育を通して地元企業の中核を担える人材の育

成を目指しています。

商業高校時代に培われた伝統やキャリア教育の実績、部活動の成果を活かし、新設された普通科の教育課程の充実を図り、生徒や地域のニーズに対応した「市立高校」の構築に取り組みます。

中高一貫校に伴う施設不足や既存施設の老朽化対策に計画的に取り組み、より質の高い教育環境を整えます。

基本的方向

- 生徒の学習意欲を重視し、確かな学力や専門的知識の習得に努めます。
- グローバルな広い視野や高い視点、多面的な見方を身に付けさせ、ものごとに対する柔軟で論理的な思考力を養い、自ら未来を拓く力の育成を図ります。
- 商業教育全般を通して、地域社会の発展に寄与できる人材の育成を図ります。
- 老朽化や耐震対策のための施設整備を実施し、安全・安心な教育環境の整備を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
高校卒業時の地元企業への就職率	62.6 %	65.0 %	$\frac{\text{太田市内就職者数}}{\text{高校卒業時就職者総数}} \times 100$
地元大学への進学率	35.1 %	40.0 %	$\frac{\text{地元大学進学者数}}{\text{全進学者数}} \times 100$ (4年制大学)

※1 グローバル人材：国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材。

施策の柱と主な実施事業

グローバル人材の育成

- 学生時代から将来を見据え、地域の即戦力となるグローバル人材の育成を行います。
- 本市の中核を担う人材のUターンを推進し、人口流出の抑制を図ります。

主な実施事業

- ・地元企業や大学と連携したグローバル人材育成事業
- ・地元企業とのインターンシップの推進と地元企業の海外活動拠点派遣事業
- ・地元大学への進学率向上と県外進学者へのUターン支援事業

部活動を通じた心身の健全育成

- 教育活動の一環として部活動を推進し、全国で活躍できる部の育成とともに、生徒の自主性と個性を伸ばし、生徒の健全育成を図ります。

主な実施事業

- ・部活動備品の更新事業

教育環境の整備

- 学校施設について適切な維持管理と計画的な改修を行い、安全・安心な教育環境を確保します。

主な実施事業

- ・学校用地取得事業
- ・用地取得後の施設整備事業
- ・老朽施設改修事業

関連する個別計画

- ・太田市教育大綱(太田市教育振興基本計画：平成29年度～平成32年度)
- ・太田市教育行政方針
- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

3 青少年の健全育成

現状と課題

近年の青少年を取り巻く情勢は大きく変化し、青少年が抱える問題はより複雑化しています。こうした中、本市では家庭や地域社会による教育力の向上と関係機関との連携により、青少年の非行防止に努めてきました。

また、明日の太田を担う心身ともにたくましい青少年の健全育成にも取り組んでおり、今後もフレンドシップに代表される青少年の交流・体験活動や社会参加活動等の一層の充実を図るとともに、青少年を社会全体で支え、見守る活動の支援や機運の醸成に努めていく必要があります。

さらには、自然体験活動等を通じた健全育成の場である東毛林間学校や金山の森キャンプ場などについても、その利用促進に取り組んでいく必要があります。

基本的方向

- 青少年の交流・体験活動をはじめとした各種青少年活動の促進を図り、未来を担い、心豊かでたくましい青少年の育成を図ります。
- 「地域の子どもは、地域で守り、育てる」という意識の醸成と健全育成活動を推進します。
- 体験活動等を通じた健全育成のための環境づくりを推進するため、青少年教育施設の適切な運営・管理に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
青少年交流事業の 県外延べ派遣人数	1,538 人	2,113 人	平成14年からフレンドシップ(稚内市)、平成20年から弘前ねぶた交流団の延べ派遣人数
青少年センター補導員協議会街頭補導・ 青少推パトロール 延べ参加人数	30,021 人	43,000 人	青少年センター補導員街頭補導延べ参加人数・青少推パトロール延べ参加人数 (平成17年度からの累計)

施策の柱と主な実施事業

青少年活動の推進

- 青少年交流活動やボランティア体験活動などを通じ、青少年一人ひとりの健やかな成長と自立を促します。

主な実施事業

- ・青少年交流事業
- ・サイエンスアカデミー事業
- ・中学生ボランティア体験活動事業
- ・高校生指導者養成事業

地域ぐるみ健全育成運動の推進

- 青少年健全育成関係団体への支援を通して、青少年の健全育成と非行防止に向けた活動を行います。

主な実施事業

- ・太田市青少年健全育成連絡協議会活動推進事業
- ・太田市青少年健全育成大会事業
- ・太田市青少年センター及び太田市青少年育成推進員連絡協議会活動推進事業

青少年教育施設の運営・管理

- 東毛林間学校、金山の森キャンプ場、利根キャンプ場、宝南センターなどの青少年教育施設を適切に運営・管理し、機能充実に努めます。

主な実施事業

- ・東毛林間学校管理事業
- ・金山の森キャンプ場、利根キャンプ場管理事業
- ・宝南センター管理事業

関連する個別計画

- ・太田市教育大綱(太田市教育振興基本計画:平成29年度～平成32年度)
- ・太田市教育行政方針

4 スポーツの振興

現状と課題

急速な少子高齢化や人口減少が進む我が国において、健康寿命の延伸や地域コミュニティの再生、スポーツ産業との連携による地域経済活性化など、スポーツに期待される役割や機能が拡大しています。

本市においても、健康志向の高まりや団塊世代の定年等によるライフスタイルの変化を背景に市民ニーズが高まっており、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・目的に応じて、スポーツをいつでも気軽に親しめるよう、健康・体力づくりの機会の拡充や施設

の充実が求められています。

2019年のラグビーW杯や2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催が予定され、スポーツに対する関心の高まりが期待されます。スポーツ交流やスポーツ観戦、各種スポーツ教室などを通じ、市民のスポーツに対する関心・意欲を高めるとともに、ジュニア期を含めたスポーツ活動の底辺拡大に努める必要があります。

基本的方向

- 年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境の整備を推進します。
- 広く子どもたちにスポーツに携わる機会を提供し、ジュニア競技者の増加を図るとともに、指導者育成や各種ジュニアスポーツ大会の開催等により、青少年の健全育成と競技スポーツの振興を図ります。
- オリンピック出場経験者による、オリンピックムーブメント※¹ 事業を継続的に開催し、市民のスポーツに対する関心・意欲を高め、子ども達の心身の育成と競技力向上を図ります。
- スポーツ活動を単にスポーツによる健康増進に留めることなく、教育や福祉、国際化、地域活性化等にも展開されるよう、スポーツを通じたまちづくりを推進します。
- 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設の整備と運営を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
おおたスポーツアカデミー 受講登録率	11.0 %	11.3 %	$\frac{\text{受講登録者数}}{\text{市内全小学校児童及び中学校生徒数の合計}} \times 100$
スポーツ施設の 利用者数	1,440,699 人	1,585,000 人	市が管理する体育施設の利用者数の合計

※1 オリンピックムーブメント: スポーツを通じて、明るく豊かな社会を形成するとともに、友情・連帯・フェアプレーの精神を
培い相互理解を深めて、国際親善に尽くし平和の構築を目指す運動。

施策の柱と主な実施事業

スポーツ活動の推進

- 生涯にわたってスポーツに親しめるよう、各種スポーツ団体の支援と生涯スポーツの普及活動を推進します。
- トップスポーツを身近に感じる機会の提供やジュニア競技者の競技力向上など、青少年の夢と希望を実現する競技スポーツの振興を図ります。

主な実施事業

- ・太田スポーツレクリエーション祭、上州太田マラソン開催事業
- ・日本オリンピック委員会(JOC)との連携事業
- ・おおたスポーツアカデミー各部(本校)開催事業、各部(支部)支援事業、特別活動各種事業
- ・国際スポーツキャンプ誘致事業

スポーツ施設の運営・管理

- 多様化する市民ニーズに対応したスポーツ施設を整備するとともに、老朽化したスポーツ施設については改修・移設など適切な管理に努めます。

主な実施事業

- ・運動公園野球場整備事業
- ・運動公園陸上競技場整備事業
- ・市民プール整備事業
- ・体育館整備事業
- ・耐震補強事業

関連する個別計画

5 生涯学習の推進

現状と課題

余暇時間の増大や価値観の多様化などを背景に、精神的なゆとりと生きがいのある暮らしが望まれ、知的・文化的欲求や健康増進を求める人々が増加しており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

本市では、市民教室や各種学級、講座を開催するとともに、地区住民が自ら企画した特色ある事業を協議会を中心に展開するなど、生涯学習の普及・推進を図ってきました。今後、生涯学習のさらなる推進を図るため、市民ニーズを的確に把握し、市民が主体的・意欲的に参加できるよう、多様な学習機会や学

習情報をバランスよく提供することが求められています。

また、市民の自主的な学習活動の場として図書館業務を充実させ、あらゆる世代で読書や学習を続けられるよう、より一層のサービス向上と本に親しめる環境づくりに努める必要があります。

生涯学習活動の拠点となる各種施設について、市民にとってより魅力的で活用しやすいものとなるよう整備・改修する必要があります。

基本的方向

- 社会の変化に適切に対応し、多様な市民ニーズや社会的課題を踏まえた学習機会の充実を図ります。
- 住民自らの手による主体的な事業が進められるよう支援を行い、地域内コミュニティの再構築や地域への愛着形成を図ります。
- 施設の貸出しや図書館業務などを展開し生涯学習活動を効果的に支援するとともに、施設や設備の充実、計画的な維持補修など学習環境の整備を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
各種教室・講座・事業の参加延べ人数	73,897 人	81,300 人	社教センター及び市内行政センター参加人数の合計
図書館利用登録者数	73,233 人	80,000 人	中央図書館・尾島図書館・新田図書館・藪塚本町図書館利用登録者数の合計

施策の柱と主な実施事業

生涯学習機会の充実

- 各種教室・講座や地域の特性を活かした事業を継続的に行い、生涯学習の充実と市民参加型のまちづくりを推進します。

主な実施事業

- ・各種教室・講座開催事業
- ・中・高齢者生き甲斐づくり推進事業

生涯学習環境の整備

- 市民の生涯学習活動を支援するため、各種施設を適切に維持管理し、市民にとってより魅力的で活用しやすい学習環境を提供します。

主な実施事業

- ・施設管理事業
- ・施設維持補修事業

図書館業務の推進

- 社会環境や市民ニーズを踏まえながら、図書や資料の整備・充実に努めるとともに、相談業務の強化を図ります。
- 文学講座等の事業を開催し、生涯学習を推進します。

主な実施事業

- ・図書館業務推進事業

関連する個別計画

6 芸術文化の推進

現状と課題

芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであるとともに、社会全体を活性化する上で大きな力となるもので、その果たす役割は極めて重要です。市民の芸術文化活動の質的向上を目指し、市民自らが文化活動に参加できる場として新市民会館が、芸術を身近に感じられる場として太田市美術館・図書館が平成 28 年度に開館したことから、他の文化施設の老朽化対策を計画的に進めて有効活用を図ることにより、施設間の機能分担、相互連携を促進することで、市の芸術文化交流の拠点強化が期待され

ます。また、芸術学校などを通じ、子どもたちが音楽・演劇に関する高水準の教育を受けられる環境づくりや附属団体の公演、一般団体の活動支援等を行っています。これらの活動をさらに推し進めるとともに、市民の多様な芸術文化の要望に応えられるよう、多彩な企画・運営に努め、芸術文化に親しみ心豊かなまちづくりに寄与することが求められています。

基本的方向

- 市民が主体的に芸術文化活動に取り組み、親しむことができる環境づくりを推進します。
- 文化施設ネットワークを活用し、利用する市民の利便性向上を図ります。
- 老朽化対策や施設整備などを計画的に実施し、既存施設を効率的かつ効果的に活用し、新たな施設とともに、質の高い芸術文化の発信に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
芸術学校生徒 及び団員数	758 人	760 人	本科(5科)、附属団体(3団体)、一般団体(4団体)の生徒・団員数の合計
文化施設の 利用者数	209,429 人	468,000 人	文化施設(市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホール、駅なか文化館、まちなか文化ルーム、美術館・図書館)利用者数の合計

施策の柱と主な実施事業

芸術文化活動の推進

- 芸術を学ぶ機会を提供し個性ある人材を育成することにより、芸術文化あふれる心豊かなまちをつくります。
- 市民の多様なニーズを反映した各種芸術文化事業を展開し、活動の支援と優れた芸術の鑑賞機会を提供します。

主な実施事業

- ・芸術学校運営事業
- ・文化振興事業

芸術文化施設の運営・管理

- 文化施設の計画的な整備・改修により、施設を適切に管理するとともに効率的・効果的に活用し、質の高い芸術文化の発信に努めます。

主な実施事業

- ・新田文化会館、藪塚本町文化ホール改修事業
- ・文化施設ネットワークの活用

関連する個別計画

7 文化財の保護活用

現状と課題

本市にある国・県・市の指定文化財及び登録文化財は 196 件を数えます。天神山古墳・上野国新田郡家跡・新田荘遺跡・金山城跡など、数多くの文化財は郷土の歴史を伝える貴重な遺産であることから、適切に保存を行い、次の世代へ正しく継承していく必要があります。

また、こうした恵まれた文化財を活かした地域づくりを推進するため、市民が身近なものとして郷土の歴史や文化に親しみ、郷土を愛する心を育むことができるよう、資料館等において企画展や講座などを開催しています。

史跡や建造物などの保存と整備には、長い

時間と、専門的かつ綿密な調査・検討を要します。市立の資料館等は開館後、年数が経過し、建物・設備・展示室の老朽化が進み、改修の必要性が生じています。これらの資料館等はテーマ別の小規模な施設が多く、今後、こうした施設の整理統合や総合的な施設の整備などを検討していく必要があります。

基本的方向

- 史跡の発掘調査・整備事業・公有地化を推進し、文化財の保護を進めるとともに、地域の文化資源としての活用を推進します。
- 文化財建造物の保存整備・活用を推進します。
- 資料館・記念館等からの情報発信を活発化し、市民が郷土の歴史や文化に触れ親しむ機会の増加に努めます。
- 地域住民が主体的に参加できる事業を推進し、郷土に対する誇りや愛着心を持つことができる機会の増加に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
国指定史跡等の調査・整備の進捗率	55.7 %	82.0 %	$\frac{\text{累計事業費}}{\text{総事業費}} \times 100$
文化財課・歴史施設課主催事業の参加者数	43,013 人	44,000 人	各種主催事業の参加者数の合計

施策の柱と主な実施事業

文化財の保護・活用

- 天神山古墳・上野国新田郡家跡・新田荘遺跡・金山城跡・旧中島家住宅などを調査・整備し、市民が親しめる文化財の保護と活用を行います。

主な実施事業

- ・上野国新田郡家跡調査・整備・活用事業
- ・金山城跡調査・整備・活用事業
- ・旧中島家住宅調査・整備・活用事業

文化財施設の運営・管理

- 市民が文化財に親しむ機会を提供するため、文化財を展示・公開する施設を整備し充実させます。

主な実施事業

- ・資料館・記念館等改修事業

関連する個別計画

- ・太田市教育大綱(太田市教育振興基本計画:平成29年度～平成32年度)
- ・太田市教育行政方針
- ・史跡天神山古墳・女体山古墳保存管理計画:昭和59年度～
- ・(仮称)太田市はにわ公園建設基本構想:平成8年度～
- ・史跡上野国新田郡家跡保存活用計画:平成29年度～
- ・史跡新田荘遺跡保存管理計画:平成20年度～
- ・史跡金山城跡保存管理計画:平成20年度～
- ・史跡金山城跡第2期整備基本計画:平成18年度～

8 介護・高齢者福祉の推進

現状と課題

本市における高齢者^{※1}人口及び高齢化率^{※2}はともに伸びつづけており、今後もいわゆる団塊の世代^{※3}が高齢者への仲間入りとなっていることから、高齢化は加速し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などの増加が続くと考えられます。こうした中、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できる地域社会の実現が求められています。

本市では、介護保険事業の安定的な運営に努めるとともに、各種福祉サービスの充実を推進してきました。今後は、高齢者が求める

サービスの量の増加やニーズの変化に的確に対応するとともに、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みがより重要となります。また、地域における身近な生活課題への対応力を高めていくために、元気な高齢者の積極的な社会参加と能力の活用により、共に支えあう豊かな地域社会を構築していくことが期待されます。

基本的方向

- 高齢者が地域社会の中で生きがいを持って、いきいきと暮らすことができる機会と場の提供に努めます。
- 高齢者が可能な限り健康で活動的な生活をしていくために、介護予防や健康寿命の延伸に視点を置いた、健康づくりから介護予防までの一貫した取り組みを推進します。
- 介護を要する状態になっても、できる限り自立した日常生活を営めるよう、必要となる介護サービスを切れ目なく適切に提供し、介護保険制度の円滑な運営を図ります。
- 重度な介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域住民・民間団体・関係機関の連携を図り、高齢者を地域全体で見守り、支えあう体制づくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
老人福祉センター利用者数	173,204 人	181,864 人	第一老人福祉センターなど市内4センターの利用者の合計
介護ボランティアの登録率	0.16 %	0.5 %	65歳以上高齢者に占める介護ボランティアに登録する者の割合

- ※1 高齢者:65歳以上を定義します。
- ※2 高齢化率:65歳以上の人口が総人口に占める割合。
- ※3 団塊の世代:日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代(1947年～1949年生まれ)。

施策の柱と主な実施事業

高齢者福祉サービスの提供

- 老人福祉センターを適切に運営・管理し、健康の増進と教養の向上を図ります。
- 老人クラブ連合会等と連携し、高齢者の社会参加機会の拡大を図ります。

主な実施事業

- ・老人福祉センター施設保全事業
- ・機能回復訓練機器整備事業
- ・老人クラブ連合会支援事業
- ・高齢者就労支援事業

介護保険制度の適正な運営

- 介護が必要な高齢者の安定した生活とその家族の負担軽減のため、介護保険の適正な運営を行います。

主な実施事業

- ・介護保険料賦課徴収事業
- ・要介護認定事業
- ・介護サービス費給付事業

介護サービス基盤等の充実

- 高齢者が介護状態にならないよう、また、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進します。

主な実施事業

- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症初期集中支援事業
- ・介護予防事業

関連する個別計画

- ・はつらつプラン21:平成27年度～平成29年度
(太田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画)

9 障がい者福祉の推進

現状と課題

本市では、障がい者の自立と社会参加の促進のため、ノーマライゼーション^{※1}の考え方の普及啓発や保健・医療と福祉などが密接に連携し、障がい者のライフサイクルに対応した支援体制の整備、そして福祉のまちづくりによる生活環境の整備などを推進してきました。

障がいとなる要因は様々で、市民の誰もが直面しうるものであり、決して特定の問題ではありません。また、高齢になり、何らかの障がいを有して生活を営む人が社会全体の中で大きな割合を占めるようになってきました。こうした障がい者を取り巻く状況や多様化するニーズに的確に対応し、障がい者の方々が、同じ社会の構成員として地域の中で自立し、主体的に生活できるよう、総合的に支援する体制が必要となっています。

また、地域活動支援センターでは、障がい者の日常生活や社会生活の支援活動を行っており、必要とされる障がい福祉サービスの一層の充実が求められています。

また、地域活動支援センターでは、障がい者の日常生活や社会生活の支援活動を行っており、必要とされる障がい福祉サービスの一層の充実が求められています。

基本的方向

- 相談数の増加や相談内容の多様化に的確に対応し、ノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、相談支援体制などの充実を図ります。
- 障がい者が地域で自立し、地域で安心して暮らせる環境の整備に努めるとともに、個人の特性に合わせ、適切なメニューを組み合わせた提供に努めます。
- 地域活動支援センターについては、障がい者の日中活動の重要な場であり、利用者数も増加していることから、定員の拡充と事業内容の充実を図ります。
- 障がい者の地域生活を総合的に支援する体制を確保するため、5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有した「地域生活支援拠点」の整備を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
地域で生活する [※] 障がい者の割合	97.75 %	98.00 %	$100 - \left(\frac{\text{施設入所者数}}{\text{障がい者手帳保有者数}} \times 100 \right)$

※ 「地域で生活する」とは、在宅やグループホームなど入所施設以外で生活することをいいます。

施策の柱と主な実施事業

支援体制の充実

- 障がい者が地域で安心して生活できる環境をつくるため、相談・支援体制の充実に取り組みます。

主な実施事業

- ・自立支援給付事業
- ・地域生活支援事業
- ・地域生活支援拠点整備事業

社会参加の促進

- 障がい者の日中活動の重要な場となる地域活動支援センターの運営・管理を行い、障がい者の地域生活を支えるとともに社会参加を促進します。

主な実施事業

- ・社会適応事業
- ・機能訓練事業
- ・自立支援事業

関連する個別計画

- ・第4次太田市障がい者福祉計画:平成29年度～
- ・第4期太田市障がい福祉計画:平成27年度～平成29年度

10 地域福祉の推進

現状と課題

本市では、生活困窮者に対し、生活保障や自立に向けた就労支援を行っていますが、高齢者や傷病者に加え、経済情勢の悪化やこれに伴う雇用の不安定化等による生活困窮者に関する相談や生活保護申請が急増しています。こうした中、適切な保護の実施と経済的な自立の支援がますます重要なものとなっており、関係機関との連携のもと、市民の安定した生活を守る最後のセーフティネット^{※1}として、生活保護制度の適正な運営を図る必要があります。また、格差と不安社会の中で、貧困の連鎖の犠牲とならないよう、子ども達

のための新制度を構築することも求められています。

地域における福祉課題、生活課題に対応するため、地域福祉の担い手である民生委員や専門機関等と連携を図り、適切に対応していく必要があります。また、地域福祉活動を推進する団体への支援を通じ、身近な福祉問題を解決するなど、誰もが安心して生活できる地域社会の実現が求められています。

基本的方向

- 生活困窮者に適切な情報を提供し、早期の生活再建を図ります。また、保護が必要な人には、生活を保障するとともに、就労指導・生活指導による自立の助長を推進します。
- 生活困窮家庭の子ども達の貧困が、親から子へ連鎖しないよう、学習支援を強化する環境の整備を推進します。
- より複雑化する地域における福祉課題・生活課題の解決に向け、幅広い知識や専門機関との連携が重要となることから、情報収集や研修活動を充実し、民生児童委員の活動支援に努めます。
- 献血活動など、地域福祉活動の普及・支援を充実し、身近な福祉問題の解決に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
自立相談 月平均受付件数	23 件	33 件	自立相談支援件数の合計
献血者数	14,652 人	15,399 人	献血者数の合計

施策の柱と主な実施事業

生活保障と自立支援

- 世帯の実情に応じた適切な支援を行うとともに、就労支援や相談業務の充実に努め、自立の促進を図ります。

主な実施事業

- ・被保護者就労支援事業
- ・自立相談支援事業

地域福祉活動の支援

- 地域における福祉課題の解決に向け、福祉団体や市民による地域福祉活動を支援し連携を図ります。

主な実施事業

- ・子どもの学習支援事業
- ・フードバンク事業
- ・献血広報活動推進事業

関連する個別計画

- ・第2次太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画:平成25年度～平成29年度

11

子ども・子育て支援の充実

現状と課題

本市の合計特殊出生率^{※1}は、市独自の子育て支援策等により、全国や県の平均値と比較すると、いずれも上回っている状況となっていますが、平成20年の1.66をピークに微減傾向にあります。出生数についても近年減少し、少子化が懸念されています。少子化は、人口規模の縮小だけでなく、様々な分野に深刻な影響を与えることから、自らの希望に基づき、子どもを産み、安心して育てることができる環境づくりを一層推進していかねばなりません。

子育てと就労の両立のため、保育園の増改

築等を進め保育サービスの向上を図るとともに、地域の実情に応じた幼稚園と保育園の双方の機能を有する認定こども園等を軸に総合的な子育て支援が求められています。

また、児童館や放課後児童クラブなど、子どもたちが遊びや学習を通じて健やかに成長できる場として、子どもたちがより快適に過ごすことができる環境の整備が求められています。

基本的方向

- 子育て家庭の経済的負担の軽減や地域の連携・協働の充実により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを推進します。
- 質の高い幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育ての支援を提供し、子どもたちの心豊かな成長が図れる環境の整備を推進します。
- 経済的な支援が必要な家庭には、自立に向けた子育てと就労の両立を図る総合的な支援を推進します。
- 各施設については、計画的に整備・改修を行うなど適切な運営・管理に努め、児童の健全育成や遊び場の確保を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
合計特殊出生率	1.51	1.57	一人の女性が生涯に産むと推計される平均子ども数
待機児童数	0人	0人	保育園の待機児童数の合計

※1 合計特殊出生率：一人の女性が一生に産むと推計される平均子ども数のことで、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

施策の柱と主な実施事業

就学前教育・保育の充実

- 幼児期にふさわしい環境の中で学び、育まれるよう質の高い幼児教育、保育を進するとともに、適切な施設整備により待機児童の解消を図ります。

主な実施事業

- ・幼稚園大規模改修事業
- ・幼稚園運営費補助事業
- ・保育園等施設整備事業

子育て支援の充実

- 子育てに係る経済的負担を軽減させるため、各種費用(特に多子世帯)の助成を行うとともに、出生率の向上を図ります。

主な実施事業

- ・第3子以降子育て支援事業
- ・就園奨励費補助、新入園助成金事業

安全・安心な活動場所の確保

- 児童館や太田市こどもプラッツなど、安全・安心な活動場所を確保し、児童の健全な育成を推進します。

主な実施事業

- ・児童館大規模改修事業
- ・太田市こどもプラッツ推進事業

母子父子福祉の推進

- ひとり親家庭等が自立した生活のもとで子どもを健全に育成できるよう、資格取得への支援など各種助成制度の充実を図ります。

主な実施事業

- ・高等職業訓練促進給付金等支給事業
- ・自立支援教育訓練給付金支給事業

関連する個別計画

- ・太田市子ども・子育て支援事業計画：平成27年度～平成31年度
- ・太田市次世代育成支援行動計画：平成27年度～平成31年度
- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

12 健康の増進

現状と課題

高齢化社会^{※1}が増々加速するのに比例して、市民の健康への関心は高まっています。本市では、健康づくり計画である「健康おおた21」を定め、市民の健康づくりを推進しています。また、市民、行政及び関係団体で構成された「太田市健康づくり推進協議会」を設置・開催し、健康づくり関連事業の実施状況を検証するとともに、内在する課題の提起と解消に努めています。

平均寿命が延びる中で、健康寿命^{※2}との格差が取りざたされ、健康に日常生活を送ることができる期間の延伸が望まれています。

安全・安心なまちづくりの推進のため、これ以上地域の医療資源が減少することのないよう、救急医療告示病院に対して公的支援を行っています。市民の安全・安心の確保のためには、市内6つの救急医療告示病院間の連携及びかかりつけ医を推奨することによる地域医療との連携を図り、病院相互の負担を軽減するなどして安定的な救急医療体制を構築する必要があります。

基本的方向

- 太田市高度救急医療支援センター運営委員会や太田市救急医療施設連絡協議会を開催し、地域で必要な高度な医療機能や救急医療体制の充実強化を支援するほか、太田記念病院を中心とした6つの救急医療告示病院による救急医療体制を円滑に運営し、住民福祉の向上を図ります。
- 妊婦や乳幼児対象の健康診断や健康相談、健康教育を実施し、乳幼児が健やかに成育するための事業の充実を図ります。
- 太田市健康づくり計画「健康おおた21」に基づき、最終年度となる平成29年度に最終評価を実施し、新たな目標設定に向けての課題の整理や、取組内容の見直しと改善を行い、その後の新たな健康づくり計画策定に反映させ、市民の健康づくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
がん検診受診率	26.2 %	28.0 %	$\frac{\text{受診者数}}{\text{対象者}} \times 100$ (がんの種類は胃・大腸・子宮頸部・乳・肺・前立腺(6種)の平均値)

※1 高齢化社会：総人口における65歳以上の老年人口の割合が増加した社会。
※2 健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間。

施策の柱と主な実施事業

救急医療体制の充実強化

- 各種協議会等による協議・検討のほか、6つの救急告示病院への公的支援を行い、安定的な救急医療体制の維持を図ります。

主な実施事業

- ・救急医療体制整備事業

乳幼児の健やかな成長支援の充実

- 妊娠届時から継続した乳幼児の成育を支援します。

主な実施事業

- ・乳幼児成育支援事業

健康寿命の延伸

- 乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

主な実施事業

- ・健康おおた21推進事業
- ・各種検診事業

関連する個別計画

- ・健康おおた21：平成20年度～平成29年度
(太田市健康づくり計画)

13 医療・保険制度の充実

現状と課題

平成 20 年（2008 年）4 月から始まった後期高齢者医療制度^{※1}は、群馬県後期高齢者医療広域連合が運営し、本市も窓口業務や保険料徴収業務を行っています。本市の被保険者の加入割合は年々増加しており、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を見据えると、今後の医療費をいかに抑えていくかが大きな課題となっていることから、今後とも適正な運営を図るとともに、制度の普及・啓発を図る必要があります。また、福祉医療についても、受給資格対象者に適切な助成を行い、市民の安定した生活を支える必

要があります。

国民健康保険は、被用者保険に加入していない 75 歳未満の人を対象とした医療保険制度となっており、本市の被保険者は減少傾向にあります。高齢化の進展や医療の高度化、疾病構造の変化などにより医療費は毎年増加していますが、被保険者の減少や税制度の改正、税滞納などにより収納額が低下しており、医療費適正化や収納率向上が課題となっています。

基本的方向

- 後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、各種保健事業の周知勧奨を徹底し、医療費の抑制に努めます。
- 小児や重度心身障がい者、ひとり親家庭などの医療に係る経済的な負担の軽減を図り、市民が安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- 将来にわたり国民健康保険制度を維持するため、国民健康保険税は納税者の負担感に配慮しつつ、事業運営に関し適正な税率を維持設定します。また、収納率の向上や医療費の抑制を図り、制度の適正運営に努めます。
- 持続可能な医療保険制度を構築するため、国の動向を踏まえながら県と連携し、的確な対応を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
医療費助成制度の継続実施	制度維持	制度維持	現行制度の維持
特定健診の受診率 (国民健康保険)	38.2 % (平成27年度 速報値)	60.0 % 以上	$\frac{\text{特定健診受診者}}{\text{特定健診受診対象者}} \times 100$

※1 後期高齢者医療制度：75歳（寝たきり等の場合は65歳）以上の方が加入する独立した医療制度。

施策の柱と主な実施事業

後期高齢者の健康増進

- 医療制度の充実を図るとともに、後期高齢者の保健事業の助成を行うなど被保険者の健康増進に向けた取り組みを推進します。

主な実施事業

- ・後期高齢者健康診査事業（特定健診）
- ・後期高齢者人間ドック助成事業

福祉医療制度の推進

- 助成を受けるべき人が適正に制度を利用できるよう、制度の周知と運用に努めます。

主な実施事業

- ・保険診療に係る医療費自己負担分助成事業（小児、重度心身障がい者、ひとり親家庭など）

国民健康保険の健全運営

- 被保険者の健康を支援するとともに、医療の高度化などで増加する医療費を抑制することで、国民健康保険を安定的に運営します。

主な実施事業

- ・特定健診実施事業
- ・各種給付事業
- ・収納対策事業
- ・人間ドック検診費助成事業
- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の推奨

関連する個別計画

- ・太田市国民健康保険データヘルス計画：平成27年度～平成29年度

14 防災対策の推進

現状と課題

いつ起こるかわからない災害に対して迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施しています。また、地域防災体制の強化を図るため、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努めています。

太田断層地震による避難者の非常用食糧や衛生用品等の生活必需品の備蓄を計画的に進めるとともに、物資供給に関する民間企業との協力体制の強化を図ることが必要となります。

さらに、災害時に支援が必要となる高齢者や障がい者などについて、有事の際の支援体制を確立し、安全確保を図る必要があります。

基本的方向

- 災害の予防や減災を図るなど、災害に強いまちづくりを推進します。
- 自主防災組織など自主的な防災活動の活性化や市民の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図ります。
- 食糧や生活必需品の計画的な備蓄を図り、民間企業との連携を深めていきます。
- 「避難行動要支援者台帳」事務を効率的に進め、情報の有効性を高めるとともに、「住民支え合いネットワーク事業」とのデータ連携を図り、要支援者に対する支援など、見守り・支え合いのネットワークの構築を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
災害時食糧の備蓄率	68.6 %	100.0 %	$\frac{\text{食糧の年度末食数}}{\text{備蓄目標食数}} \times 100$
避難行動要支援者登録者数	1,059 人	5,971 人	避難行動要支援者数の合計

施策の柱と主な実施事業

災害に備える取組みの推進

- 災害発生後の防災関係機関及び地域住民の災害対応力の向上並びに備蓄食糧等を計画的に確保します。

主な実施事業

- ・総合防災訓練実施事業
- ・自主防災組織による防災訓練実施事業
- ・防災備蓄物資整備事業

地域互助の促進

- 一定の要件に当てはまる要支援者を把握し、通常の見守支援事業に加え、有事の際に迅速な避難指示等行えるようにします。

主な実施事業

- ・避難行動要支援者登録申請書兼同意書受付事業
- ・登録促進広報事業

関連する個別計画

- ・太田市地域防災計画：平成18年度～

15 消防・救急体制の充実強化

現状と課題

本市の消防は、大泉町の消防事務を受託し、「太田市消防本部」として1本部4署4分署1出張所を配置して、地域住民の安全・安心を守っています。平成27年度には消防救急無線デジタル化の整備が完了するなど、全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた取組みを進めていますが、今後、より一層の充実強化を図るため、消防施設の整備をはじめとした消防・救急体制の強化や消防水利の計画的な整備が求められています。

また、地域防災の要である消防団は、安心して暮らせる地域づくりにおいて重要な役割

を担いますが、近年、団員の減少や設備の老朽化などの課題を抱えています。

高齢化の進展や社会環境の変化などにより、救急出動件数は増加傾向にあります。救急業務は、市民の尊い命を守る必要不可欠なサービスであることから、適切な救急処置を行いながら、迅速に医療機関に搬送することができる体制の整備が求められます。

基本的方向

- 複雑多様化する災害形態に迅速かつ的確に対応できるよう、消防体制の充実強化を図ります。
- 消防施設については、効率的・効果的な整備や維持管理を推進し、市民の安全確保に努めます。
- 救急体制の充実強化を図るとともに、自主救護体制を高め、救命率の向上を図ります。
- 消防団の充実を図るため、団員の確保や施設・装備の充実を推進し、地域の防災力強化に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
救命講習 受講者数	7,800 人	9,000 人	年間の講習受講者数の合計
住宅用火災 警報器設置率	67.7 %	81.0 %	設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合

施策の柱と主な実施事業

消防力の強化

- 消防署の維持管理・改修や消防車両等の計画的な更新・整備を行い、消防・防災機能の強化を図ります。

主な実施事業

- ・消防本部・中央消防署庁舎空調設備更新事業
- ・西部消防署庁舎等建設事業
- ・消防・救助資機材更新整備事業
- ・消防水利整備事業
- ・消防車両等整備事業
- ・消防隊員の安全対策事業

救急体制の充実

- 医療機関との連携強化や資機材の整備、隊員の教育訓練に努め、救急救命体制の充実を図ります。

主な実施事業

- ・救急車両等整備事業
- ・救急ワークステーション整備事業

消防団の充実強化

- 団員確保をはじめ、車庫詰所や救助資機材、個人装備の整備及び団員の資質の向上により、地域防災力の充実強化を図ります。

主な実施事業

- ・車庫詰所等整備事業
- ・消防ポンプ自動車等整備事業
- ・常備消防との連携強化事業
- ・消防団員教育訓練事業

関連する個別計画

16 安全な居住環境の推進

現状と課題

旧耐震基準で建築された昭和 56 年以前の建築物は、現行の耐震基準に満たない状況にあります。大地震時の居住者の生命を守り、また沿道の住宅等の倒壊による円滑な救助活動や避難の妨げとならないよう、特に戸建木造住宅については積極的な耐震化が重要となりますが、全国的にもなかなか対応が進んでおらず、大きな課題となっています。本市では、第 2 期太田市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震診断及び耐震改修の更なる促進を図っていきます。

幅員 4m 未満の狭あい道路は、市民の生活

道路として未だ多数存在していますが、日常における通行の支障や緊急車両の進入等が困難になるなど、住環境や防災上の問題が多数あります。

また、核家族化、単身世帯の増加などが起因して空家が増加傾向にあります。放置された空家は老朽化が進み、倒壊の危険性や治安の悪化など、様々な問題を引き起こします。

こうした身近な居住環境を整備し、安全・安心で良好なまちづくりが求められています。

基本的方向

- 戸建木造住宅の耐震化を推進します。また、改正耐震改修促進法で該当となった不特定多数が利用する大規模建築物等についても、国や県の補助の利用促進を図り、積極的に耐震化を推進します。
- 狭あい道路への消防車両や救急車両の進入が可能となるよう、狭あい道路整備事業の周知を図り、道路後退用地の寄附等を促し、拡幅に努めます。
- 生活環境を保全するために、放置することが不適切な空家等について、必要な対策を講じるとともに、空家等の活用の促進を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
住宅耐震化率	71.2 %	85.0 %	$\frac{\text{耐震性がある住宅戸数}}{\text{住宅総戸数}} \times 100$
狭あい道路 寄附延長	27.2 km	44.7 km	狭あい道路寄附延長の合計

施策の柱と主な実施事業

建築物安全対策の推進

- 耐震化されていない木造住宅と不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震診断・改修の補助を行い、市民の生命・財産を守ります。

主な実施事業

- ・木造住宅耐震診断者派遣事業
- ・木造住宅耐震改修補助事業
- ・耐震対策緊急促進事業

狭あい道路整備事業の推進

- 消防車や救急車などの緊急車両の通行や、火災による延焼を防ぐ狭あい道路の拡幅整備を促進します。

主な実施事業

- ・狭あい道路整備事業

空家等対策の推進

- 空家等対策計画を定め、空家等対策の推進と空家等の活用の促進を図ります。

主な実施事業

- ・空家等対策事業

関連する個別計画

- ・第2期太田市耐震改修促進計画：平成28年度～平成32年度
- ・太田市空家等対策計画：平成28年度～平成32年度

17 防犯体制の強化

現状と課題

少子高齢化、核家族化及び都市化の進展に伴う人間関係の希薄化等の要因によって、地域社会の犯罪抑止機能が低下しています。

また、日常的に発生する子どもへの声かけ事案や身近で発生する凶悪犯罪、特殊詐欺などの手口の巧妙化が進んでおり、防犯に対する市民意識が高まっています。

本市では、太田市防犯協会を中心に青色回転灯装着車による巡回パトロールや太田市わんわんパトロール隊による防犯啓発活動を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けた取り組みを実施しています。

また、夜間の犯罪防止を目的として、住環境の変化に応じた防犯灯の配置などの見直しや、犯罪多発地域においては、警察と連携して、防犯カメラを運用しています。

こうした取り組みをより一層充実させるとともに、地域が一体となって防犯活動に取り組み、犯罪を未然に防ぐことができる環境を整備していく必要があります。

基本的方向

- 地域住民、地域の防犯活動団体及び関係機関との連携強化により、地域ぐるみの防犯活動を推進するとともに、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 犯罪の未然防止のため、防犯機器の適切な管理運用に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
市内刑法犯 認知件数	2,384 件	2,300 件	市内刑法犯認知件数の合計

施策の柱と主な実施事業

防犯設備の充実と維持

- 犯罪抑止のための防犯カメラの適切な配置や住環境の変化等に応じた防犯灯の配置などを見直すことにより、犯罪が起きにくい環境づくりに努めます。

主な実施事業

- ・防犯カメラ整備事業
- ・防犯灯維持管理事業

防犯意識向上の推進

- 市民の防犯に関する知識の向上や自主防犯活動を推進し、防犯意識の向上を図ります。

主な実施事業

- ・太田市防犯協会等による防犯啓発活動推進事業
- ・太田市わんわんパトロール隊等による自主防犯活動強化事業

関連する個別計画

18 消費生活の安定

現状と課題

消費生活を取り巻く状況は、社会情勢の変化に伴う家族形態やライフスタイルの変化により、情報化・グローバル化等利便性が向上した反面、消費者をめぐるトラブルは多様化・複雑化しています。

悪質商法等勧誘の手口が巧妙化し、消費者と事業者の間には情報の質、量及び交渉力の格差があり、深刻な被害実態が見受けられ、今後も消費トラブルの拡大が懸念されます。

本市では、消費トラブルを未然に防止することを目的に、消費生活情報を提供する啓発活動を実施し、自立した消費者の育成に努め

ています。

消費生活相談事業の充実を図るため、消費生活専門相談員を確保し、事業者と対等に消費トラブルの交渉を進め、優位に展開できるよう、積極的に研修参加に取り組み、知識・経験・交渉力のスキルアップを図ることが必要になります。

基本的方向

- 消費者が自ら考え判断できる能力を持つことができるよう、地域、学校及び福祉関係機関と連携し、消費者教育・啓発活動を推進します。
- 各種啓発事業を活用し、情報提供に努め、消費生活被害の未然防止に努めます。
- 消費被害の防止や救済を図るため、相談員による相談者への適切な助言とトラブル解決に向けた支援を行います。
- 家庭用品・ガス器具・電気用品等について、販売店の商品に適正表示がされているか立入検査を行い、不適正な商品の流通を阻止し、公正な取引の確保に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
出前講座 実施回数	19 回／年度	30 回／年度	学校・行政・地域団体での実施回数の合計

施策の柱と主な実施事業

相談業務の充実

- 消費者被害の防止や救済を図るため、相談員による相談者への適切な助言とトラブル解決に向けた支援を行います。

主な実施事業

- ・相談員による相談業務

消費者意識の啓発

- 消費生活の安定に向け、出前講座・FM放送・広報紙等を活用して消費生活情報の提供を行い、自立した消費者の育成を図ります。

主な実施事業

- ・各種啓発事業

販売事業者に対する立入検査の充実

- 家庭用品・ガス器具・電気用品等について品質表示が適正に表示され、消費者に適切な情報が提供されているか立入検査を実施します。

主な実施事業

- ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査
- ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査
- ・液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律及びガス事業法に基づく立入検査
- ・電気用品安全法に基づく立入検査

関連する個別計画

19 交通安全対策の推進

現状と課題

県内における平成 27 年の交通人身事故発生状況は、件数は前年比約 7%、負傷者数は前年比約 6%減少しており、ここ数年は減少傾向にあります。年齢層別事故状況は、負傷者数が 40 歳代、死者数では 65 歳以上の高齢者が最も多くなっています。市内においても件数、負傷者数ともに減少傾向で、年齢層別事故状況においても県内と同様な状況となっています。

悲惨な交通事故を無くすためには、交通事故対策を効果的・効率的に進めていく必要があります。市民一人ひとりが事故を起こさな

い、事故に遭わないという意識を持って行動することが重要です。地域や地元住民が自ら安全・安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことができるよう、交通安全教室の充実や交通安全広報活動の推進を図るとともに、交通安全施設の整備に努める必要があります。

また、各地で相次ぐ通学路での重大事故を踏まえ、通学路の安全確保を図るほか、歩行者が安全に通行できる環境づくりが必要です。

基本的方向

- 歩行者・自転車・自動車すべてに対し交通安全啓発と交通安全教育を実施し、交通安全意識の浸透を図ります。
- 交通安全施設を適切に整備・維持管理し、人と車、自転車が共存できる環境の整備を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
交通事故件数	7,692 件	7,200 件	人身事故件数+物件事数
交通安全施設の設置・補修要望対処率	100 %	100 %	$\frac{\text{処理件数}}{\text{要望件数}} \times 100$

施策の柱と主な実施事業

交通安全意識の普及・啓発

- 幼児期からの交通安全教育を行うとともに、事故が増加する高齢者を対象とした啓発の拡充を図ります。また、街頭指導や交通安全啓発看板設置などにより、交通安全意識の浸透を図ります。

主な実施事業

- ・交通安全教育事業
- ・交通安全街頭指導
- ・交通安全啓発看板設置事業
- ・交通安全運転教育事業

交通安全施設の整備

- 交通安全施設や区画線等の整備補修を適切に行い、誰もが安全・安心に通行できるような交通環境の整備を図ります。

主な実施事業

- ・交通安全施設設置・補修事業
- ・区画線路面表示設置・補修事業
- ・通学路路面表示事業
- ・自転車通行帯設置事業

関連する個別計画

- ・太田市通学路交通安全プログラム：平成25年度～

20

環境政策の推進

現状と課題

地球温暖化や広域的な大気汚染など、様々な地球規模の環境問題が発生し、年々深刻化しています。その中でも地球温暖化は、エネルギーを使用する全ての社会活動が原因となることから、環境問題の中でも最も解決が困難なものとなっていますが、同時に私たちの生活に最も身近な問題でもあることから、市民一人ひとりが地球環境に配慮し、日々の生活からできることを実践していく必要があります。

本市では、市民、事業者及び行政が一体となって着実に環境問題対策を推進していくた

め、太田市環境基本計画に基づき環境負荷の低減を図り、人と自然が共存できる環境にやさしいまちづくりを推進してきました。平成29年度を始期とする第2次太田市環境基本計画においても、自然との共生、省資源・省エネルギー化及び循環型社会の実現に向けた取組みをより一層推進するとともに、市民がさらに関心を持つよう啓発活動を充実することが求められています。

基本的方向

- 環境基本計画に基づいた総合的な環境施策を計画的に推進します。
- 地球環境から身近な生活環境までの現状や課題、取り組みなどの情報提供や環境学習・教育の充実を図り、環境保全意識の醸成に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
CO2排出量	260万t-CO2 (平成25年度算出基礎)	240万t-CO2	活動量×排出係数 (使用量・生産量等)

施策の柱と主な実施事業

環境政策の推進

- 環境基本計画に基づき、計画的・総合的な環境施策を推進します。

主な実施事業

- ・環境基本計画に基づく各目標値の進捗管理

環境保全への意識醸成

- 市民の環境に対する意識向上と啓発活動を行い、住みやすいまちづくりを推進します。

主な実施事業

- ・環境美化、環境保全啓発活動
- ・環境美化実践事業

関連する個別計画

- ・第2次太田市環境基本計画：平成29年度～平成38年度

21

生活環境の保全

現状と課題

良好な大気環境や清らかな水環境、静けさ、清潔な生活空間などは、私たちが健康で快適な生活を営むうえで大変重要な要素です。良好な生活環境を保全していくため、また、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、引き続き、大気、水質などの監視や騒音等の生活型公害の未然防止に努める必要があります。

本市では、市内の幹線道路に面する地域の自動車騒音を測定し、環境基準の適合状況を調査・公表しています。市内河川等の26地点において水質を測定するとともに、市内の特定事業場^{※1}の排水及び地下浸透水の水質

を測定し、河川及び地下水の水質汚染を未然に防止しています。

環境美化活動を地域から広めるため、重点地区にポイ捨て防止啓発看板等を設置し生活環境の保全に努めていますが、一部の地域でポイ捨てされる箇所・頻度が増えており、さらなる対応が求められています。

また、斎場や墓園については、周辺環境に配慮した整備、維持管理が求められています。

基本的方向

- すべての市民が安心して日常生活を送れるよう、パトロールによる監視・指導を徹底し環境汚染の早期発見や発生防止に努めます。
- 斎場や墓園については、市民ニーズに対応するとともに、周辺環境に配慮した整備や維持管理に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
特定事業場の排水基準遵守率	68.6 %	100.0 %	$\frac{\text{排出基準遵守事業場数}}{\text{立入調査実施事業場数}} \times 100$

※1 特定事業場：有害物質使用施設を有する事業場等。

施策の柱と主な実施事業

地域環境保全の推進

- 健康で安全に暮らせる生活環境を保全するため、監視パトロールや調査・指導の徹底等により環境汚染の防止に努めます。

主な実施事業

- ・国県道における自動車騒音の常時監視
- ・公共用水域の常時監視
- ・特定事業場の水質立入調査
- ・ポイ捨て防止推進事業

斎場・墓園の運営・管理

- 市民の需要に対応するため、斎場・墓園の適切な運営・管理を行います。

主な実施事業

- ・太田市斎場施設整備事業

関連する個別計画

- ・第2次太田市環境基本計画：平成29年度～平成38年度

22

廃棄物の適正処理

現状と課題

本市では、一般廃棄物の分別排出や指定有料ごみ袋制度の導入などにより、ごみ減量化を図り、地球環境に優しい循環型社会^{※1}の構築に向けた事業運営に取り組んでいますが、資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するために、一層の減量化や発生抑制に努めていく必要があります。ごみ処理施設については、建設から19年以上が経過し、設備も老朽化したことで毎年多大な補修費が発生しています。新焼却施設が稼働するまでの間、燃えるごみを安全に安定して処理できるよう、施設の安定稼働と延命化を図る必要

があります。

本市における、し尿や浄化槽汚泥の処理等を最終的にし尿処理施設で行っている人の数は、人口比率で約56%、およそ124,200人です。し尿等の安定した処理は、市民の生活環境を担う重要なサービスですが、市内の開発が進み処理能力の不足が大きな課題となっています。施設の老朽化対策や合理化を推進し、処理の効率化・安定化が求められています。

基本的方向

- ごみ排出量及びごみ処理経費の削減を図るために、さらなるごみの減量化・再資源化を推進します。
- ごみの減量化や再資源化対策により、ごみ焼却施設の延命化を図るとともに、新焼却施設の整備、施設周辺的环境整備を推進します。
- し尿等を下水処理場に投入し一括処理するなど、処理方法の検討をするとともに、老朽化の著しいし尿処理施設の廃止など施設運営の効率化を図ります。また、し尿処理施設長寿命化計画に基づき、点検、修繕及び改修工事等を実施し、施設の長期的な安定稼働に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
家庭ごみ排出量	704.1 g/人/日	697.0 g/人/日	$\frac{\text{家庭系ごみ年度排出量}}{\text{人口} \times \text{年度日数}}$
し尿処理量	65,000 KL/年	63,000 KL/年	太田市内のし尿処理施設(3施設)での処理量の合計

※1 循環型社会:有限である資源の消費量を減らすとともに、再利用を図るなど環境負荷をできるだけ少なくした社会。

施策の柱と主な実施事業

ごみの減量・再資源化の推進

- 循環型社会の形成やごみを出さないライフスタイルの定着を目指し、計画的にごみの減量と資源化を推進します。

主な実施事業

- ・4R運動の推進事業
- ・ごみ処理手数料有料化
- ・資源回収に対する支援事業
- ・焼却施設の適正管理

し尿の適正処理

- し尿処理施設の運転管理を適正に行い、環境基準を順守するとともに、施設の効率化、長寿命化を図ります。

主な実施事業

- ・し尿処理施設の長寿命化事業

関連する個別計画

- ・第2次太田市環境基本計画:平成29年度～平成38年度
- ・太田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画:平成16年度～平成40年度
- ・し尿処理施設長寿命化計画:平成29年度～平成38年度

23

工業基盤の整備と産業支援

現状と課題

経済の回復基調を受け、本市の基幹産業である輸送機器関連等の製造業においては、既存の工場敷地が手狭となっており、用地の拡張が急務となっています。また、県内外から本市への進出を希望する企業も増える中、受け皿としての工業団地在庫は逼迫した状況であり、産業団地の新規開発や既存拡充が求められています。また、開発に並行して、より魅力ある産業団地として広く市内外にPRし、積極的な企業誘致を行い、新たな雇用創出に繋げていくことが必要となります。

市内企業が持続的発展を続けるためには、

企業の将来を担う人材の確保が重要です。本市では、一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構と連携し、人材育成及び技術開発支援相談など、新産業創出の支援と推進を行っています。人口減少社会を見据え、従来の産業支援に加えて、若者・女性の働く場を確保するなど、定住に寄与する安定した雇用の創出を図っていく必要があります。また、女性の起業支援及びこどもの起業家教育を含めた創業支援事業を行うなど、新たな地域産業の創出や産業構造の多様化を図っていくことも求められています。

基本的方向

- 本市の産業特性や地域特性を活かした企業誘致を推進し、雇用の場の確保に努めます。
- 市内企業の人材育成や技術力向上に対しての支援拡充を図り、地元経済活動の活性化に努めます。
- 関係機関との連携を密にするとともに、新産業や創業・起業の支援を推進し、本市で多様な人材が活躍できる環境づくりに努めます。
- 市内の雇用、特に若者・女性の働く場の確保に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
市内創業件数	170 件 / 年	180 件 / 年	法人設立届件数 (5か年の平均値)

施策の柱と主な実施事業

企業誘致

- 地域経済の活性化や雇用創出の場の確保などを旨し、既存の輸送機器関連等の製造業に限定せず、企業誘致に努めます。

主な実施事業

- ・おた渡良瀬産業団地企業誘致推進事業
- ・次期産業団地推進事業(IC周辺) ・既存工業団地拡張事業

産業支援

- 市内企業の技術力向上を含め、新製品・新技術に対して支援拡充を図ります。

主な実施事業

- ・中小企業技術開発支援事業
- ・中小企業販路開拓支援事業

創業支援

- 次代を担う人材を育成するため、各種団体と連携しながら創業・起業活動への支援制度の充実を図るとともに、女性や子どもに対する起業家教育を行います。

主な実施事業

- ・創業支援事業
- ・女性の起業支援事業
- ・こどもの起業家教育事業
- ・経営安定資金融資

就労支援

- 好調な製造業を主軸とした太田市の強みを活かし、企業と就労希望者を結びつけるなど、雇用を創出する施策を展開します。

主な実施事業

- ・若者・女性に対する就職支援事業

関連する個別計画

- ・創業支援事業計画：平成27年度～平成31年度
- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

24

商業基盤の整備とにぎわいの創出

現状と課題

中小小売商業を取り巻く環境は、モータリゼーション※¹の進展や大型店の郊外進出、経営者の高齢化や後継者不足などにより、厳しい状況が続いています。まちなかのにぎわいを支えてきた商店街においても、空き店舗が増加するなど活力が失われつつある中、商業の活性化による活気と魅力のあるまちづくりが求められています。

市内の消費拡大を図るため、太田市プレミアム金券を発行するなど、各種事業に取り組んでいますが、その消費が大型店に偏っているといった課題も見られ、さらなる市内の消

費拡大に繋がる施策が求められています。

商業環境が厳しさを増す中、中心市街地の整備を進めるとともに、商工団体と連携した各種イベントの展開に取り組んでいます。また、太田市交流館（くらっせ）の活動事業が、市民、地域及び商店街と連携し事業効果を上げています。今後、こうした魅力のある各種イベントや事業を適切に企画支援することにより、中心市街地の活性化に繋げていくことが必要となります。

基本的方向

- 社会経済の変化を的確に捉え、多様化する消費者ニーズに対応できる活力ある商業活動が展開されるまちとなるよう商業振興支援を総合的に展開し、小売商業・卸売業の販売活動の促進に努めます。
- 各種イベントや商店街の空き店舗解消をはじめとした「まちなかの活性化」に資する事業を推進し、まちなかのにぎわいの創出を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
年間商品販売額	6,844 億円 (平成26年)	6,900 億円	商業統計調査による数値

※1 モータリゼーション：自動車が社会に広く普及し、生活必需品化すること。

施策の柱と主な実施事業

年間商品販売の促進

- 各種商業施策を積極的に実施し、売上額の増加に努めます。また、太田市金券の購入促進を図り、金券発行枚数を増やすとともに市内の消費拡大を図ります。

主な実施事業

- ・太田市金券発行事業

中心市街地の活性化

- 利活用しやすい空き店舗等の補助制度を充実し、中心市街地の活性化を図ります。また、商工団体と連携したイベントを展開し、「にぎわい」の創出を図ります。

主な実施事業

- ・空き店舗対策事業
- ・商業活性化イベント事業

関連する個別計画

- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

25

農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化

現状と課題

農業者の高齢化と後継者不足の中で、耕作放棄地の解消や新たな担い手の育成が急務となっています。担い手への効率的な農地集約化等による有効利用を進めるとともに、新規就農者の確保・育成を推進していく必要があります。

地域の陳情・要望等による、農業用の用排水路・農道等の整備・修繕を実施しています。農地が未整備な地域は、ほ場整備、用排水路及び農道整備等を行う土地改良事業を実施し、耕作放棄地の拡大防止及び農作業の効率化を図るとともに、農地を水害から守るため、遊水池・排水機場等の維持管理を実施しています。

消費者の食の安全・健康志向の高まりなどに加えて生産者や販売路の多様化が進む中で、消費者と生産者を結ぶ地産地消の取組みを積極的に推進する必要があります。本市では、「道の駅おおた」を拠点として、地場産農産物や物産を立ち寄り客へ積極的にPRし、年間を通じて新鮮で安全な野菜を提供するなど、消費拡大に努めています。

イノシシによる農作物被害が増加しています。市街地に隣接した金山丘陵でイノシシの生息数が増加しており、人的被害を防止するためにも金山丘陵におけるさらなる捕獲圧強化が必要となっています。

基本的方向

- 効率的で安定的な農業経営に向けた多様な担い手の確保に努めるとともに、生産基盤の整備を推進します。
- 安全・安心で良質な農産物の地産地消を進めるとともに、本市産野菜のブランド化を推進するなど、消費拡大に努めます。
- イノシシや松くい虫など、有害鳥獣や森林病虫害による被害を防止する施策を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
農地の集積率	18.36 %	22.00 %	$\frac{\text{利用権設定がされた農地}}{\text{全農地(青地+白地)}} \times 100$
農地の区画拡大面積	10 ha	50 ha	農地の区画拡大面積の累計

施策の柱と主な実施事業

農業生産基盤の整備

- 農道や水利施設の整備を図るとともに、未整備農地の改良等を行い、優良農地の確保と生産性の向上を図ります。

主な実施事業

- ・農業基盤整備促進事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・県営経営体育成基盤整備事業
- ・農地防災施設管理事業
- ・農村地域防災減災事業
- ・地籍調査事業

農地の有効活用と多様な担い手の確保・育成

- 農地集積等による農業経営の合理化・効率化を図ります。また、後継者不足対策として新規就農者の育成・支援を行います。

主な実施事業

- ・農地中間管理事業
- ・青年就農給付金
- ・利用権設定等促進事業
- ・農業機械購入助成事業

地産地消の推進

- 太田市産農産物を広くPRするとともに、地産地消を推進し、付加価値を付け他産地との差別化をすることで、知名度の向上と消費拡大を図ります。

主な実施事業

- ・農業振興PR事業
- ・地産地消普及促進事業
- ・太田市野菜ブランド推奨事業
- ・太田市精米所事務所建設事業

野生鳥獣・森林病虫害被害対策の推進

- イノシシ等野生鳥獣による農作物被害が拡大していることから、野生鳥獣対策を総合的に推進します。

主な実施事業

- ・猪対策山林刈払事業
- ・森林病虫害防除事業
- ・有害鳥獣駆除事業

関連する個別計画

- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

26

観光事業の推進と交流人口の増加

現状と課題

人口減少に伴う定住人口の減少が見込まれる中、都市としての活力・まちのにぎわいを維持していくために、本市への交流人口の増加を図る必要があります。本市は、金山や八王子丘陵といった自然に恵まれ、さらに新田氏や徳川氏ゆかりの名所史跡が数多く点在しています。こうした地域資源の魅力を最大限に引き出し、有効に活用していく必要があります。

観光客誘客のイベントとして、おおた芝桜まつり・おおたイルミネーション・尾島ねぷたまつりなどを開催しています。また、東武

鉄道の主要駅や銀座ぐんまちゃん家などで観光誘客キャンペーンを行い、市内で行われるイベントに県内外から多くの観光客が訪れています。

今後、さらなる交流人口の増加を図るため、芝桜の開花状況の改善や観光案内板・観光トイレの老朽化対策といった観光施設の整備・改修を行うとともに、観光ボランティアや観光地への交通手段、観光PRの充実に総合的に取り組んでいく必要があります。

基本的方向

- 自然や歴史といった地域資源の魅力を高め、有効に活用するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 群馬県や両毛7市などとの連携による広域的な観光推進に努めます。
- パンフレットやホームページなど観光PRの手法を充実させ、交流人口増加に繋がる効果的な情報発信に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
観光入込客数 (八王子山公園)	235,400 人	330,000 人	芝桜まつり、イルミネーション開催期間中の入込客数

施策の柱と主な実施事業

観光誘客の推進

- 各種イベント等による観光誘客活動を積極的に行うとともに、観光パンフレットやホームページといった情報発信媒体を充実させ観光誘客を図ります。

主な実施事業

- ・東武鉄道、両毛7市による観光PR事業
- ・太田市観光協会と連携し、情報発信を強化

観光施設の管理

- 八王子山公園をはじめ、市内観光施設の整備・管理を行い、観光資源の活用を図ります。

主な実施事業

- ・八王子山公園等維持管理事業

関連する個別計画

27 道路網の整備

現状と課題

道路は、市民の暮らしや産業・経済活動を支える重要な役割を担っています。

本市には、主要な幹線道路である国道・県道等が配置され、さらに平成 22 年度に北関東自動車道が開通したことにより、周辺市町などとの連結機能も強化されています。しかし、近年の都市化やモータリゼーション^{※1}の進展により、各地で交通混雑のある区間が見られます。都市における安全かつ快適な交通を確保する都市計画道路について、重要路線から順次整備を進めるとともに、スマートインターチェンジ及びその周辺のアクセス道路等を整備し、市街地の渋滞に対応した体系的

なネットワークを強化することが求められています。

市民生活に密着した生活道路等については、快適性・利便性を求める市民の要望が多くなっています。地域の要望を十分精査したうえで、効果的・効率的な整備を推進し、利便性の向上と安全確保を図る必要があります。

さらに交通網の整備計画と同時に、自転車やシニアカー等を利用する交通弱者の安全確保を考慮した幅員構成も検討し、また、広域に関連する 4 車線道路の整備・維持管理について、県と協議を進める必要があります。

基本的方向

- 安全で快適な道路網を整備するとともに、自転車走行空間や歩行者空間の安全を確保し、すべての人が安全・安心に移動できる道路整備を推進します。
- 高速道路や幹線道路など、道路交通拠点としての役割を活かし、産業活動・観光振興・救急医療・防災など、拠点性を一層高めるための道路整備を推進します。
- 市民生活に身近な道路や橋りょうなどの効果的・効率的な整備や維持管理を行い、安全・安心で快適な道路環境の確保に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
都市計画道路 (事業着手路線) の整備進捗率	30.6 %	67.4 %	$\frac{\text{事業完了延長}}{\text{全延長}} \times 100$
認定道路 ^{※2} の整備進捗率	63.0 %	66.0 %	$\frac{\text{整備済延長}^{\ast}}{\text{全延長}} \times 100$

※ 舗装されている幅員4m以上の道路。

※1 モータリゼーション:自動車社会に広く普及し、生活必需品化すること。
※2 認定道路:市が道路法に基づいて認定及び管理している市道。

施策の柱と主な実施事業

都市計画道路の整備促進

- 本市の道路網の骨格形成を担う都市計画道路の整備を行い、快適性・利便性・迅速性を高め、歩行者にも優しい道路整備を推進します。また、交通渋滞の緩和と都市防災機能の向上を図ります。

主な実施事業

- ・太田北部幹線道路整備事業
- ・太田西部幹線道路整備事業
- ・太田東部幹線道路整備事業
- ・市道1級50号線道路整備事業
- ・無電柱化推進事業(市道1級20号線)

生活道路の整備促進

- 市民生活を支える生活道路について、利用形態を考慮した整備を計画的に行い、安全性や利便性の向上を図ります。

主な実施事業

- ・一般市道新設改良事業
- ・幹線道路整備事業
- ・交差点改良事業
- ・北関東自動車道側道建設事業

高速道路へのアクセス機能強化

- 北関東自動車道とそのアクセス機能を生かし、地域活性化及び地域交通の利便性の向上を図ります。

主な実施事業

- ・スマートインターチェンジ整備事業
- ・スマートインターチェンジ周辺整備事業
- ・スマートインターチェンジアクセス道路整備事業

道路維持の推進

- 市民の日常生活に密着した都市施設である道路等について、安全で円滑な交通を確保するため、維持管理の充実に努めます。

主な実施事業

- ・幹線道路舗装補修事業
- ・一般市道舗装事業
- ・道路・排水路維持整備事業
- ・道路ストック(橋梁)定期点検・修繕事業

関連する個別計画

- ・太田市都市計画マスタープラン:平成20年度～
- ・(仮称)太田PA & SIC周辺整備事業基本構想書:平成26年度～
- ・橋梁長寿命化修繕計画:平成27年度～平成36年度

28 交通体系の整備

現状と課題

鉄道や路線バスなどの公共交通機関は、通勤・通学に利用される以外にも、高齢者や障がい者といった交通弱者の移動手段としても重要な役割を担っています。

本市では、新田線、尾島線及び市内循環線の3路線について、路線バスを運行しています。また、平成22年度より、デマンドバス「おうかがい市バス」を運行し、公共交通手段の確保に努めてきました。少子高齢化・人口減少社会を迎えるにあたり、コンパクトな都市構造が求められており、市民の重要な移動手段であるとともに環境にもやさしい公

共交通を維持してだけでなく、こうした時代の課題に対応できる公共交通ネットワークの構築が必要となっています。

鉄道利用の利便性向上のため市内の駅について、駐輪場を設置しています。また、中心市街地などにおいて駐車場を設置しています。特にBUSターミナルおおたは長距離バスの発着場として多くの市民に利用されており、さらなる拡充・利便性向上が求められています。

基本的方向

- バス交通に関する市民ニーズを的確に捉え、路線バスなど市内公共交通の維持安定に努めます。
- 駐車場・駐輪場の利用状況や利用者の意向を把握しながら適切な運営・管理を行い、利用しやすい駐車場・駐輪場の充実を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
「おうかがい市バス」 利用登録者数	3,117 人	4,800 人	利用登録者数の合計

施策の柱と主な実施事業

公共交通の利便性向上

- 市内循環線の路線バスを運行し、通学・通院等の利便性の向上を図ります。また、自転車以外の移動手段を持たない高齢者等を対象に、「おうかがい市バス」を運行し、移動手段の確保に努めます。
- 駅やバスターミナルなど新たな公共交通拠点の設置や新たな公共交通網の構築、首都圏へのアクセス向上などについて、調査・研究を行います。

主な実施事業

- ・「おうかがい市バス」運行事業
- ・路線バス運行事業

市営駐車場・駐輪場の整備

- バスや鉄道など公共交通利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場を整備し、適切な運営・管理を行います。

主な実施事業

- ・市営駐車場管理運営事業
- ・市営駐輪場管理運営事業
- ・放置自転車等撤去保管事業

関連する個別計画

- ・太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

29

土地利用計画の策定・推進

現状と課題

本市では、都市機能が集積する市街地から工業用地・住宅地・農地・山林など多様な土地利用が行われています。地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進するためには、無秩序な市街化を抑制するなど、市全体を総合的に捉えた適切な土地利用が必要となります。

平成 17 年に行われた 1 市 3 町の合併後、太田都市計画と藪塚都市計画の 2 つの都市計画区域による土地利用の規制を行っていますが、藪塚都市計画は非線引き都市計画区域となっており、農地・住宅・工場の混在化が著しいことから、暫定的に特定用途制限地域

の指定を行うなど、住環境の保持に努めており、将来的には都市計画区域の統合を目指します。

全国的に少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後のまちづくりには、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトなまちづくりが求められます。本市においても、需要の高い工業用地を確保し市の更なる発展を図るとともに、高齢者や子育て世代にとって安心して快適に暮らせる生活環境を実現していくことが重要となります。

基本的方向

- 市の均衡ある発展のため、都市計画の制度や目的に対する住民の理解を深めるとともに、住民と連携し合意形成を十分に図りながら、農地・住宅・工場の混在化を防ぐなどして適切な土地利用に努めます。
- 公共交通ネットワークと連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」^{※1}を推進し、人口減少下においても一定の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが確保されるまちづくりを推進します。
- 工業団地の確保に努めるとともに既存施設等との連携を図り、生産性の高い工業拠点機能の強化・育成を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
地域の特性を活かしながら市全体の発展を目指します	—	—	—

※1 多極ネットワーク型コンパクトシティ：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集積しこれらの地域拠点を中心としたコンパクトなまちづくりを進めるとともに、地域拠点間を公共交通などで「ネットワーク化」(連携)し各種サービスの効率的な提供を図るもの。

施策の柱と主な実施事業

都市計画の推進

- 都市づくりの基本方針として、長期的視点に立ち、住民と連携し合意形成を十分に図り、各地域の特性を活かしながら市全体の発展を目指します。
- 都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを行政・住民・事業者が一体となって進め、公共交通ネットワークの形成を図るとともに、まちのまとまりの維持を図ります。
- 既存工業団地において操業中の企業の業務拡大や生産力増強に対応するため、経済状況を見極めながら工業用地の確保に努めます。
- インター周辺及び幹線道路の交通優位性を活かし、工業・流通などの産業振興による持続的な発展を目指します。
- インター周辺産業業務拠点である吉沢・原宿地区について、既存の太田流通団地や太田リサーチパークとの機能連携も視野に入れた一体的な産業団地開発の整備を推進し、工業都市としてさらなる発展を目指します。

主な実施事業

- ・非線引き都市計画区域の土地利用の推進
- ・都市計画区域の統合
- ・都市計画マスタープラン、立地適正化計画の策定
- ・幹線道路沿線の用途地域の変更
- ・幹線道路沿線及びインター周辺の開発許可基準の整備
- ・地区計画の活用
- ・穴抜け状の市街化調整区域の土地利用の検討
- ・既存工業団地の拡張
- ・おた渡良瀬産業団地の開発

関連する個別計画

- ・太田市都市計画マスタープラン：平成20年度～

30 景観の保全

現状と課題

景観とは、建物や道路などの街並み、山や田園の緑など「景色」と呼ばれる目に見えるものだけでなく、その土地の歴史や文化、日常生活から感じる雰囲気など、人間の五感を通して感じるものすべてを含み、良好な景観とは、住んでいる人が見れば「好ましく、誇りと感じる眺め」であり、訪れた人が見れば「来て良かった、住んでみたいと感じる眺め」のことです。

良好な景観を形成するまちづくりの推進を目指し、平成16年度に景観法が施行されました。

本市ではこの景観法に基づき、景観計画・景観条例・屋外広告物条例を定め、良好な景観を保全し、景観に影響を及ぼす行為について規制しています。また、景観に対する市民意識の向上を図るため、良好な景観の形成や保全に貢献した市民等を表彰する太田市景観賞や景観講演会を開催しています。

今後、さらに市民が愛着と誇りを感じられるような景観形成を図るため、こうした取り組みを一層推進していく必要があります。

基本的方向

- 地域の特性を活かした景観づくりの方向性やルールの策定など、地区住民の合意形成により、景観形成重点地区や景観形成型広告整備地区の指定を行い、官民共同により特色あるまちづくりを推進します。
- 市内に掲出される屋外広告物について、事業者の安全管理も含めた適正表示の指導を推進し、法や条例の一層の浸透を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
違反屋外広告物への指導に対する是正率	87.2 %	100.0 %	$\frac{\text{是正済件数}}{\text{指導件数}} \times 100$

施策の柱と主な実施事業

景観形成の推進

- 景観形成重点地区及び景観形成型広告整備地区を指定し、市街地における良好な都市景観を形成します。
- 太田市景観条例及び太田市屋外広告物条例の周知・運用を推進し、建築物や工作物、屋外広告物の規制・誘導を図り、都市景観の向上・保全を図ります。

主な実施事業

- ・景観保全形成事業
- ・景観及び屋外広告物等規制誘導事業

関連する個別計画

- ・太田市景観計画：平成22年度～
- ・太田市都市計画マスタープラン：平成20年度～
- ・太田駅南口地区市街地総合再生計画：平成25年度～

31

公園・緑地の整備

現状と課題

公園・緑地は、都市の中で緑豊かな自然にふれあえる場所であるとともに、日常的な健康運動の場として、また、語りやふれあいの場として利用されます。本市の公園については、市民一人当たりの公園面積が 12.2 m² と全国平均を超えていますが、市内の既設公園には老朽化が進んでいる公園が多いため、安全性の向上が求められています。

緑豊かな空間は、人々に潤いと安らぎを与えるだけでなく、動植物の生息空間や良好な景観形成など様々な役割を果たしますが、近年、都市化が進み身近にある自然豊かな里山

や平地林が荒廃・減少しています。豊かな自然を本市の魅力ある資源として再生し、保全・活用していく必要があります。

渡良瀬川河川緑地は市民の貴重な憩いの場として利用されていますが、未整備部分も多く、不法投棄などの問題もあり、地域住民を中心に整備の要望があります。河川法等による規制があるため、整備については関係機関と十分な協議が必要となります。

基本的方向

- 緑豊かなまちを形成していくことを目指し、都市公園等の整備、公共空間の緑化、平地林の保全及び緑に関わるまちづくり活動への支援など、地域の特性や市民のニーズに応えながら、都市計画マスタープランとの整合を図り、緑のまちづくりを推進します。
- 地域の特性に応じた公園整備を行うとともに、老朽化した公園を計画的に更新するなど施設の適切な維持管理に努めます。
- 市民の憩いの場や自然とのふれあいの場、環境学習の場としての里山・平地林の利活用を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
市民一人当たりの公園面積	12.2 m ²	12.8 m ²	$\frac{\text{市内の総都市公園面積}}{\text{総人口}}$

施策の柱と主な実施事業

公園・緑地の整備

- 緑豊かな空間を創出し、憩いと安らぎの場をつくるため、公園・緑地の計画的な整備を推進します。

主な実施事業

- ・公園整備事業
- ・矢場平地林整備事業

公園・緑地の維持管理

- 公園や緑地を安全で安心して利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

主な実施事業

- ・公園・緑地・街路樹の維持管理事業
- ・公園施設改修整備事業

関連する個別計画

32 市街地の整備

現状と課題

本市の中心市街地では、狭あい道路や過少宅地、老朽家屋などが混在し、防災上問題が生じています。また、核家族化や少子高齢化の進展などにより、空き家が散在する状況が見られ、中心市街地からにぎわいと活力が失われようとしています。

また、周辺市街地においても、未利用地があるにもかかわらず、道路網の整備が不十分なことから、居住環境の悪化を招いています。

今後、少子高齢化・人口減少が進む中で地域の活力を維持するには、中心市街地の都市機能を確保し周辺住宅地と繋ぐコンパクトな

まちづくりが求められています。

そのために、中心市街地においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の整備手法を活用し、都市基盤の整備や街区の再編を行うとともに、様々な都市機能の集積を進め、にぎわいと活気を取り戻す必要があります。

周辺市街地においても、土地区画整理事業により、道路、公園及び下水道の都市施設の整備、宅地利用の促進を図り、良好な居住環境を整備していく必要があります。

基本的方向

■ 中心市街地では、土地の高度利用を図るため、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行など、整備手法を検討し整備の促進に努めます。なお、土地区画整理事業については事業の長期化が懸念されており、総合的な事業の見直しを行い、事業期間の短縮を図り、早期の完成に努めます。

■ 周辺市街地では、事業自主財源を確保するため保留地の販売を促進し、施行中の土地区画整理事業の早期完成に努め、良好な居住環境の整備を推進します。また、未利用地の解消を図り居住環境を改善するために、整備手法の検討を進めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
土地区画整理事業の進捗率	44.1 %	54.5 %	$\frac{\text{累計事業費}}{\text{総事業費}} \times 100$

施策の柱と主な実施事業

中心市街地の整備

- 土地区画整理事業を着実に推進するとともに、土地の高度利用を図るために、市街地再開発事業など整備手法を検討し、にぎわいと活力を取り戻します。
- 事業の長期化が懸念されているため、事業の見直しを図り、事業計画の変更を行います。

主な実施事業

- ・太田駅周辺土地区画整理事業

周辺市街地の整備

- 現在実施中の土地区画整理事業について、公共施設の整備や保留地の販売等を促進し、良好な居住環境を整備し、事業の早期完成を目指します。
- 穴抜け状の市街化調整区域について、現状の土地利用の課題を踏まえ、整備手法の検討を進めます。

主な実施事業

- ・東矢島土地区画整理事業
- ・宝泉南部土地区画整理事業
- ・尾島東部土地区画整理事業

関連する個別計画

- ・太田市都市計画マスタープラン：平成20年度～
- ・東毛地方拠点都市地域整備基本計画：平成21年度～
- ・太田駅南口地区市街地総合再生計画：平成25年度～

33

住環境の整備

現状と課題

本市における市営住宅は、平成 28 年 3 月 31 日現在で公営住宅 34 団地 3,095 戸、改良住宅 2 団地 110 戸、その他の住宅 4 団地 63 戸、合計 40 団地 3,268 戸を管理しています。公営住宅法の目的を踏まえ、住宅に困窮する低所得世帯の安定した居住の確保のため、一定水準の質が確保された低廉な家賃の住宅を供給します。また、中層建物の高層階における空き部屋等の対策や、老朽化対策のための建替えや改修の対応が求められています。近年の急速な少子高齢化と核家族化の進展、

及び人口減少社会の到来を踏まえ、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯への対策が求められており、高齢者の居住についても支援していく必要があります。一方で、子育て世代の定住化を促進し、本市の定住人口の確保及び活力の維持・向上を図る必要があります。民間借家、市営住宅とも借家市場の縮小が見込まれる中、多様な居住ニーズが実現される住宅市場の環境整備が求められています。

基本的方向

- 社会の変化により多様化するニーズを的確に捉え、太田市住宅マスタープランに基づき居住者の状況に応じた適切な住まいを提供するセーフティネット^{※1}を確保し、住環境整備対策の構築を推進します。
- 木造の低層、耐火構造の中層など、立地条件や周辺環境に配慮した団地形成を検討し、地域と一体的となるような団地整備を推進します。
- 老朽化による家賃収入の減少や修繕費の増大による維持管理に係る収支悪化の予防・改善のため、適切な建替え・用途廃止等による管理戸数の適正化を図ります。また、予防保全的な維持管理や耐久性の向上などの改善を実施し、市営住宅の長寿命化を図ります。
- 太田駅周辺地区において、民間活力を活用した住宅の供給を図ります。
- 個人住宅のリフォームを支援し、市民の居住環境の改善を推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
市営住宅建替事業実施率	66.1 %	100.0 %	$\frac{\text{実施済戸数}}{\text{建設予定戸数}} \times 100$
住宅リフォーム支援事業実施件数(累計)	3,863 件	6,000 件	補助実施件数の合計

施策の柱と主な実施事業

市営住宅の整備

- 法定耐用年数の近づいた、老朽化した市営住宅を多数管理しているため、建替事業を進め、少子高齢化に対応した住環境の整備を図ります。

主な実施事業

- ・市営住宅建替事業(H18年度より、高原、石原、軽浜、鳥之郷南市営住宅実施済)(H27年度以降、鳥之郷、三島市営住宅実施予定)

市営住宅の健全な維持管理

- 昭和40年代以降に建設した耐火構造を中心とした市営住宅について、定期的なメンテナンスを実施することにより、長寿命化を図ります。

主な実施事業

- ・市営住宅ストック総合改善事業

住環境の改善支援

- 高齢化社会を迎える中、市民が安心して暮らすために、個人住宅のリフォームを支援し、住まいの居住環境の改善、長寿命化を図ります。

主な実施事業

- ・住宅リフォーム支援事業(平成23年度から隔年実施)

関連する個別計画

- ・太田市住宅マスタープラン:平成25年度～平成34年度
- ・太田市公営住宅等長寿命化計画:平成22年度～平成31年度
- ・太田駅南口地区市街地総合再生計画:平成25年度～

34

雨水排水路・下水道の整備

現状と課題

近年、都市化が進むにつれ河川流域が有していた保水能力が低下するとともに記録的な豪雨も発生しており、河川・排水路への雨水流入量が増大して水害の危険性が増大しています。地形的に地盤の低い場所や排水路の未整備な箇所では、道路冠水や宅地への浸水被害が発生しており、これまで以上に計画的な排水路の新設や改良が必要とされています。また、排水機能を維持し、河川・排水路の環境を保全するためにも、適切な維持管理が求められています。

公共下水道や流域下水道は、主に市街化区

域を対象とし、広範囲にわたる地域の水を処理するための施設です。農業集落排水、コミュニティプラント及び戸別浄化槽とともに快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っていますが、下水道整備には多額の費用を要するため、建設コストの低減等に努めることが重要です。効率的かつ効果的に整備を推進し、下水道普及率の向上に努めるとともに、施設の老朽化対策や耐震診断・地震対策を行っていく必要があります。

基本的方向

- 河川流域の保水・排水能力に配慮しながら、地域要望に基づき道路冠水や宅地への浸水被害が頻繁に発生している箇所について、計画的かつ重点的に排水路の整備を進めます。
- 河川・排水路の環境を保全するために、地域の協力を得ながら、道路側溝の清掃や道路・水路の除草を実施し、適切な維持管理に努めます。
- 下水道管の効果的・効率的な整備を推進し、水環境の保全を図るとともに適切な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
排水路整備要望の処理率	42.8 %	62.5 %	$\frac{\text{整備済数}}{\text{整備要望総数}} \times 100$
污水処理人口普及率	80.0 %	83.5 %	$\frac{\text{各污水处理施設の処理区域内人口}}{\text{総人口}} \times 100$

施策の柱と主な実施事業

排水路の整備促進

- 浸水被害等を防止し、安全・安心な生活環境を確保するために、排水路の整備を行います。

主な実施事業

- ・排水対策事業
- ・幹線水路等整備事業
- ・七ヶ村用水路整備事業
- ・藪塚地区幹線排水路整備事業
- ・烏山地区幹線排水路整備事業
- ・西新町・東新町地区排水対策事業

排水路の維持管理

- 排水機能を確保するために道路側溝の清掃を実施するとともに、雑草が繁茂しないよう道路・水路の除草を実施します。

主な実施事業

- ・道・水路清掃及び除草事業

効率的な下水道等の整備・管理

- 公共用水域の水質保全のため、地域の特性に最も適した整備手法により下水道等の整備を進めるとともに、汚水処理施設の整備改修工事を推進します。

主な実施事業

- ・公共下水道管渠整備事業

関連する個別計画

- ・太田市汚水処理構想基本計画：平成26年度～
- ・下水道事業総合地震対策計画：平成27年度～平成31年度
- ・第2期下水道長寿命化計画：平成29年度～平成33年度

35

地区住民活動の推進

現状と課題

近年、都市化の進展、少子高齢、価値観の多様化及び生活圏の拡大などにより、地域における個人相互の交流機会は減少し、地域コミュニティへの関わりや地域コミュニティに対する意識が低下している状況にあります。併せて、地域住民の要望や地域が抱える課題は、複雑多様化しています。

このような現状の中で地区住民が主体となって課題解決に取り組み、市民に最も身近な組織として相互扶助の役割を果たすよう活力ある地域コミュニティの創出や、自主的で特色ある地域コミュニティの実現が急務と

なっています。

また、本市の地域は、16の地区とこれをさらに細分化した199の行政区により構成されています。地域コミュニティ活動をはじめとする地域住民活動の拠点である集会所施設は251箇所あり、施設の長寿命化など活動環境の充実を図る必要があります。

基本的方向

- 市民に最も身近な組織として相互扶助の役割を果たすよう、活力ある地域コミュニティの創出を図ります。
- 地域コミュニティ活動拠点である施設の長寿命化など活動環境の充実を図ります。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
1%まちづくり事業採択件数	134 件	140 件	採択件数の合計

施策の柱と主な実施事業

地区住民活動の推進

- 市民活動の活性化を図るとともに、市民と行政の協働事業を支援します。
- 地域住民の知恵と労力による地域コミュニティづくりを推進します。

主な実施事業

- ・1%まちづくり事業

地区住民活動の拠点整備

- 地域活動拠点を整備するため、地域コミュニティの拠点となる集会所施設等の整備を支援し、地域コミュニティの充実・強化を図ります。

主な実施事業

- ・地区集会所新增改築等補助事業
- ・地区集会所太陽光発電システム導入補助事業
- ・地区集会所等建設用地取得事業補助事業

関連する個別計画

36 広報広聴体制の充実

現状と課題

市民参画をより一層進めるためには、これまで以上にわかりやすくタイムリーな市政情報の公開・提供を行いながら信頼関係を築くことが重要です。こうした中、広報紙の発行、公式ホームページの開設、更には、電波放送としてのエフエム太郎、群馬テレビでの番組開設などを媒体として、市政情報の提供を行っています。今後は、あらゆる広報媒体の活用を検討し、広報体制づくりを行う必要があります。

また、人口減少社会を迎える中、中長期的にこのまちで「暮らしたい」、「訪れたい」など、

本市を選択させる力を強化することも重要になっています。行政と市民が協力しながら都市の魅力を市内・市外に戦略的・継続的にアピールするなど、都市イメージと認知度を高めるための取り組みが必要となります。

広聴体制として電子メールやアンケート回収ボックスなどを通して市民の市政に対する意見や要望の把握に努めるなど、広聴活動を積極的に推進してきました。今後も、市民ニーズの的確な把握と市民の意見や要望を市政に反映できる広聴体制づくりを推進していく必要があります。

基本的方向

- より一層の情報提供及び公開などを通して、市民との情報の共有を推進するとともに、市民ニーズを的確に把握し、政策等への反映に努めます。
- 本市の魅力ある取り組みや地域特性を全国に効率的に発信するなど、本市の魅力発信に努めます。
- 市民が必要とする情報を誰もがいつでも得ることができるよう様々な媒体による広報を推進し、内容の充実を検討し、市民に読まれる広報紙の発行に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
「広報おおた」の講読率	77.7 %	77.7 %	市民満足度アンケート調査結果の数値
相談に対するクレーム件数	0 件	0 件	相談に対するクレーム件数の合計

施策の柱と主な実施事業

広報活動の充実

- 広報紙等各種の情報提供システムの在り方や内容を継続的に精査・改善し、コストパフォーマンスに優れた情報提供に努めます。
- 動画サイトやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネット技術を活用した情報提供・発信に努めます。
- 情報発信手法の強化など、効果的なシティプロモーションを行い、地域イメージの向上を図る取り組みを総合的・戦略的に推進します。

主な実施事業

- ・ 広報媒体の継続的な精査・改善推進事業
- ・ 広報媒体の有機的連携推進事業
- ・ ホームページ機能拡張事業
- ・ 太田市シティプロモーション事業

広聴機能の強化

- 相談者への適切なアドバイスが出来るよう、関係機関との連携を深めます。
- 職員の市民対応について市民サービスアンケートを実施し、接遇や業務システムの点検・改善に役立てるとともに、関係課等に水平展開を行います。

主な実施事業

- ・ 無料法律相談
- ・ 市長への手紙

関連する個別計画

- ・ 太田市総合戦略：平成27年度～平成31年度

37 国内外交流の推進

現状と課題

国際姉妹都市である米国カリフォルニア州バーバンク市及び米国インディアナ州グレイターラファイエットとは、国際理解と国際親善に貢献できる積極的で行動力のある学生の育成を目的として、交換学生の派遣・受入を交互に実施し交流を図っています。

また、外国人が多く居住する本市では、在住外国人の定住化を支援し、日本人市民と外国人市民が、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指して、多言語による行政情報の提供を行うとともに、外国人市民相談窓口を設置しています。

今後は、国際交流市民団体や在住外国人のための日本語指導を行う団体等の活動を支援し、併せて、ボランティア通訳・ホストファミリー等国際化に寄与する人材の育成が重要です。

これからの多文化共生社会の実現に向けて、一層の取り組みを推進していく必要があります。

基本的方向

- 国際姉妹都市及び友好都市との一層の友好親善のため、ボランティア団体等の国際交流に関わる人材の育成を図ります。
- 外国人市民相談窓口による行政相談、行政情報の多言語化等の一層の充実を図ります。
- 地域における多文化共生を推進することにより「文化の多様性」を取り込むことで活力あるまちづくりを推進します。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
多文化共生推進活動実施数	1 件	4 件	講習会や意見交換会等の実施数の合計

施策の柱と主な実施事業

多文化共生の推進

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、同じ地域住民として、ともに安心して暮らせる地域づくりを推進します。

主な実施事業

- ・行政情報の多言語化及び外国人市民相談窓口の充実
- ・地域における多文化共生施策の推進
- ・文化の多様性を活かしたまちづくり

国内外交流の推進

- 国際姉妹都市及び友好都市を中心とした交流事業を行い、地域の国際化を推進します。
- 国内姉妹都市及び友好都市との都市間交流を行い、それぞれのまちが持つ魅力や特性にふれあうことにより、豊かなまちづくりを推進します。

主な実施事業

- ・国際姉妹都市交換学生派遣受入事業
- ・市民による国際交流事業への支援
- ・国際交流事業を行う市民団体との協働
- ・国内姉妹都市・友好都市との市民交流事業
- ・物産市・物産朝市の開催などによる都市間交流

関連する個別計画

38

互いを認め合い人権を尊重する社会の実現

現状と課題

性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会の制度や慣行も依然と根強く残されており、就業、家事、育児及び介護など様々な分野において男女がともに参画できる社会の実現が求められています。男女が互いに尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画する機会を確保するなど、男女共同参画の推進に関する施策が求められています。

また、依然として差別意識が根強く存在しており、差別事象が後を絶たない現状にある昨今、「差別をしない、させない、許さない、

見逃さない」という人権尊重の精神に立脚し、人権意識の高揚を図る必要があります。

すべての市民がかけがえのない一人の人間として尊重され、平和で平等な生活を送ることができるよう、各種啓発活動を通して人権意識を高めるとともに、学校教育・社会教育を通して人権教育の充実を図っていかねばなりません。

基本的方向

- 性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現に向け、意識の高揚と啓発に努めます。
- 深刻な社会問題でもある配偶者等からの暴力の根絶を目指し、暴力防止の啓発や被害者のための相談事業を行い、切れ目のない支援に努めます。
- 人権を尊重し合える差別のない社会の実現を目指し、啓発活動の実施を通して人権意識の高揚と啓発に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
啓発活動実施回数	5回	5回	研修会やセミナー等の実施数の合計

施策の柱と主な実施事業

男女共同参画社会の実現

- 「第2次太田市男女共同参画基本計画」に基づく施策について、実施内容を評価検証し、成果等の点検を行います。
- 企業への啓発や連携体制を推進します。

主な実施事業

- ・第2次、第3次太田市男女共同参画基本計画の進捗管理
- ・地域人権啓発活動活性化事業

人権擁護・意識の高揚と啓発

- 市民一人ひとりの心到人権尊重の精神を育み、同和問題をはじめとした女性、子ども、高齢者、障がい者及び外国人など様々な人権問題について正しい理解と知識を深めます。

主な実施事業

- ・太田市人権教育・啓発に関する基本計画の進捗管理
- ・地域人権啓発活動活性化事業

関連する個別計画

- ・第2次太田市男女共同参画基本計画：平成25年度～平成29年度
- ・人権教育・啓発に関する基本計画：平成19年度～

39 効率的で健全な行政経営の推進

現状と課題

少子高齢化の進行、併せて人口減少の進行している昨今、社会環境は大きく変化しています。また、市民ニーズも多様化しており、行政に求められるサービスはますます増加しています。

このような状況下で、地方税収入は増加傾向にあるものの、社会保障関係経費の増大が続いており、厳しい財政状況が見込まれています。そのために、課税客体の的確な把握や収納率の向上に取り組み、持続可能な財政運営の確立が求められています。

また、すべての施策や事業の点検・見直し

を徹底し経費節減に努めるほか、統廃合による公共施設の適切な配置を行うなど市有財産の適切な管理を行わなければなりません。

さらには、様々な行政需要に対応するため、市民にスリムで機能的な組織・機構を構築し、職員資質の向上を図り、「ひと・もの・かね」といった経営資源を最大限に活用した行政経営が求められています。

基本的方向

- 安定的な財源の確保を図るとともに、限られた財源の有効配分と予算執行に努めます。
- 市有財産の適切な管理を行うとともに、その資源を活かし有効かつ効率的な運用に努めます。
- 新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できる柔軟かつ合理的な組織を構築するとともに、職員の育成を図り、市民サービスの維持向上に努めます。
- 多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、関係市町と広域的に連携しながら行政サービスの一層の向上に努めます。

目標指標

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
市債残高の縮減	729 億円	700 億円	将来計画を見込んだ市債残高(普通会計ベース)
市税収納率の向上	92.74 %	95.09 %	現状値+収納率平均伸び率 0.47%×5年 (現年+滞繰合計ベース)

施策の柱と主な実施事業

健全な財政運営の堅持

- 地方債の計画的な活用など財源の確保を図り、多様化する行政需要に対応できる健全な財政運営に努めます。

主な実施事業

- ・償還元金を超えない市債の発行
- ・おた市民債の発行
- ・収納対策事業

市有財産の管理と利活用

- 公共施設の適切な維持管理や統廃合の実施により、最適配置を図り、未利用地等の売却・貸付など市有財産の適切な管理と有効活用に努めます。

主な実施事業

- ・公共施設マネジメントの推進
- ・普通財産の処分・貸付の推進
- ・本庁舎設備等保全事業

人材育成と組織の活性化

- 柔軟かつ合理的な組織づくりと併せ、人材育成基本方針に基づき人事評価や職員研修等により職員の資質向上を図り、市民サービスの維持・向上に努めます。

主な実施事業

- ・人材育成推進事業
- ・人事評価制度の効率的な運用
- ・勤怠管理による総合的な就業管理の推進

広域連携の推進

- 市民ニーズの多様化や生活圏の拡大を踏まえ、地域の可能性を引き出すため一層の他市町との広域連携しながら、太田都市圏形成の調査研究に努めます。

主な実施事業

- ・群馬東部水道企業団による持続可能で安定した水の供給
- ・太田市外三町広域清掃組合によるごみ処理施設の管理運営
- ・連携中枢都市圏構想に係る調査研究

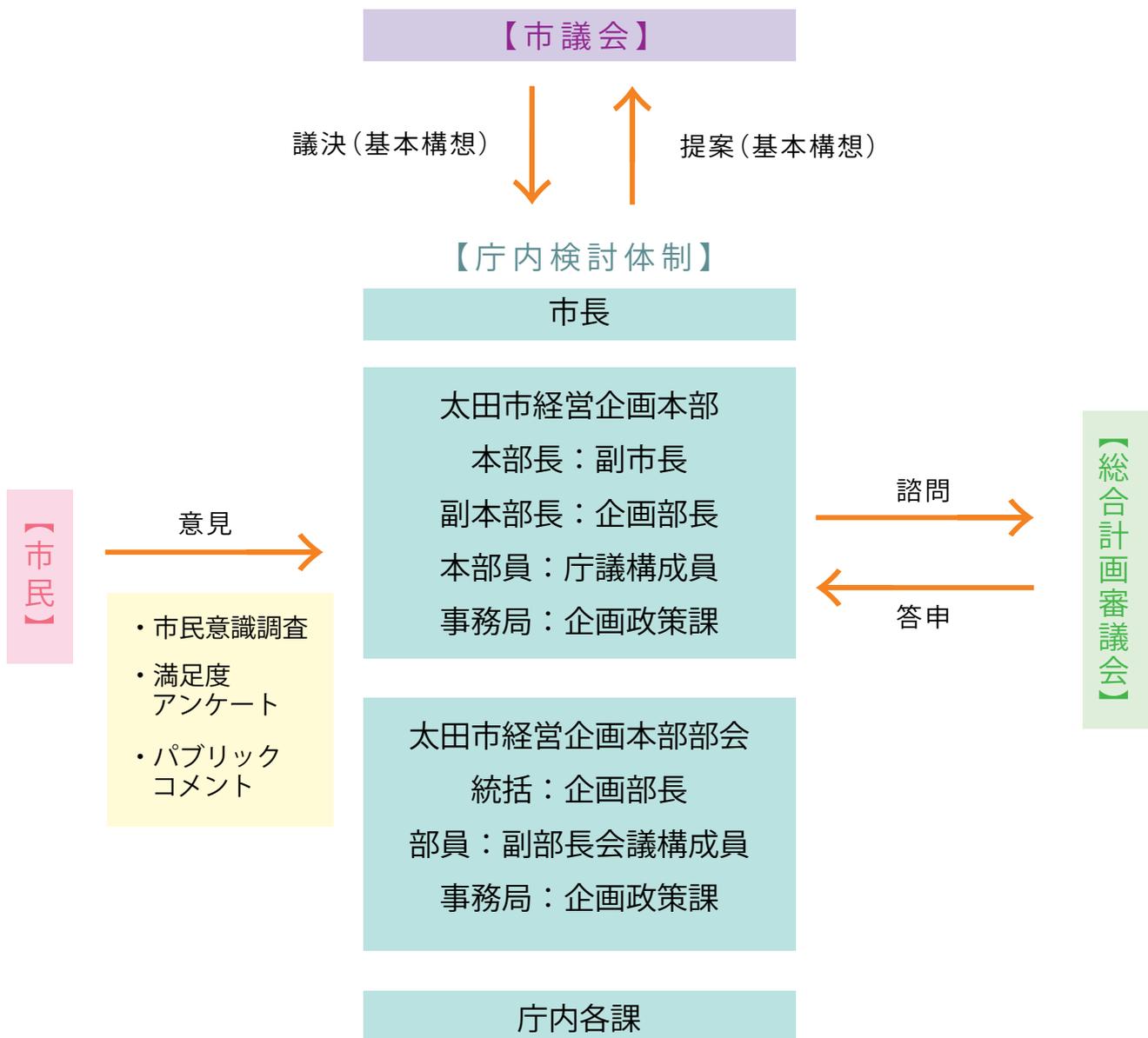
関連する個別計画

- ・太田市公共施設等総合管理計画：平成28年度～平成52年度
- ・太田市人材育成基本方針：平成28年度～平成37年度

附属資料

- 1 策定体制
- 2 策定経過
- 3 太田市総合計画審議会
- 4 第2次太田市総合計画特別委員会
- 5 分野別個別計画
- 6 目標指標一覧
- 7 太田市まちづくり基本条例
- 8 太田市市民憲章・太田市の歌

1 策定体制



2 策定経過

① 太田市経営企画本部

日 程		内 容	
平成27年	6月 2日	第1回	策定方針、策定スケジュールについて
	8月 7日	第2回	各種基礎調査の結果について
	10月 7日	第3回	計画の体系（案）について
	12月 11日	第4回	基本構想（案）について
平成28年	2月 2日	第5回	総合計画（素案）について
	5月 9日	第6回	答申について

② 太田市経営企画本部部会

日 程		内 容	
平成27年	9月 4日	第1回	策定方針、各種調書（基本構想）の再確認について
平成28年	1月 5日	第2回	各種調書（行動計画）の再確認について

③ 太田市総合計画審議会

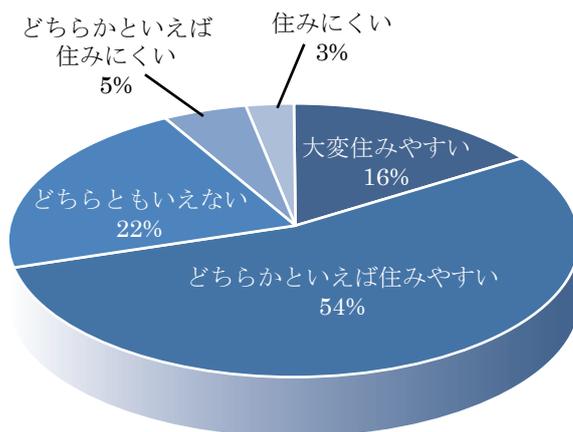
日 程		内 容	
平成27年	8月 24日	第1回	策定方針、各種基礎調査の結果について
	10月 16日	第2回	計画の体系（案）について
平成28年	1月 18日	第3回	基本構想（案）について
	3月 22日	第4回	総合計画（素案）について
	4月 19日	第5回	答申（案）について
	5月 6日	答申式	答申

④ 市民参加

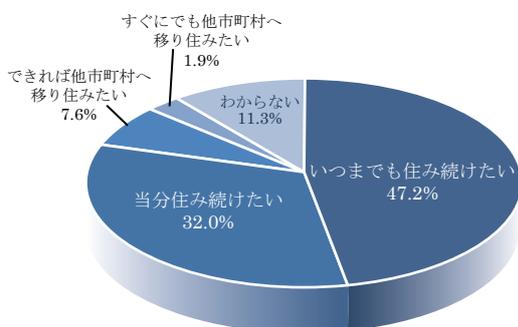
ア) 市民アンケート

- i) 調査対象 太田市在住の18歳以上の市民から 3,000 人を対象に
無作為に抽出
- ii) 調査方法 郵送による配付・回収
- iii) 調査期間 平成27年 7月 7日に配布し
平成27年 7月 30日を期限として回収
- iv) 回収結果 対象者数 3,000 名
回答者数 1,274 名
回答率 42.46 %

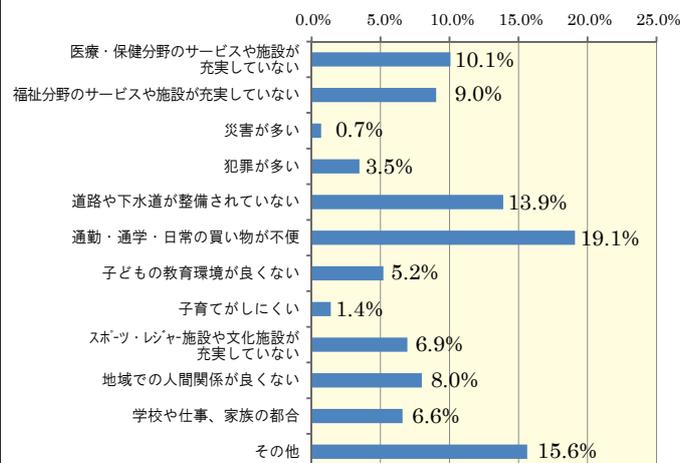
■ 住み良さ



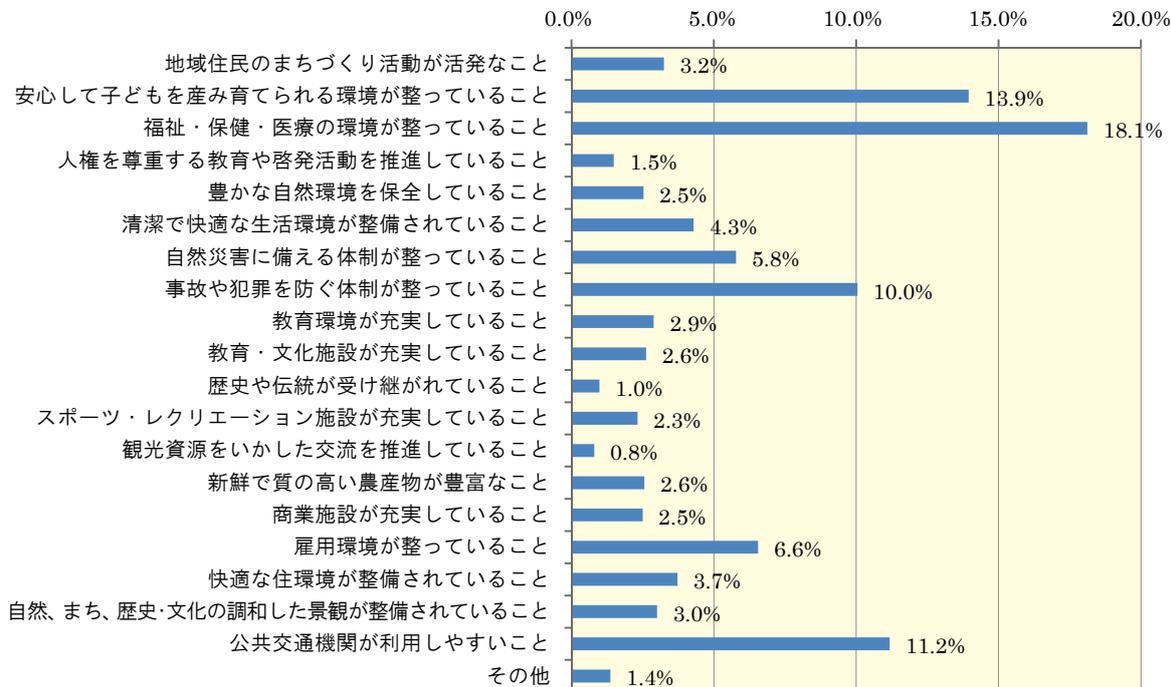
■ 今後の定住意向



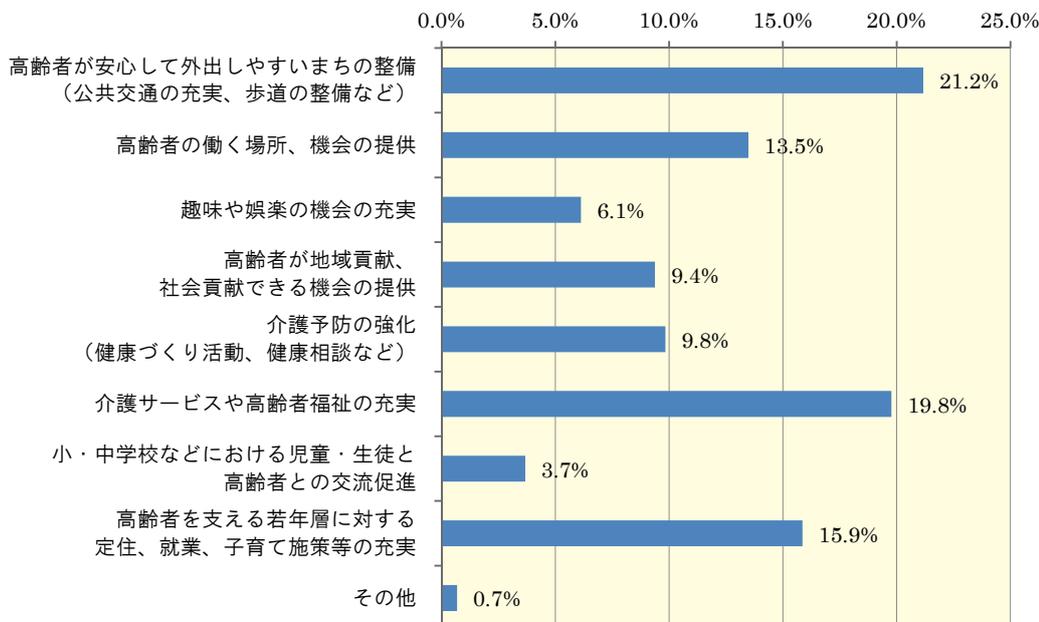
■ 他市町村へ移り住みたい理由



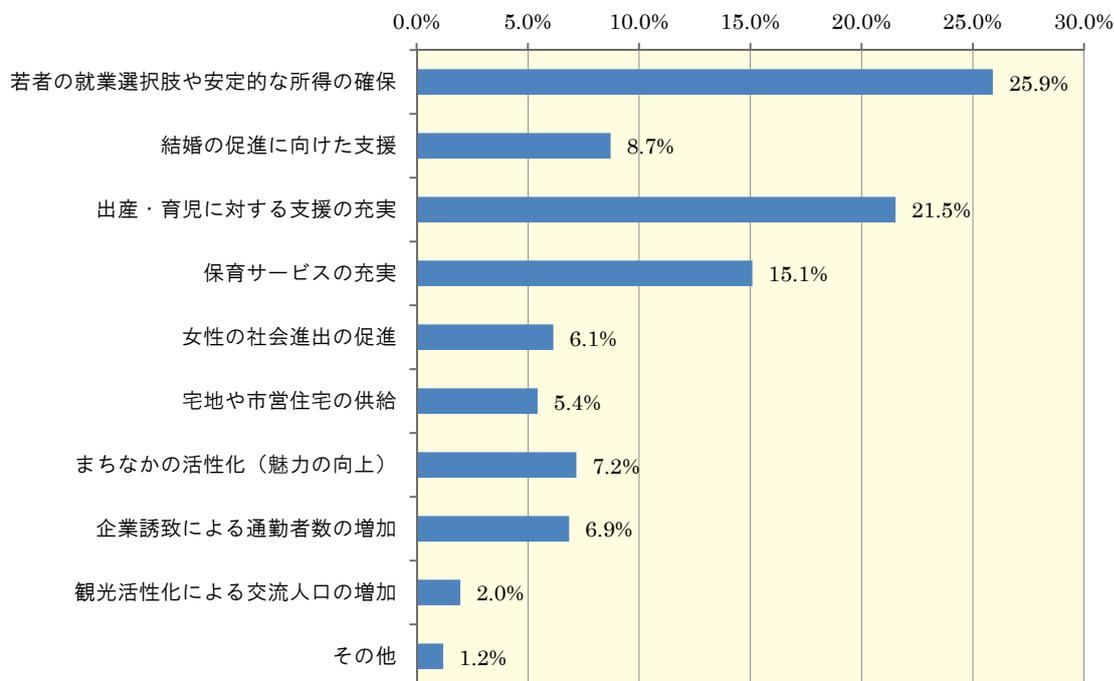
■太田市の魅力



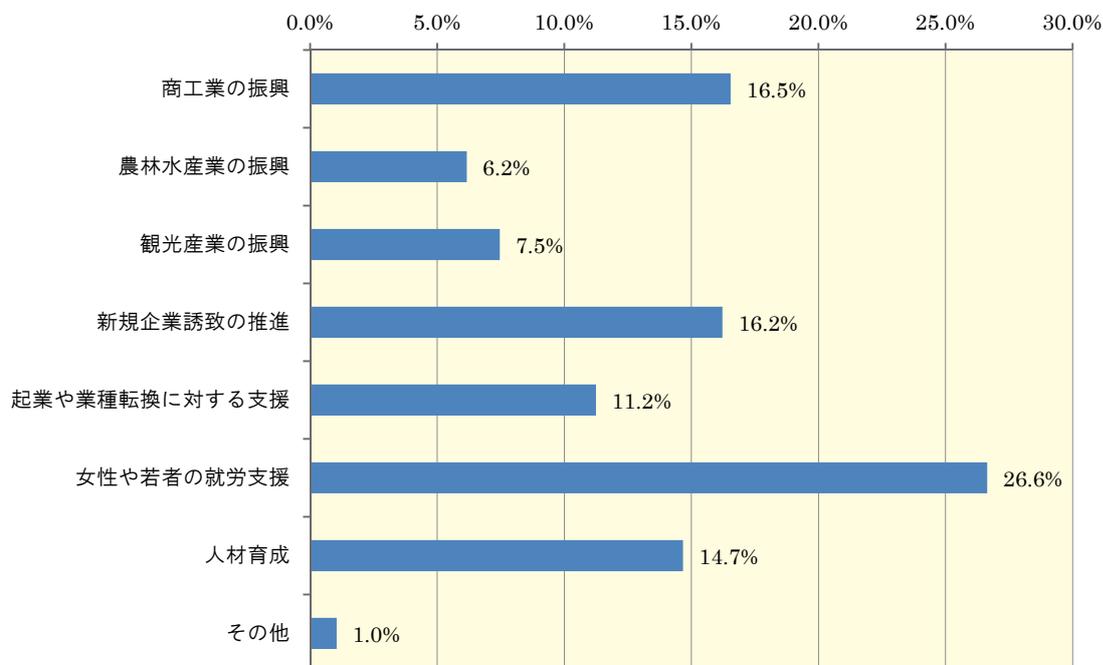
■高齢化社会に対し太田市が行うべきもの



■ 人口減少や少子化に対し太田市が行うべきもの



■ まちの活力維持のために欠かせない「働く場の確保」に向けて、太田市が行うべきもの



イ) パブリックコメント

i) 意見募集期間 平成28年 2月12日(金) ～ 3月12日(土)

ii) 意見数 3件

⑤ 議会

日 程		内 容
平成28年	6月 3日	全員協議会へ基本構想を提案
	6月 15日	第2次太田市総合計画特別委員会で分科会設置
	6月 22日	第1分科会で審議
	6月 23日	第2分科会で審議
	6月 29日	第2次太田市総合計画特別委員会で審議
	7月 5日	本会議で特別委員長報告、議会議決

3 太田市総合計画審議会

① 太田市総合計画審議会条例

平成17年 3月28日

条例第 7 号

改正 平成17年6月 8日条例第260号

平成20年3月24日条例第 4 号

(設置)

第1条 太田市総合計画の調整に関し、市長の諮問に応じて、必要な事項の調査及び審議を行うため、太田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、委員は、学識経験のあるもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、総合計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(平17条例260・平20条例4・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年6月 8日条例第260号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第 4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

② 太田市総合計画審議会委員名簿

氏名	所属機関・団体等	備考
橋本 洋一郎	太田市区長会 副会長	会長
倉上 昭男	太田市民生児童委員協議会 副会長	副会長
岡部 進	太田市防犯協会 会長	
仁木 毅	太田市環境保健委員会 会長	
石川 晃	太田商工会議所 副会頭	
杉田 洋一	太田青年会議所 副理事長	
李 雅弘	太田市医師会 会長	
遠坂 軍造	太田市老人クラブ連合会 会長	
大手 康光	太田市小中特別支援学校 PTA 連合会 顧問	
黒田 真一	群馬大学 教授	
茂木 武治	太田市農業協同組合 代表理事組合長	
八須 利秋	太田市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会 会計	
花崎 哲	群馬銀行 太田支店長	
木村 貴子	女性人材登録者	
若林 憲子	女性人材登録者	
大澤 桂子	一般公募	
中島 沙織	一般公募	

③ 太田市総合計画審議会諮問書

企 政 第 238 号
平成27年 8月24日

太田市総合計画審議会
会長 橋本 洋一郎 様

太田市長 清 水 聖 義

第2次太田市総合計画の策定について（諮問）

本市では、新生太田総合計画を平成19年度に策定し、都市像である「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」の実現を目指し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

今日、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢が急速に変動する中、市民と行政が目指すべきまちづくりの将来像を共有し、更なる市勢発展へ繋がるまちづくりを進めていくため、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第2次太田市総合計画（平成29年度～平成36年度）

④ 太田市総合計画審議会答申書

平成28年5月6日

太田市長 清水 聖義 様

太田市総合計画審議会
会長 橋本 洋一郎

第2次太田市総合計画（案）について（答申）

平成27年8月24日付け企政第238号で諮問のありました、第2次太田市総合計画（案）について、当審議会において慎重に協議した結果、これから8年かけて目指すまちづくりの指針として、妥当なものと認めます。なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮され、まちの将来像である「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」の実現に向け、次世代に残せるような魅力的なまちづくりに取り組まると要望します。

記

- 1 少子高齢化や人口減少など、太田市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、持続可能な地域社会の構築に向け、こうした変化に柔軟に対応し、的確な施策の推進に努めること。
- 2 計画に掲げた施策の実施に向けて、財源確保に配慮されるとともに、国・県等の支援の積極的活用や官民連携・広域連携の検討などにより、着実な計画の推進に努めること。
- 3 本計画の趣旨や内容が市民一人ひとりに届くよう、丁寧な周知に努めるとともに、市民の理解と協力を求めることにより、さらなる協働の取り組みを進めること。
- 4 基本施策ごとに掲げられている目標指標について、継続的な進行管理を行うなど、計画の適切な進捗管理に努めること。
- 5 審議の過程における主要な意見、要望については、別紙に付記するので、今後は、これらの意見や要望を尊重され、答申の趣旨に沿った実施計画を策定し、事業を実施されることを要望する。

個別意見（別紙）

■ 全体

- ①活力と魅力ある太田市を創造していくため、「太田市総合戦略」に掲げる地方創生の取組を推進するとともに、既存の手法に捉われることなく、市民ニーズを的確に把握した質の高い行政サービスの提供に努めること。
- ②各施策における市民満足度の分析・検証はもとより、当計画に基づく事務事業評価や各個別計画の進捗管理を確実に行うことにより、効果的・効率的に施策を展開し、市民満足度のさらなる向上を図ること。
- ③文章の表現について、わかりやすい表現に努めるとともに、専門用語などについては、注釈を付記するなど、誰もが理解できる計画とすること。

■ 将来都市像

- ①新たに加えた「品格のあるまち」という表現が抽象的であるため、市と市民が、目指すまちづくりのイメージを共有できるような表現を付記すること。
- ②「都市個性」との記載があるが、金山や利根川といった太田市らしい風土文化を文章に加えること。

■ 将来人口

- ①地区別人口を見ると、地区によって高齢化の進展にばらつきがある。地区ごとの課題を整理し、地域の実情に合った施策の推進を図ること。
- ②人口減少対策に加え、人口減少を見込んだコンパクトなまちづくりを目指す取り組みを推進すること。

■まちづくりの基本理念

1. 教育文化の向上

- ①子どもの教育について、ボランティアを活用するなど、子どもの学力向上を図るとともに、学習や部活動といった教育レベルの均衡化を図ること。また、家庭の経済状況によらず誰もが学ぶことができる場の創出に努めるとともに、小中学校への支援拡充に努めること。
- ②子どもたちの学力向上はもとより、「豊かな心」や「健やかな体」といった生きる力を育み、現代社会が抱える問題を自ら解決できるよう、社会全体で子ども・若者を見守り育てていく施策を推進すること。
- ③おおた芸術学校に対する育児世代の注目度は高い。太田市の魅力の一つとして市外・県外に対し積極的に周知するとともに、美術やデザイン、ファッションなど、さらに多くの子どもたちが持つ特色を活かせる学校開設を検討すること。また、世代を問わず、こうした活動に参加できる機会を設けること。
- ④太田市は近隣市町村と比べて文化的なイメージが弱い。新市民会館や太田駅北口文化交流施設の整備を契機に、新たな太田市の魅力創造に努めること。

2. 福祉健康の増進

- ①2025年問題を控え、増え続ける高齢者を支えていくには、在宅医療、在宅サービスが欠かせない。多くの人々が住み慣れた家、住み慣れた地域で、暮らし続けていけるよう、施策推進を図ること。一方で、在宅医療看護は新産業を生む土壌でもあり、ものづくりのまちである本市の特性も踏まえ、全国に先駆けた先進的な取り組みを検討すること。
- ②子どもの貧困が全国的に問題となっている。子どもたちへの支援を充実するとともに、貧困の要因の一つとなるひとり親家庭への支援拡充に努めること。
- ③子育て支援について、様々な家庭環境を想定し、穴のないきめ細やかで充実した支援を求める。また、市立幼保施設の運営について、民間を活用するとともに、私立幼保施設との連携を一層深め、保育園・幼稚園双方の良さが生かされる体制の構築に努めること。
- ④少子高齢化・人口減少対策として、合計特殊出生率の向上は重要な目標である。出生数の増加に市を挙げて全力で取り組むとともに、出生数の増加により生じる産科医の不足や保育施設の不足といった新たな課題に対しても的確に対応すること。
- ⑤少子高齢化・人口減少社会に対応するためには、元気な高齢者がいつまでもいきいきと暮らすことができる、健康寿命の延伸が重要である。長寿日本一を達成した長野県を参考に、市民の健康づくりについての取り組みをより一層推進すること。

3. 生活環境の整備

- ①高齢者の独り暮らしや空家が増加傾向にある。空家問題に総合的に対応するための施策の更なる充実とともに、空家等を活用した若年層の移住・定住促進につながる施策等の展開を検討すること。
- ②同じ地区で不審者情報が相次いでいる。こうした情報を基に、防犯カメラの設置を行い、安心・安全の確保を図ること。
- ③防犯灯をLED化したことで、地域が明るくなり犯罪件数も減少した。今後は、安心・安全（明るい）まちづくりに加え、心の明るさや心の豊かさにも着目し、子どもや市民の笑顔が絶えないまちづくりを推進すること。
- ④ごみの処理について、ごみの減量を目指す取り組みを推進するほか、従来の焼却中間処理—焼却灰埋立最終処分という処理システムから、中間処理を高度化しリサイクルを組み込むことにより焼却量、さらには最終処分量を極力減らしていく取り組みを推進すること。

4. 産業経済の振興

- ①若者の安定雇用を実現していくために、各種産業をバランス良く活性化し市内の雇用促進を図るとともに、起業・第2創業を支援するなど、チャレンジする若年世代に選ばれる就労環境づくりを推進すること。
- ②若者・女性の働く場を確保するとともに、これからは元気な高齢者が働くことができる場も確保していく必要がある。自動車産業と他産業とのバランスを考慮しながら企業誘致等積極的に推進すること。また、在宅勤務など時間と場所にとらわれない働き方や安心して働けるよう子どもを預けられる場所を確保するなど、新しい働き方の啓蒙・普及についても検討すること。
- ③中心市街地の衰退が著しい。商店の後継者不足など中心市街地が抱える課題に対し、商店街組合と連携を図りながら的確に対応すること。また、空き店舗について、芸術家が自由に活動できる場として利用するなど、既存の利用形態に捉われないアイデアで、太田らしい活性化の方法を検討すること。
- ④農業の担い手不足解消のため、米のブランド化など小さな農家を守る取り組みを推進すること。農業人口が減少する中、農業技術を引き継いでいくことも重要である。新規就農支援を充実させるとともに、選択される職業として「農業」が選ばれるよう、新時代に対応する農業の発展・強化を図るなど、農業振興施策を推進すること。
- ⑤狩猟でない新たな鳥獣害対策を要望する。また、金山のシンボルである松の保全や環境保全活動にも取り組み、ぐんまこどもの国と連携し、金山・子育て呑龍を中心とした観光PRと魅力あるイベント開催に努めること。

5. 都市基盤の整備

- ①公共交通が不便である。車社会に頼り過ぎない社会を目指し、市内循環バスを充実させるとともに、子どもたちにバスの乗り方を周知するなど、利用者増を図ること。また、東京圏までの利便性向上を図るなど、交通施策の推進を図ること。
- ②市民が健康で快適に暮らすことができる生活環境を確保するため、市内全域において下水環境の整備に努めること。

6. 健全な行政運営の推進

- ①太田市内16地区、199行政区の区分けについては、地域の歴史や成り立ちを尊重しつつ、行政区間の規模の格差是正や行政区の運営力の向上を目的に、今後予想される地域の人口減少を踏まえながら、必要に応じて統合や再編を検討すること。
- ②人口減少による財政規模の縮小が懸念されることから、行政だけでなく、地域住民やボランティアなど、多様な民間主体と行政の協働によって行政サービスの充実を図ること。
- ③滞納事案を迅速かつ効率的に処理し、地方財政の基盤となる税収確保を図るとともに、納税に対する不公平感を払拭し、納税秩序を確立すること。

4 第2次太田市総合計画特別委員会

① 第2次太田市総合計画特別委員名簿

委員長 白石 さと子

副委員長 宮沢 まりこ

(H28. 6. 15選任)

分科会名	委 員 名			
第1分科会	◎五十嵐 あや子 渡 辺 謙一郎 渋 沢 ゆきこ 齋 藤 光 男 高 橋 美 博	○高 田 靖 秋 山 健太郎 岩 崎 喜久雄 宮 沢 まりこ 久保田 俊	高 木 勝 章 星 野 一 広 尾 内 謙 一 大 川 陽 一	
第2分科会	◎町 田 正 行 高 橋 え み 石 川 忠 宏 川 鍋 栄 山 田 隆 史	○大 川 敬 道 八木田 恭 之 高 藤 幸 偉 正 田 恭 子 石 倉 稔	水 野 正 己 矢 部 伸 幸 市 川 隆 康 大 島 正 芳	

※◎は分科会長、○は副分科会長

※委員名欄の委員は、議席番号の昇順で記載

② 基本構想議案

議案第58号

第2次太田市総合計画基本構想について

本市行政の総合的かつ計画的な運営を図るため、第2次太田市総合計画基本構想を定めたいので、太田市総合計画基本構想の議決に関する条例（平成27年太田市条例第48号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月9日提出

太田市長 清水 聖 義

第2次太田市総合計画基本構想 別冊

5 分野別個別計画一覧

第2次太田市総合計画と整合を図りながら推進していく各分野別の主な行政計画は以下の一覧のとおりです。

基本理念Ⅰ 教育文化の向上

- ・ 太田市教育大綱（太田市教育振興基本計画） 平成29年度～平成32年度
- ・ 太田市教育行政方針
- ・ 太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 史跡天神山古墳・女体山古墳保存管理計画 昭和59年度～
- ・ （仮称）太田市はにわ公園建設基本構想 平成 8年度～
- ・ 史跡上野国新田郡家跡保存活用計画 平成29年度～
- ・ 史跡新田荘遺跡保存管理計画 平成20年度～
- ・ 史跡金山城跡保存管理計画 平成20年度～
- ・ 史跡金山城跡第2期整備基本計画 平成18年度～

基本理念Ⅱ 福祉健康の増進

- ・ はつらつプラン21 平成27年度～平成29年度
（太田市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）
- ・ 第4次太田市障がい者福祉計画 平成29年度～
- ・ 第4期太田市障がい福祉計画 平成27年度～平成29年度
- ・ 第2次太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 平成25年度～平成29年度
- ・ 太田市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 太田市次世代育成支援行動計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 健康おた21 平成20年度～平成29年度
（太田市健康づくり計画）
- ・ 太田市国民健康保険データヘルス計画 平成27年度～平成29年度

基本理念Ⅲ 生活環境の整備

- ・ 太田市地域防災計画 平成18年度～

- ・ 第2期太田市耐震改修促進計画 平成28年度～平成32年度
- ・ 太田市空家等対策計画 平成28年度～平成32年度
- ・ 太田市通学路交通安全プログラム 平成25年度～
- ・ 第2次太田市環境基本計画 平成29年度～平成38年度
- ・ 太田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成16年度～平成40年度
- ・ し尿処理施設長寿命化計画 平成29年度～平成38年度

基本理念Ⅳ 産業経済の振興

- ・ 創業支援事業計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度

基本理念Ⅴ 都市基盤の整備

- ・ 太田市都市計画マスタープラン 平成20年度～
- ・ (仮称)太田P A & S I C周辺整備事業基本構想書 平成26年度～
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画 平成27年度～平成36年度
- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 太田市景観計画 平成22年度～
- ・ 太田駅南口地区市街地総合再生計画 平成25年度～
- ・ 東毛地方拠点都市地域整備基本計画 平成21年度～
- ・ 太田市住宅マスタープラン 平成25年度～平成34年度
- ・ 太田市公営住宅等長寿命化計画 平成22年度～平成31年度
- ・ 太田市汚水処理構想基本計画 平成26年度～
- ・ 下水道事業総合地震対策計画 平成27年度～平成31年度
- ・ 第2期下水道長寿命化計画 平成29年度～平成33年度

基本理念Ⅵ 健全な行政運営の推進

- ・ 【再掲】太田市総合戦略 平成27年度～平成31年度
- ・ 第2次太田市男女共同参画基本計画 平成25年度～平成29年度
- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画 平成19年度～
- ・ 太田市公共施設等総合管理計画 平成28年度～平成52年度
- ・ 太田市人材育成基本方針 平成28年度～平成37年度

6 目標指標一覧

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅰ 教育文化の向上			
教育が充実し青少年が健やかに育つまちづくり			
1 義務教育の推進			
学力検査における正答率	全校平均と同程度	すべての強化において+1.0ポイント以上	太田市正答率(%)－全国正答率(%)
大規模改修(校舎)の実施率	0%	51.6%	改修済棟数÷改修予定棟数×100
給食施設の改修実施率	63.2%	97.4%	H32年度に建設後30年を経過する給食室のうち改修・改築済の給食施設の率
2 高校教育の充実			
高校卒業時の地元企業への就職率	62.6%	65.0%	太田市内就職者数÷高校卒業時就職者総数×100
地元大学への進学率	35.1%	40.0%	地元大学進学者数÷全進学者数×100(4年制大学)
3 青少年の健全育成			
青少年交流事業の県外延べ派遣人数	1,538人	2,113人	平成14年からフレンドシップ(稚内市)、平成20年から弘前ねぶた交流団の延べ派遣人数
青少年センター補導員協議会街頭補導・青少推/パトロール延べ参加人数	30,021人	43,000人	青少年センター補導員街頭補導延べ参加人数・青少推/パトロール延べ参加人数(平成17年度からの累計)
生涯にわたってスポーツに親しみ楽しめるまちづくり			
4 スポーツの振興			
おたスポーツアカデミー受講登録率	11.0%	11.3%	受講登録者数÷市内全小学校児童及び中学生生徒数の合計×100
スポーツ施設の利用者数	1,440,699人	1,585,000人	市が管理する体育施設の利用者数の合計
豊かな心と文化を育むまちづくり			
5 生涯学習の推進			
各種教室・講座・事業の参加延べ人数	73,897人	81,300人	社教センター及び市内行政センター参加人数の合計
図書館利用登録者数	73,233人	80,000人	中央図書館・尾島図書館・新田図書館・藪塚本町図書館の利用登録者数の合計
6 芸術文化の推進			
芸術学校生徒及び団員数	758人	760人	本科(5科)、付属団体(3団体)、一般団体(4団体)の生徒・団員数の合計
文化施設の利用者数	209,429人	468,000人	文化施設(市民会館、新田文化会館、藪塚本町文化ホール、駅なか文化館、まちなか文化ルーム、美術館・図書館)利用者数の合計
7 文化財の保護活用			
国指定史跡等の調査・整備の進捗率	55.7%	82.0%	累計事業費÷総事業費×100
文化財課・歴史施設課主催事業の参加者数	43,013人	44,000人	各種主催事業の参加者数の合計

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅱ 福祉健康の増進			
みんなで支える福祉のまちづくり			
8 介護・高齢者福祉の推進			
老人福祉センター利用者数	173,204人	181,864人	第一老人福祉センターなど市内4センターの利用者の合計
介護ボランティアの登録率	0.16%	0.5%	65歳以上高齢者に占める介護ボランティアに登録する者の割合
9 障がい者福祉の推進			
地域で生活する障がい者の割合	97.75%	98.00%	$100 - (\text{施設入所者数} \div \text{障がい者手帳保有者数} \times 100)$
10 地域福祉の推進			
自立相談月平均受付件数	23件	33件	自立相談支援件数の合計
献血者数	14,652人	15,399人	献血者数の合計
安心して子育てができるまちづくり			
11 子ども・子育て支援の充実			
合計特殊出生率	1.51	1.57	一人の女性が生涯に産むと推計される平均子ども数
待機児童数	0人	0人	保育園の待機児童数の合計
健康で元気に暮らせるまちづくり			
12 健康の増進			
がん検診受診率	26.2%	28.0%	$\text{受診者数} \div \text{対象者} \times 100$ (がんの種類は胃・大腸・子宮頸部・乳・肺・前立腺(6種)の平均値)
13 医療・保険制度の充実			
医療費助成制度の継続実施	制度維持	制度維持	現行制度の維持
特定健診の受診率(国民健康保険)	38.2% (平成27年度速報値)	60.0%以上	$\text{特定健診受診者} \div \text{特定健診受診対象者} \times 100$

■ 附属資料

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅲ 生活環境の整備			
災害に強いまちづくり			
14 防災対策の推進			
災害時食糧の備蓄率	68.6%	100.0%	食糧の年度末食数÷備蓄目標食数×100
避難行動要支援者登録者数	1,059人	5,971人	避難行動要支援者数の合計
15 消防・救急体制の充実強化			
救命講習受講者数	7,800人	9,000人	年間の講習受講者数の合計
住宅用火災警報器設置率	67.7%	81.0%	設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合
16 安全な居住環境の推進			
住宅耐震化率	71.2%	85.0%	耐震性がある住宅戸数÷住宅総戸数×100
狭あい道路寄附延長	27.2km	44.7km	狭あい道路寄附延長の合計
日常生活の安全を向上させるまちづくり			
17 防犯体制の強化			
市内刑法犯認知件数	2,384件	2,300件	市内刑法犯認知件数の合計
18 消費生活の安定			
出前講座実施回数	19回/年度	30回/年度	学校、行政、地域団体での実施回数の合計
19 交通安全対策の推進			
交通事故件数	7,692件	7,200件	人身事故件数+物件事故件数
交通安全施設の設置・補修要望対処率	100%	100%	処理件数/要望件数×100
良好な環境を保全し向上させるまちづくり			
20 環境政策の推進			
CO2排出量	260万t-CO2 (平成25年度算出基礎)	240万t-CO2	活動量(使用量・生産量等)×排出係数
21 生活環境の保全			
特定事業場の排水基準遵守率	68.6%	100.0%	排出基準遵守事業場数÷立入調査実施事業場数×100
22 廃棄物の適正処理			
家庭ごみ排出量	704.1g/人/日	697.0g/人/日	家庭系ごみ年度排出量÷人口÷年度日数
し尿処理量	65,000KL/年	63,000KL/年	太田市内のし尿処理施設(3施設)での処理量の合計

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅳ 産業経済の振興			
活力のある産業とにぎわいのあるまちづくり			
23 工業基盤の整備と産業支援			
市内創案件数	170件/年	180件/年	法人設立届件数(5か年の平均値)
24 商業基盤の整備とにぎわいの創出			
年間商品販売額	6,844億円 (平成26年)	6,900億円	商業統計調査による数値
25 農業生産基盤の整備と農業経営基盤の強化			
農地の集積率	18.36%	22.00%	利用権設定がされた農地÷全農地(青地+白地)×100
農地の区画拡大面積	10 ha	50 ha	農地の区画拡大面積の累計
26 観光事業の推進と交流人口の増加			
観光入込客数(八王子山公園)	235,400人	330,000人	芝桜まつり、イルミネーション開催期間中の入込客数

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅴ 都市基盤の整備			
安全で便利な道路や交通機関のあるまちづくり			
27 道路網の整備			
都市計画道路(事業着手路線)の整備進捗率	30.6%	67.4%	事業完了延長÷全延長×100
認定道路の整備進捗率	63.0%	66.0%	整備済延長÷全延長×100
28 交通体系の整備			
「おうかがい市バス」利用登録者数	3,117人	4,800人	利用登録者数の合計
良好な都市空間と住空間を創出するまちづくり			
29 土地利用計画の策定・推進			
地域の特性を活かしながら市全体の発展を目指します	—	—	—
30 景観の保全			
違反屋外広告物への指導に対する是正率	87.2%	100.0%	是正済件数÷指導件数×100
31 公園・緑地の整備			
市民一人当たりの公園面積	12.2㎡	12.8㎡	市内の総都市公園面積÷総人口
32 市街地の整備			
土地区画整理事業の進捗率	44.1%	54.5%	累計事業費÷総事業費×100
33 住環境の整備			
市営住宅建替事業実施率	66.1%	100.0%	実施済戸数÷建設予定戸数×100
住宅リフォーム支援事業実施件数(累計)	3,863件	6,000件	補助実施件数の合計
34 雨水排水路・下水道の整備			
排水路整備要望の処理率	42.8%	62.5%	整備済数÷整備要望総数×100
汚水処理人口普及率	80.0%	83.5%	各汚水処理施設の処理区域内人口÷総人口×100

■ 附属資料

目標指標	現状値 (平成27年)	目標値 (平成32年)	算出方法
基本理念Ⅵ 健全な行政運営の推進			
市民が主体のまちづくり			
35 地区住民活動の推進			
1%まちづくり事業採択件数	134件	140件	採択件数の合計
36 広報広聴体制の充実			
「広報おおた」の講読率	77.7%	77.7%	市民満足度アンケート調査結果の数値
相談に対するクレーム件数	0件	0件	相談に対するクレーム件数の合計
37 国内外交流の推進			
多文化共生推進活動実施数	1件	4件	講習会や意見交換会等の実施数の合計
38 互いを認め合い人権を尊重する社会の実現			
啓発活動実施回数	5回	5回	研修会やセミナー等の実施数の合計
39 効率的で健全な行政経営の推進			
市債残高の縮減	729億円	700億円	将来計画を見込んだ市債残高(普通会計ベース)
市税収納率の向上	92.74%	95.09%	現状値+収納率平均伸び率0.47%×5年(現年+滞繰合計ベース)

7 太田市まちづくり基本条例

前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育まれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会及び行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とします。

(条例の最高規範性)

第2条 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。

2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。

(言葉の意味)

第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「市民」とは、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。
- (2) 「市の執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいいます。
- (3) 「参画」とは、市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (4) 「協働」とは、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

(平19条例25・一部改正)

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1) 市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。
- (2) 市の執行機関及び市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3) 市民、市議会及び市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4) 市の執行機関及び市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5) 市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6) 市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

第3章 情報の共有

(情報への権利)

第5条 市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

(説明責任)

第6条 市の執行機関及び市議会は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

(情報の収集及び管理)

第7条 市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第8条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

第4章 参画と協働の市政運営

(参画と協働)

第9条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。

2 市民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、参画と協働によるまちづくりに向けて、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

(参画への保障)

第10条 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施及び評価の各段階に参画することができます。

2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

(協働)

第11条 市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民及び市議会との協働によるまちづくりを行います。

(意見公募)

第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。

3 市の執行機関は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

第5章 財政

(財政状況の公表)

第13条 市長は、市の財政（負債状況を含みます。）に関する資料を作成して公表することにより、市の財政状況を的確かつわかりやすく市民に伝えなければなりません。

(財政に係る中長期計画の策定)

第14条 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測及び歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。

2 総合計画の立案及び見直しは、参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下で行われなければなりません。

3 総合計画の見直しは、適切な時期に最も適切な方法で実施します。

(予算の編成と執行)

第15条 市長は、予算の編成及び執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければなりません。

(予算の説明責任)

第16条 市長は、予算の編成にあたって、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(決算内容の説明責任)

第17条 市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類の内容について、市民が具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

(財産の管理)

第18条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効果的な運用を図らなければなりません。

(財政改革のための委員会)

第19条 市長は、次の世代に大きな負担を残さないために、市民又は市議会の要望を受けて、市民（学識経験者を含みます。）、市議会及び行政の各分野からなる、財政改革のための委員会を設置することができます。

第6章 評価

(評価の実施)

第20条 市の執行機関は、主要な事業について事前及び事後に評価し、その結果を公表します。

2 前項の評価の方法は、評価基準を定めるなど常に最もふさわしい方法で行うよう改善していきます。

3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます。

- 4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

第21条 市長は、市政にかかわる重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定めます。
- 3 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 4 市長は、住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めます。

第8章 地域コミュニティ

(コミュニティの役割)

第22条 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団（以下「コミュニティ」といいます。）を、自治の担い手であることを認識し、守り育てよう努めます。

- 2 市の執行機関及び市議会は、コミュニティ活動の自主性及び自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

(住民自治組織)

第23条 市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し参加しよう努めます。

- 2 市の執行機関及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援しよう努めます。
(平21条例3・一部改正)

第9章 行政及び議会の役割と責務

(市長の役割と責務)

第24条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に応え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

(行政の役割と責務)

第25条 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。

- 2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

(議会の役割と責務)

第26条 市議会は、市の議決機関として、また、市政運営を監視することを通じて、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。

- 2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、全市民のために誠実に職務を行います。

第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり

(安全安心の環境整備と防犯活動)

第27条 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県及び市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。

- 2 市民は、相互に協力して安全で安心して暮らせるまちづくり活動を推進するように努めます。

(危機管理)

第28条 市は、災害等に際して市民の身体、生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。

- 2 市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。

第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり

(子育てと子どもにやさしいまちづくり)

第29条 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

- 2 市民は、地域で一体となり、未来を担う子どもたちを育てます。

(青少年に対する環境整備と育成)

第30条 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

2 市民は、青少年に対する環境整備と育成の施策に協力するとともに、青少年が積極的に社会活動に参加できるように努めます。

(高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり)

第31条 市は、高齢者や障がい者が生きがいをもち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。

2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

第12章 環境と共生する豊かなまちづくり

(環境と共生するまちづくり)

第32条 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

2 市民は、日常生活や社会活動などで自然環境に配慮した暮らしを心がけます。

(活力ある豊かなまちづくり)

第33条 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。

2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

第13章 連携と交流

(近隣市町村との連携と交流)

第34条 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

(国及び県との連携)

第35条 市は、国及び県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

(国際交流と連携)

第36条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携及び交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

第14章 条例の見直しと検討

(条例の見直しと検討)

第37条 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。

附 則

平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町が新しい太田市として一つの自治体になったことを契機として制定されたこの条例は、平成18年4月1日から施行します。

附 則（平成19年3月12日条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

8 太田市市民憲章・太田市の歌

太田市市民憲章

わたくしたちは 豊かな自然と歴史のもとで
希望にみちた住みよいまちづくりを目指し
太田市の限らない発展に願いをこめて
ここに市民憲章を定めます

- 一 自然を愛し 歴史を学び
文化を育てる まちをつくります
- 一 教養をふかめ からだをきたえ
人権を尊重する まちをつくります
- 一 力をあわせ 知恵をだし
豊かな まちをつくります
- 一 きまりをまもり 助けあい 明るい家庭で
楽しい まちをつくります
- 一 環境を大切にして 産業をおこし
生きがいのある まちをつくります

平成十八年三月二十八日制定

太田市の歌

作詞 古館多加志
作曲 團 伊玖磨

- 一 松風のさやかにわたる
金山やさしく通わす心
すこやかな幼子の
いのち見守る香竜さま
鐘のどやかに
鐘鳴りひびく太田市よ
- 二 つわものの時代に浸り
歴史をひもときはぐくむ文化
果てしなく巡りゆく
大地潤す利根の水
今きらめいて
今輝きの太田市よ
- 三 躍進の誓いも新た
荷積みにときめく産み出す力
労いはやすらぎの
いで湯ほのぼの明日を呼ぶ
人つどい来て
人語り合う太田市よ

平成十七年十月一日制定

第2次 太田市総合計画

人と自然にやさしく、品格のあるまち太田

平成29年度～平成36年度
(2017年度～2024年度)

発行／太田市

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

電話 (0276) 47-1111 (代表)

ホームページURL／<http://www.city.ota.gunma.jp/>

編集／太田市 企画部 企画政策課

発行日／平成29年3月